105 仮　　設　　工

目　　次

（次頁につづく）

105-010　仮設工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　①　仮設工」を適用する。
ただし、「鋼矢板の賃料期間の算定」、「適用区分による賃料の補正」、「鋼矢板、H型鋼の標準長及びスクラップ長」については「運用資料」を適用する。

105-020　鋼矢板（Ｈ形鋼）工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　②　鋼矢板（H形鋼）工」を適用する。

105-030　油圧圧入引抜工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　②　鋼矢板（H形鋼）工　②－３　油圧圧入引抜工」を適用する。

105-040　矢板工（アースオーガ併用圧入工）

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　③　矢板工（アースオーガ併用圧入工）」を適用する。

105-050　鋼矢板（Ｈ形鋼）工（クレーン引抜工）

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　④　鋼矢板（H形鋼）工（クレーン引抜工）」を適用する。

105-060　ディーゼルハンマ・プレボーリング工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　②　鋼矢板（H形鋼）工　②－４　プレボーリング」を適用する。

105-070　鋼矢板施工法選定（参考）

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑤　鋼矢板施工法選定（参考）」を適用する。なお、鋼矢板打込長及び引抜長７．０ｍ以下の場合、「105-250　矢板・H形鋼打込工(バックホウ装着式油圧バイブロハンマ）」の適用を検討すること。

105-080　仮設材設置撤去工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑥　仮設材設置撤去工」を適用する。

105-090　足場支保工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑦　足場支保工」を適用する。

105-100　締切排水工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑧　締切排水工」を適用する。
なお、施工歩掛の「機種の選定（ポンプ運転）」の排水量についての留意事項は「運用資料」を適用する。

105-110　ウェルポイント工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑨　ウェルポイント工」を適用する。

105-120　土のうエ

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑩　土のう工」を適用する。
なお、参考図、留意事項については、「運用資料」を適用する。

105-130　仮橋・仮桟橋工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑪　仮橋・仮桟橋工」を適用する。

105-140　汚濁防止フェンスエ

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑫　汚濁防止フェンス工」を適用する。

105-150　仮囲い設置撤去工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑬　仮囲い設置撤去工　⑬－１　仮囲い設置撤去工」を適用する。

105-160　雪寒仮囲いエ

雪寒仮囲いについては「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑬　仮囲い設置撤去工　⑬－２　雪寒仮囲い工」を適用する。ただし、仮囲い屋根の短辺が12mを超える場合の雪寒仮囲い、シート囲い設置・撤去、及び防寒養生については、「運用資料」を適用する。

105-170　仮設防護柵工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑭　仮設防護柵工（切土及び発破防護柵工）」を適用する。

105-180　濁水処理工（一般土木工事）

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑮　濁水処理工（一般土木工事）」を適用する。

105-190　敷鉄板設置撤去工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑯　敷鉄板設置撤去工」を適用する。

105-200　防塵処理工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑰　防塵処理工」を適用する。

105-210　仮設電力設備工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑱　仮設電力設備工」を適用する。

105-220　グラフによる標準的な仮設電力設備の積算

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑲　グラフによる標準的な仮設電力設備の積算」を適用する。

105-230　法面工（仮設用モルタル吹付工）

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑳　法面工（仮設用モルタル吹工）」を適用する。

105-240　交通誘導警備員

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　㉑　交通誘導警備員」を適用する。
なお、交通誘導警備員の算定図（参考）は「運用資料」を適用する。

105-250　矢板・Ｈ形鋼打込工（バックホウ装着式油圧バイブロハンマ）

「運用資料」を適用する。

105-260　仮設昇降用階段工

「運用資料」を適用する。

105-270　仮設落石防護柵工

「運用資料」を適用する。

105-280　急傾斜防止工事用防護柵工

「運用資料」を適用する。

105-290　とい排水工

「運用資料」を適用する。

105-300　公安委員会指定委任信号機設置

「運用資料」を適用する。

105-310　冬期施工の積算について

「運用資料」を適用する。

105-320　結氷対策工

「運用資料」を適用する。

105-330　除雪工

「運用資料」を適用する。

105-340　環境対策資機材（クリーンルーム・負圧集塵装置）設置撤去工

「運用資料」を適用する。

仮　　設　　工

運　用　資　料

105-010　仮設工

１．賃料期間の算定

鋼矢板の賃料期間の算定については次を標準とする。

賃料期間（日）＝　（打込期間×１／２）＋（在場期間）＋（引抜期間×１／２）＋（５日＋４日）

（注）１．仮設用H杭についても同様の扱いにする。
２．土留め、締切り、路面覆工等に使用される切梁腹起し覆工板及び工事用道路等に使用される敷鉄板については打込（引抜）期間を設置（撤去）期間と読みかえ同様の扱いとする。
３．在場期間・打込期間・引抜期間は、各工種の積上日数から雨休率により補正した期間である。
４．５日は材料の搬入期間、４日は材料の搬出期間である。
５．現地条件及び現場制約等により積上日数によることが困難の場合は、別途考慮する。

２．適用区分による賃料の補正

（１）　鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板及び鋼製マットの供用日数（または月数）の長短により賃料の適用区分が変わることによって、賃料計上額が当該日数（または月数）の増加に比例せず減少する場合がある。
したがって減少する時点までの供用日数（または月数）における賃料計上額は、その減少する時点における賃料計上額を上限とし、次の方法で減額補正すること。

（２）　補正方法

①　補正額の積算方法は、供用日数が斜線部内にあるときは、補正日数により積算すること。

図2-1

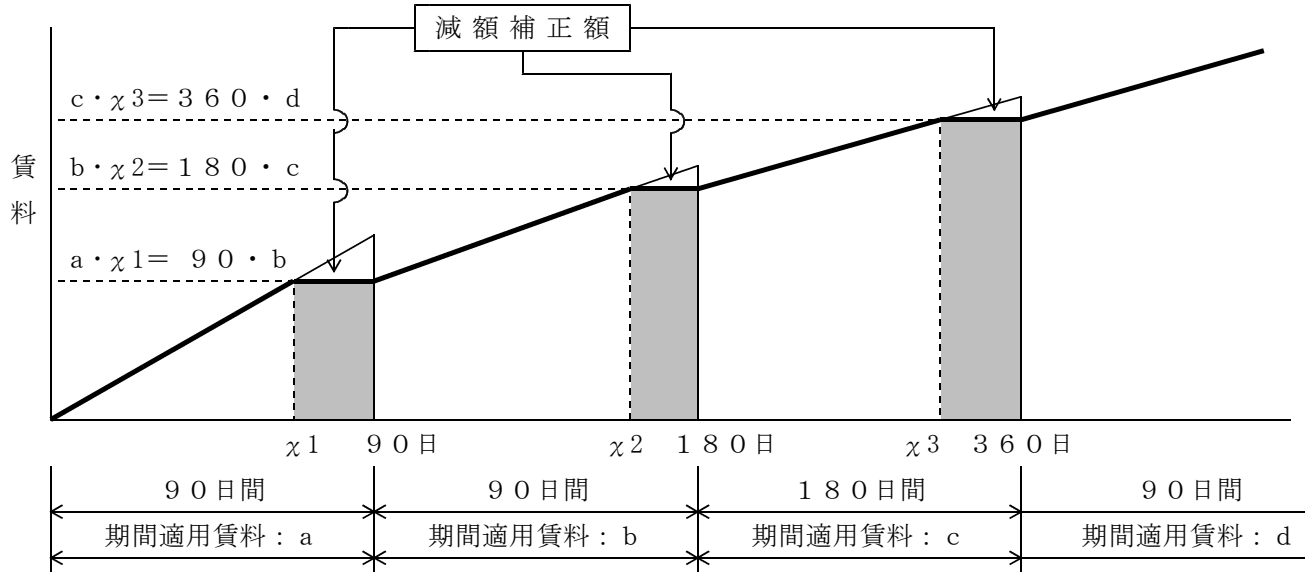

② 補正日数（χ1 、χ2 、χ3 ）の算出

$$\chi 1 = \frac{90 \cdot b}{a} \quad (日)$$

$$\chi 2 = \frac{180 \cdot c}{b} \quad (〃)$$

$$\chi 3 = \frac{360 \cdot d}{c} \quad (〃)$$

式2-1

③ その他

賃料の適用区分が１ケ月単位のときは、３０日／月として積算すること。

３．仮設材（鋼矢板、Ｈ形鋼）の計上について

（１） 適用範囲

「土木工事標準積算基準書（共通編） 第Ⅱ編 共通工 第５章 仮設工 ① 仮設工 （２）仮設工の積算 ６）工事用仮設材（鋼矢板、H形鋼等）の計上について」を適用する。

（２） 鋼矢板、H形鋼の標準長及びスクラップ長について

鋼矢板、H形鋼の標準長及びスクラップ長の適用にあたっては、「「積算資料」（発行：（一財）経済調査会）及び「建設物価」（発行：（一財）建設物価調査会）」を適用する。

105-100 締切排水工

１．施工歩掛の「機種の選定（ポンプ運転）」の排水量についての留意事項

排水量は、締切外からの透水量だけでなく、作業前排水を考慮の上、ポンプ規格等を選定すること。

105-120　土のうエ

１．土のう締切　参考図

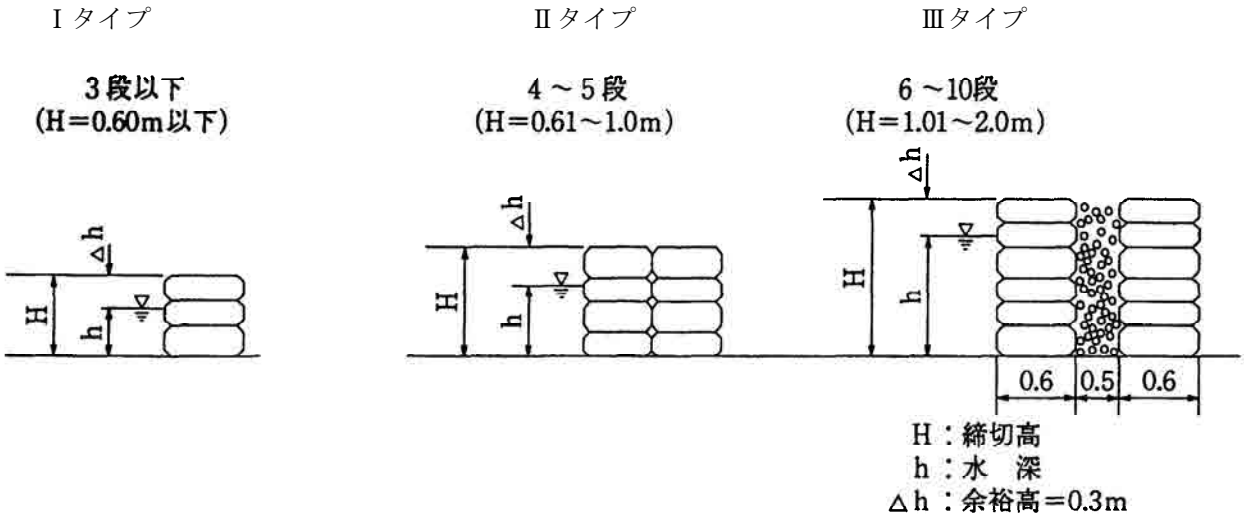

２．大型土のう　留意事項

１）大型土のうは、φ１１０ｃｍ、高さ１１０ｃｍ（耐候性）を標準とし、耐用年数については工程を考慮し、適切に選択すること。

２）転用回数の制限はないが、受注者の責によらない現場条件等により、転用できないと判断できる場合は必要に応じて設計変更すること。

３）使用回数は、工事数量総括表の摘要欄に明示し、必要に応じて設計変更すること。

４）移設については、設置歩掛を準用する。

５）数量は１個当たり１．１ｍ（幅）×１．１ｍ（高さ）により算出する。

６）撤去後の袋材の処分費及び残土処理費が必要な場合は別途計上する。

７）中詰土は現地の有材を使用した場合のものであり、土砂が現地にない場合は別途考慮のこと。

１）大型土のうを現場内にて転用する場合において、クレーンで直接届かない範囲へ現場内個運搬を行う際は、積込・荷卸・運搬等必要な費用を別途計上すること。（この費用は、共通仮設費率には含まれない。）

なお、転用に係る運搬費用は「102-360-01　**貨物自動車による運搬（20ｔ未満）」によることとし、10t車を標準とする。**

105-160　雪寒仮囲い工

105-160-1　雪寒仮囲い

１．適 用 基 準

本資料は、次の場合に適用する。

１）仮囲い屋根の短辺(水平長)が12mを超える場合の雪寒仮囲い

２）雪寒仮囲いの足場をコンクリート打設足場と兼用できない場合で、別途計上した足場工を用いて防寒養生を行う場合の養生シートの設置・撤去。防寒養生用の足場として使用する場合に適用する「養生シート囲いの設置・撤去」

２．雪寒仮囲い歩掛

105-160-1-01　雪寒仮囲い（大型屋根）

Ｐタイプ、Ｗタイプ、ＰＷタイプに関わらず、屋根部の短辺(水平長)が12mを超える場合は、見積により積算することとする。見積にあたっては、施工条件（コンクリートをクレーン打設する場合は、屋根を開閉できる必要があること等）を考慮の上行うこと。また、雪寒仮囲いの構造計算にも注意すること。

105-160-1-02　シート囲い設置・撤去

施工単価コード	DX080300

シート囲い設置・撤去歩掛は次表を標準とする。

表2.5　シート囲い設置・撤去歩掛　　（１００m2当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　　量
土木一般世話役		人	０．４７
普　通　作　業　員		人	１．６
諸雑費(率＋まるめ)		％	８４

（注）１．諸雑費は、養生シート、結束材、パッキン等の仮囲い仮設材等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた額を上限として計上する。

105-160-2　防寒養生

１．適 用 基 準

１）本資料は、防寒囲い内での防寒養生に適用する。

２）防寒囲いの養生が必要な場合は、「104　コンクリート工」において、養生費を計上しないこと。

３）ジェットヒーターによるコンクリート養生を標準とする。

４）コンクリート工にジェットヒータ養生費が含まれる場合は、特殊養生費分（WB253240）を控除のうえ、２．防寒養生歩掛を適用すること。なお、コンクリート工に含む特殊養生費は、「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編　共通工　第５章　仮設工　⑬　仮囲い設置　撤去工　⑬－２　雪寒仮囲い工　５．養生工」とする。

２．防寒養生歩掛

２－１　施工歩掛

105-160-2-01　防寒養生（ジェットヒータ養生）

施工単価コード	DX080310

仮囲い内でのジェットヒーターによる防寒養生歩掛は、次表を標準とする。

表2.1　防寒養生歩掛（ジェットヒータ養生）　（１m2当り）

名　　称	規　　格	単位	数量					
			無筋構造物			鉄筋構造物		
			0℃以上	0℃未満 -5℃以上	-5℃未満	0℃以上	0℃未満 -5℃以上	-5℃未満
普通作業員		人	０．０４	０．０６	０．０７	０．０８	０．１１	０．１３
ジェットヒータ運転	126MJ (30,100kcal)	時間	２．０	２．４	２．８	２．１	３．６	５．２
発動発電機運転	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動 2.7／3kVA							

（注）１．ジェットヒーターは賃料とする。
２．積算対象数量は、雪寒仮囲い面積を用いる。
３．温度は、養生期間における平均気温とし、詳細は
「105-310　冬期施工の積算について　２．防寒費の積算について」による。

２－２　機械運転単価表

ジェットヒータ

施工単価コード	DX080330

発動発電機

施工単価コード	DX080340

（１時間当り）

名　称	単位	ジェットヒータ １２６ＭＪ（３０１００Ｋｃａｌ）						発動発電機 ディーゼルエンジン駆動 ２．７／３ｋＶＡ
		無筋構造物			鉄筋構造物			
		0℃以上	0℃未満 -5℃以上	-5℃未満	0℃以上	0℃未満 -5℃以上	-5℃未満	
灯　油	ℓ	２．３	３．１	３．９	３．１	３．２	３．４	
軽　油	ℓ							０．４９
損　料	供用日							０．１４７
賃　料	供用日	０．１５						

（注）１．損料は３交代制の補正を行う。

105-240　交通誘導警備員

１．交通誘導警備員の算定図（参考）

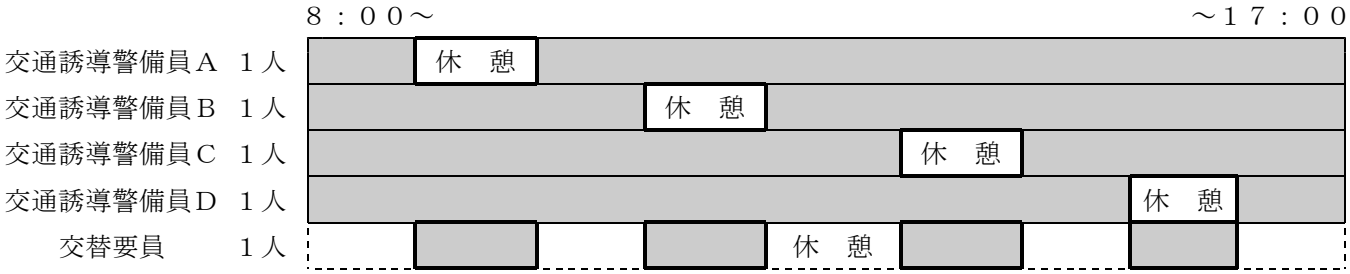

交通誘導警備員４人 ＋ 交替要員１人 ＝ ５．０人／日

105-250　矢板・Ｈ形鋼打込工（バックホウ装着式油圧バイブロハンマ）

１．適 用 範 囲

本歩掛は、油圧バックホウをベースマシンとする油圧バイブロハンマ（油圧ショベル装着式）による軽量鋼矢板・鋼矢板・H形鋼の打込み及び引抜きに適用する。

２．機種の選定

機種、規格は、次表を標準とする。なお、粘性土と砂質土・礫質土とが互層の場合は、各土質の選定規格のうち最大規格のものを使用する。

表2.1　機　種　の　選　定

機　械　名	規　　格	単位	数量	摘　　要
油圧バイブロハンマ	油圧ショベル装着式 超低騒音型	台	1	図2-1、図2-2、図2-3 表2.2、表2.3
バ　ッ　ク　ホ　ウ	表2.4	〃	1	ベースマシン
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型　１６ｔ吊	〃	1	必要に応じて

２－１　打込み作業

（１）　軽量鋼矢板の場合

図2-1　軽量鋼矢板

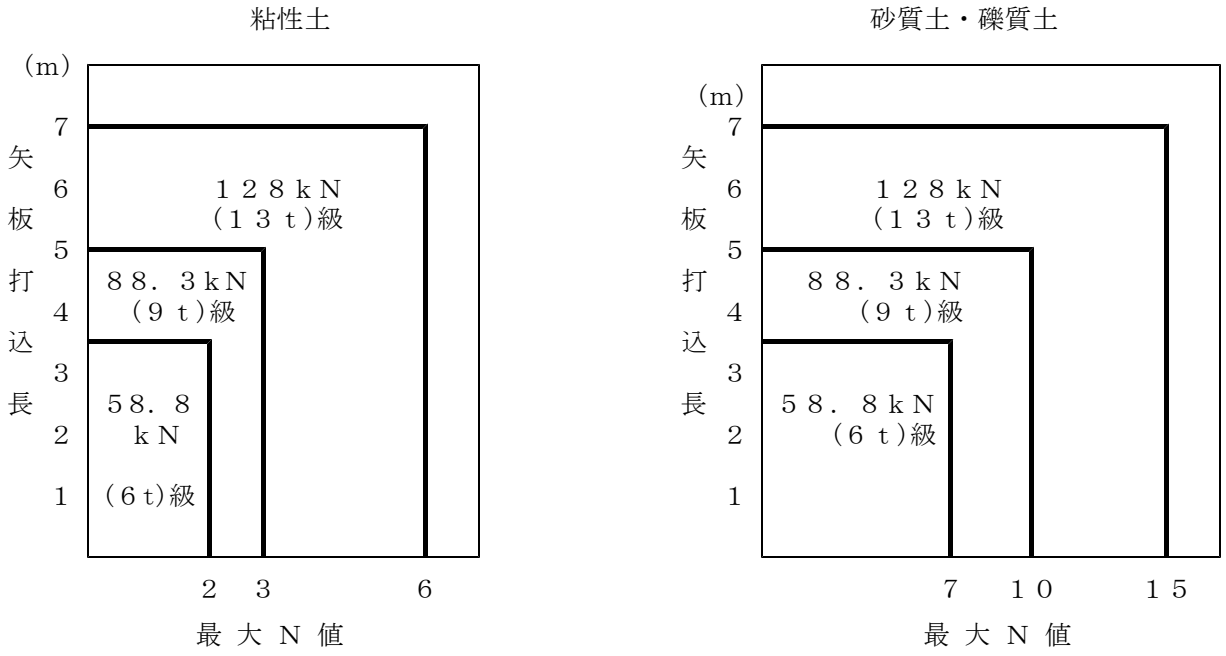

（２）　鋼矢板の場合

図2-2　鋼矢板

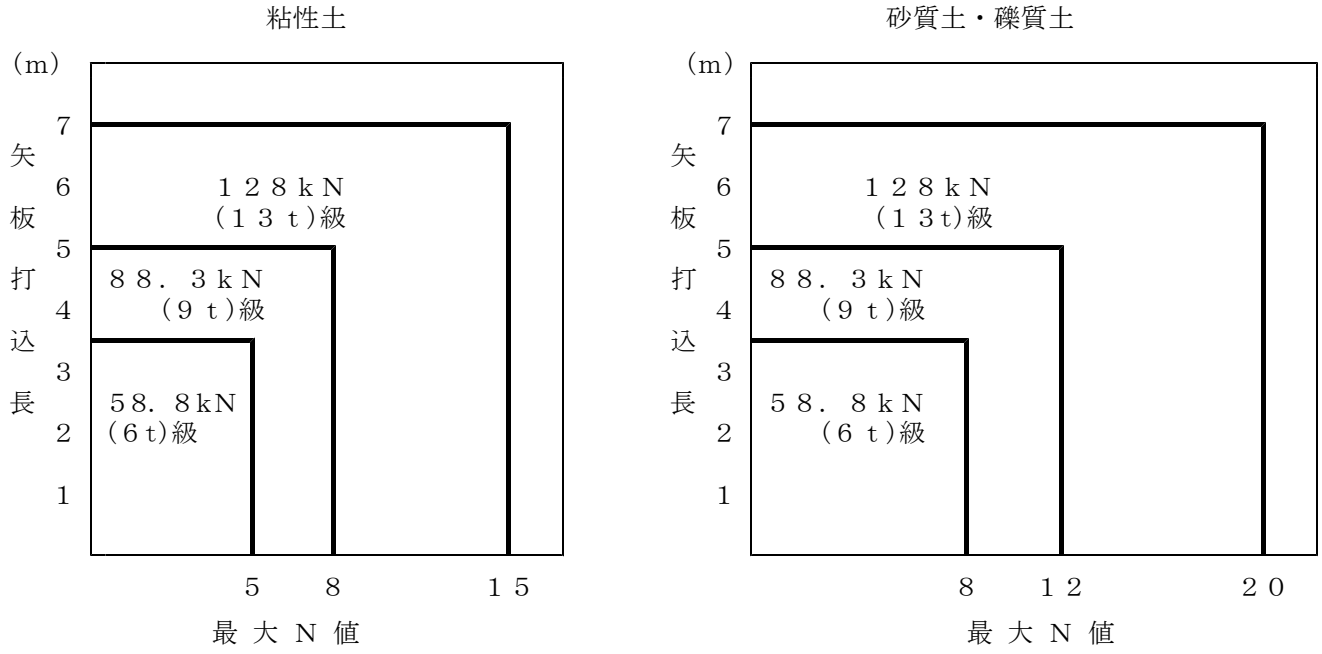

（3） H形鋼の場合

図2-3 Ｈ形鋼

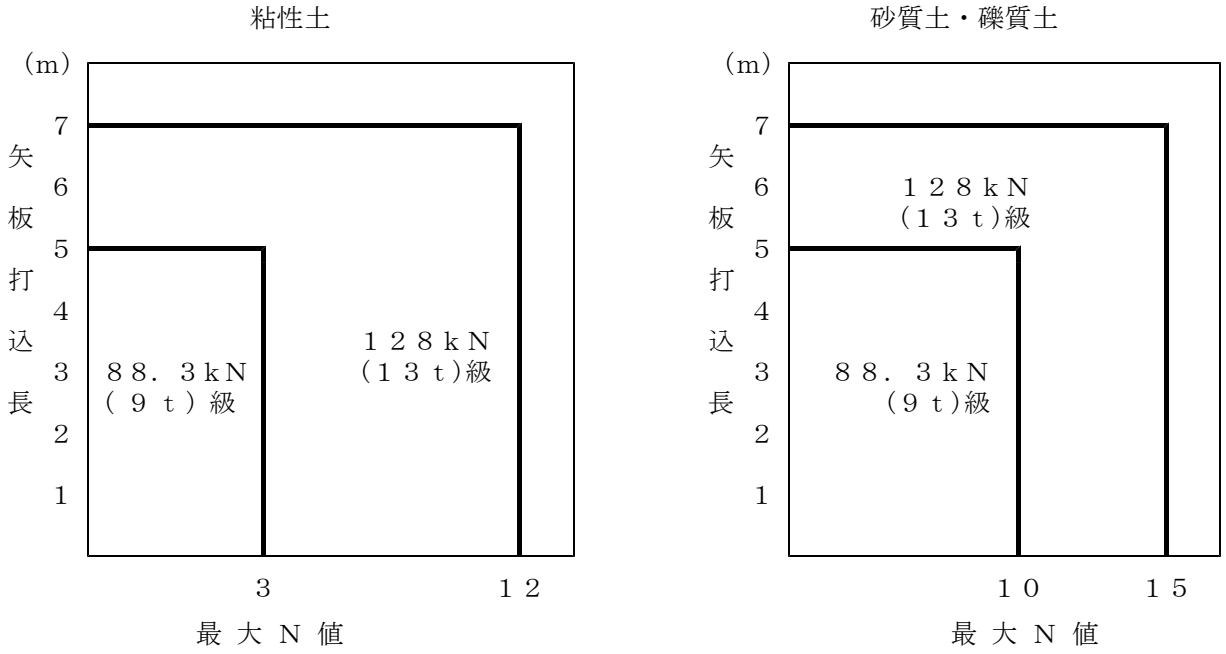

本歩掛の適用範囲は、次表とする。なお、次表の打込み長を超える場合は別途考慮する。

表2.2 最大打込長

規格 / 種類	５８．８ｋＮ（６ｔ）級	８８．３ｋＮ（９ｔ）級	１２８ｋＮ（１３ｔ）級
軽量鋼矢板	３．５ｍ以下	５．０ｍ以下	７．０ｍ以下
鋼 矢 板	３．５ｍ以下	５．０ｍ以下	７．０ｍ以下
Ｈ 形 鋼	－	５．０ｍ以下	７．０ｍ以下

（注）１．打込長は油圧ショベル標準バケットダンプ高さを基準としている。
２．起振力５８．８ｋＮ（６ｔ）級での鋼矢板型式は、Ⅱ型としている。

２－２ 引抜き作業

引抜きの場合の規格は、Ｎ値に関係なく次表とする。

表2.3 引抜機種・規格

	引抜き長	規 格	備 考
軽量鋼矢板	３．５ｍ以下	５８．８ｋＮ（ ６ｔ）級	
	５．０ｍ以下	８８．３ｋＮ（１９ｔ）級	
	７．０ｍ以下	１２８ｋＮ（１３ｔ）級	
鋼 矢 板	３．５ｍ以下	５８．８ｋＮ（ ６ｔ）級	
	５．０ｍ以下	８８．３ｋＮ（ ９ｔ）級	
	７．０ｍ以下	１２８ｋＮ（１３ｔ）級	
Ｈ 形 鋼	５．０ｍ以下	８８．３ｋＮ（ ９ｔ）級	
	７．０ｍ以下	１２８ｋＮ（１３ｔ）級	

２－３　付 属 機 械

バイブロハンマの付属機械の機種、規格は、次表を標準とするが、現場条件によりこれにより難い場合は、別途考慮することができる。

表2.4　付属機械の機種・規格

バイブロハンマ規格 ／ 機　種	５８．８ｋＮ （６ｔ）級	８８．３ｋＮ （９ｔ）級	１２８ｋＮ （１３ｔ）級
バ　ッ　ク　ホ　ウ	排出ガス対策型 (第１次基準値) 山積０．２８m3 (平積０．２m3)	排出ガス対策型 (第１次基準値) 山積０．５０m3 (平積０．４m3)	排出ガス対策型 (第１次基準値) 山積１．００m3 (平積０．７m3)
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型　１６ｔ吊		

（注）１．ラフテレーンクレーンは小運搬用として、次の場合のみ計上する。

①　施工場所から３０m以内のところに、材料置場を設けることができない場合。

②　民家、構造物、その他の施設等を破損又は危険にさらす恐れのある場合。

２．ラフテレーンクレーンは賃料とする。

参　考　図

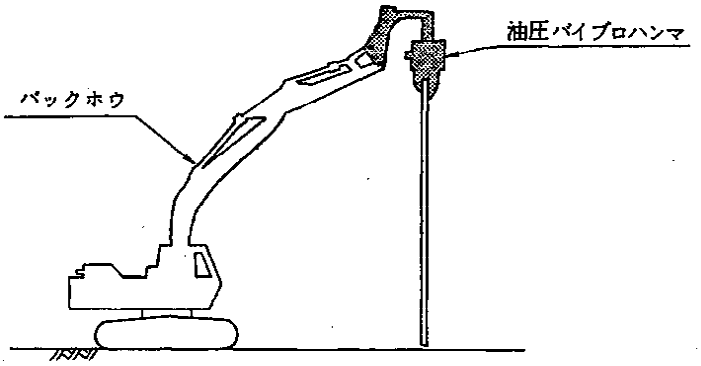

３．編 成 人 員

軽量鋼矢板・鋼矢板・H形鋼杭の打込み、引抜き作業の編成人員は、次表を標準とする。

表3.1　打込み・引抜きの編成人員　（人）

職　　種	土木一般世話役	と　び　工	普通作業員
編 成 人 員	1	1	1

４．施 工 歩 掛

４－１　軽量鋼矢板・鋼矢板

105-250-01　軽量鋼矢板工（バックホウ装着式油圧バイブロハンマ）

105-250-02　鋼矢板工（バックホウ装着式油圧バイブロハンマ）

施工単価コード	DX067400

施工単価コード	DX067500

（1）　打込み及び引抜き施工時間

矢板１枚当たりの準備時間、打込み及び引抜き時間を含めた施工時間は、次式による。

$$TC = \frac{\{(0.75 + \gamma \times Nmax) \times L + \alpha\} \times K}{F}$$

TC：矢板１枚当り施工時間　（ｍｉｎ／枚）

α・γ：打込み、引抜きに係る定数

Ｌ：打込み長、または引抜き長　　（m）

Ｎｍａｘ：最大Ｎ値

Ｋ：矢板型式及び機械規格の係数

Ｆ：作業係数

①　打込み・引抜きに係る定数（α・γ）及び機械規格の係数（K）

打込み・引抜きに係る定数（α・γ）及び機械規格の係数（K）は、次表による。

表4.1　打込み・引抜きに係る定数（α・γ）及び機械規格の係数（K）

矢板形式 ＼ バイブロハンマ規格		定数及び係数	油圧バイブロハンマ 58.8kN（6t）級 α	58.8kN（6t）級 K	88.3kN（9t）級 α	88.3kN（9t）級 K	128kN（13t）級 α	128kN（13t）級 K
軽量鋼矢板	Ⅱ・Ⅲ型	打込み	1.56	2.40	1.97	1.90	2.48	1.51
		引抜き	1.50		1.90		2.38	
鋼矢板	Ⅱ型	打込み	1.47	2.55	1.84	2.04	2.29	1.64
		引抜き	1.41		1.76		2.20	
	Ⅲ型・ⅡW型	打込み	－	－	1.60	2.34	1.99	1.88
		引抜き	－		1.54		1.91	
γ		打込み	0.02					
		引抜き	0					

② 作業係数（F）

作業係数は次式による。

F＝１．０＋（ｆ1＋ｆ2）

F　　：作業係数

ｆ1 ～ｆ2：作業条件による補正係数

表4.2　作業条件による補正係数

条件 ＼ 補正値		－０．０５	０	＋０．０５	摘要
f1	家屋、鉄道、橋梁、道路、施設、構造物などによる障害の程度	かなり あ る	な し	－	作業中断の有無、並びに機械の行動に制約される
f2	施工規模（１工事当り）	１００枚未満	１００枚以上 ３００枚未満	３００枚以上	１工事当り

４－２　Ｈ形鋼

105-250-03　Ｈ形鋼工（バックホウ装着式油圧バイブロハンマ）

施工単価コード	DX067600

（1）　打込み及び引抜き施工時間

H形鋼杭１本当たりの準備時間、打込み及び引抜き時間を含めた施工時間は、次式による。

$$TC = \frac{TS + Tb}{F}$$

TC：H形鋼１本当り施工時間　　（ｍｉｎ/本）

TS：H形鋼１本当り準備時間　　（　〃　）

Tb：H形鋼１本当り打込み又は引抜き時間　（　〃　）

F：作業係数

① H形鋼杭１本当たりの準備時間（TS）

準備時間（TS）は、次表による。

表4.3　準備時間　　（ｍｉｎ／本）

工種	時間
打込	8
引抜	5

（２） H形鋼杭１本当たりの打込み又は引抜き時間（Ｔｂ）

打込み又は引抜き時間（Ｔｂ）は、次式による。

Ｔｂ＝γ×Ｌ×Ｋ

γ：土質による打込み又は引抜き時間　（ｍｉｎ／m）

Ｌ：H形鋼杭打込み長　（m）

Ｋ：H形鋼杭種類及び機械規格による係数

① 土質による打込み又は引抜き時間（γ）　（ｍｉｎ／m）

土質による打込み又は引抜き時間（γ）は、次表による。

表4.4 土質による打込み又は引抜き時間（γ）　（ｍｉｎ／m）

工種＼土質	砂質土	粘性土
打込	０．０１×Ｎｍａｘ＋０．６５	
引抜	０．９	１．１

② H形鋼杭種類及び機械規格による係数（K）

H形鋼杭種類及び機械規格による係数（K）は、次表による。

表4.5 H形鋼杭種類及び機械規格による係数（K）

機械規格＼H鋼種類		H１５０	H２００	H２５０	H３００
打込	８８．３kN（９ｔ）級	１．０	１．２	１．４	－
	１２８．０kN（１３ｔ）級	０．８	１．０	１．２	１．５
引抜	８８．３kN（９ｔ）級	１．１	１．３	１．５	－
	１２８．０kN（１３ｔ）級	０．９	１．１	１．３	１．６

（3） 現場条件による作業係数（F）

作業係数（F）は、表4.6の基準係数を表4.7の条件により補正値を求めて補正する。

作業係数は次式による。

$$F = Fo + (f1 + f2)$$

F　　：作業係数

f1 ～ f2：作業条件による補正係数

① 基準作業係数（Fo）

基準作業係数（Fo）は次表とする。

表4.6 基準作業係数

工　種	Fo
打　込	1．0
引　抜	1．0

② 作業条件による補正係数（f）

作業条件による係数は、次表とする。

表4.7 作業条件による補正係数

条件＼補正値		－0．05	0	＋0．05	摘　要
f1	家屋、鉄道、橋梁、道路、施設、構造物などによる障害の程度	かなりある	なし	－	作業中断の有無、並びに機械の行動に制約される
f2	施工規模（1工事当り）	50本未満	50本以上150本未満	150本以上	1工事当り

5．単 価 表

（1） 油圧バイブロによる打込みまたは引抜き10枚（本）当り単価表

名　称	規　格	単位	数　量	適　要
土木一般世話役		人	$\frac{10\times TC}{60}\times\frac{1}{T}\times 1$	
とび工		〃	$\frac{10\times TC}{60}\times\frac{1}{T}\times 1$	
普通作業員		〃	$\frac{10\times TC}{60}\times\frac{1}{T}\times 1$	
油圧バイブロハンマ運転		h	$\frac{10\times TC}{60}$	ベースマシン＋バイブロハンマ
ラフテレーンクレーン賃料		日	$\frac{10\times TC}{60}\times\frac{1}{T}\times 0.6$	必要に応じて

（注）TC：軽量鋼矢板・鋼矢板・H形鋼杭1枚（本）当たり施工時間（分／枚（本））

T　：油圧バイブロハンマの運転日当たり運転時間（h／日）

（2） 機械運転単価表

油圧バイブロハンマの運転１時間当り単価表

施工単価コード	DX024810

名　　称	規　　格	摘 要 単 価 表	指　定　事　項
油圧バイブロハンマ	起振力５８．８ｋＮ（６ｔ）級	「108機械工による」	
バ　ッ　ク　ホ　ウ	排出対策ガス対策型 （第１次基準値） 山積０．２８ｍ３（平積０．２ｍ３）		

施工単価コード	DX024820

名　　称	規　　格	摘 要 単 価 表	指　定　事　項
油圧バイブロハンマ	起振力８８．３ｋＮ（９ｔ）級	「108機械工による」	
バ　ッ　ク　ホ　ウ	排出対策ガス対策型 （第１次基準値） 山積０．５０ｍ３（平積０．４ｍ３）		

施工単価コード	DX024830

名　　称	規　　格	摘 要 単 価 表	指　定　事　項
油圧バイブロハンマ	起振力１２８ｋＮ（１３ｔ）級	「108機械工による」	
バ　ッ　ク　ホ　ウ	排出対策ガス対策型 （第１次基準値） 山積１．００ｍ３（平積０．７ｍ３）		

105-260　仮設昇降用階段工

１．施工歩掛

105-260-01　階段設置・撤去

施工単価コード	DX006700

昇降用階段設置撤去歩掛は、次表を標準とする。

表1.1　階段設置撤去歩掛　（１０ｍ当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　　量	
			設　　置	撤　　去
土木一般世話役		人	０．７８	０．３５
と　　び　　工		〃	３．８７	２．１２
普通作業員		〃	１．１７	０．６４
諸　雑　費　率		%	０．０１	０．０１

（注）１．本歩掛は、現場内の資材小運搬を含む。
２．諸雑費（まるめ）はラチェット、ハンマー等の費用であり、労務費の合計額に上記表の率を乗じた金額を上限として計上する。

２．仮設材使用数量

仮設階段に使用する仮設材の数量は、次表を標準とする。

施工単価コード	DX006710

表2.1　仮設材使用数量　（１０ｍ当り・供用１日当り）

名　　称	規　　格	単　位	賃料数量
単管パイプ	φ４８．６ｍｍ	ｍ	１４２．７
自在ステップ	０．２５×０．６ｍ	枚	２３．５
鋼製足場板	０．２４×２．０ｍ	〃	４．３
直交クランプ	φ４８．６ｍｍ用	個	４１．５
自在クランプ	〃	〃	７０．４
単管ジョイント	〃	〃	９．６

注）１．仮設材は、賃料とする。
２．仮設材の積算にあたっては、賃料と基本料を計上する。
（単価コード表　建設用仮設材賃料を参照）
基本料とは、機材の入出庫作業、軽微な整備作業が含まれ、期間の長短にかかわらず、全部材について初回時に計上する。
３．工事全体の賃貸使用期間が３０日未満の場合は、３０日分の料金を最低料金として計上する。

105-270　仮設落石防護柵工

１．適 用 範 囲

本資料は、法面部の切土作業において道路等の施設に土塊や岩の落石及び飛石を防止するために設置するH形鋼（Ｈ１２５）と金網を用いた仮設落石防護柵に適用する。

ただし、落石や飛石が防護柵に直接衝撃を与える場合は、別途な工法を検討する。

２．仮設落石防護柵賃料及び材料

105-270-01　仮設落石防護柵賃料及び材料

表2.1　仮設落石防護柵賃料及び材料　（１０m当り）

名　　称	規　　格	単位	数　量	摘　　要
仮設落石防護柵賃料	高さ４m、スパン２m	m	１０	供用期間賃料
仮設落石防護柵整備料		m	１０	
クリンプ金網損料	線径４mm×網目３０mm	m2	４１	損料率８０％とする
ボルト・ナット	２２×５５	ｋｇ	２４	
素　　材	φ９ｃｍ、長さ２．７３m	m3	０．４４	敷木
土　の　う	１００ｃm×６０ｃｍ　麻袋	袋	９０	
亜鉛引鉄線	＃１０	ｋｇ	２．７	土のう用
普通作業員		人	２．７	土のう製作費

（注）１．仮設落石防護柵の輸送費は、別途共通仮設費の運搬費で計上する。

２．現場条件、作業工程から、現場内での転用して使用することを検討し、必要搬入延長に対して本歩掛を適用すること。

３．転用延長に対して、仮設落石防護柵賃料のみを計上する。

例＞施行延長　３００mで、現場搬入延長を　１００m（２回転用）とする場合、必要搬入延長　１００mに対して本歩掛を計上し、転用延長　２００mは防護柵賃料のみを計上する。

３．仮設落石防護柵設置撤去

105-270-02　仮設落石防護柵設置撤去

施工単価コード	DX073000

表3.1　仮設落石防護柵設置撤去歩掛　（１０m当り）

名　　称	規　　格	単位	設　置	撤　去	摘　要
普通作業員		人	２．４	１．６	
特殊作業員		人	０．６	０．６	
土木一般世話役		人	０．４	０．４	
普通トラック運転	２．９ｔ吊クレーン付４ｔトラック	h	２．３	１．９	

（注）１．本表には、組立小移設運搬費を含んでいる。

２．転用延長に対しても、本表を適用する。

４．機械運転単価表

施工単価コード	DX023100

名　　称	規　　格	摘 要 単 価 表	指　定　事　項
ト　ラ　ッ　ク	２．９ｔ吊クレーン付 ４ｔトラック	「108機械工による」	

５．参考図

仮設落石防護柵（Ｈ＝４．００）

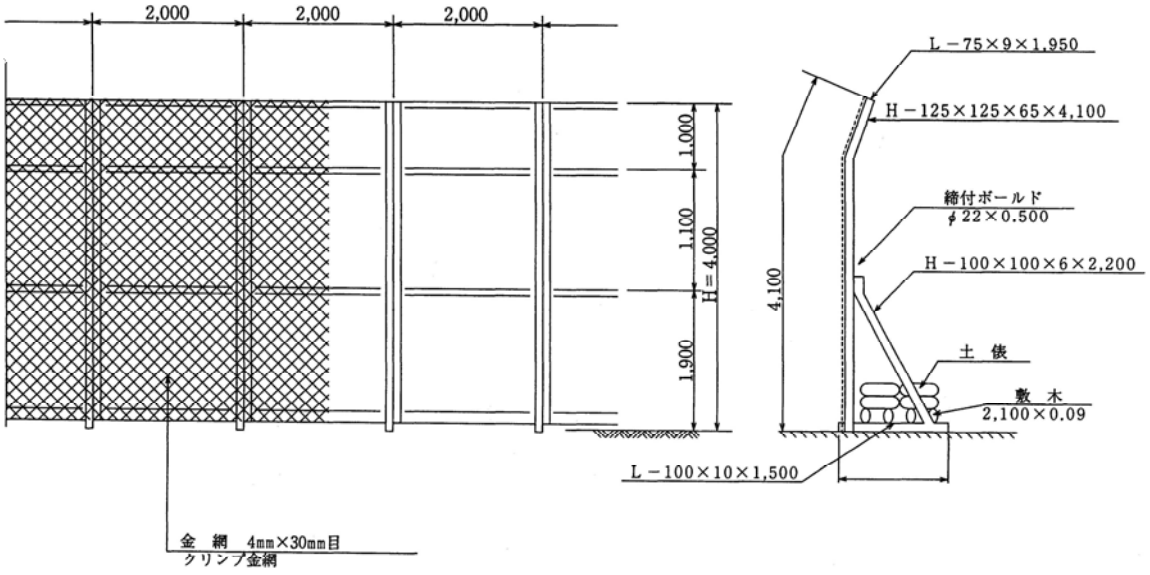

105-280　急傾斜防止工事用防護柵

105-280-01　急傾斜防止工事用防護柵設置撤去

施工単価コード	DX073100

（1） 防護柵工

表1.1　防護柵工歩掛　（1組当り）

名　　称	規　　格	単位	防護柵型式		
			A　型 H=4ｍ、L=6ｍ	B　型 H=2ｍ、L=6ｍ	C　型 H=6ｍ、L=6ｍ
普通作業員		人	7.2	3.6	14.4
諸　雑　費		%	7		

注）1．諸雑費は、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

なお、諸雑費に含まれる内容は、表1.2のとおりである。

表1.2　防護柵工材料表　（1組当り）

名　　称	規　　格	単位	防護柵型式		
			A　型 H=4ｍ、 L=6ｍ	B　型 H=2ｍ、 L=6ｍ	C　型 H=6ｍ、 L=6ｍ
丸パイプ	φ48.6mm、厚さ2.4mm、 L=4.5m	本	4	－	－
丸パイプ	φ48.6mm、厚さ2.4mm、 L=4.0m	本	－	－	5
丸パイプ	φ48.6mm、厚さ2.4mm、 L=3.5m	本	－	－	12
丸パイプ	φ48.6mm、厚さ2.4mm、 L=3.0m	本	20	4	12
丸パイプ	φ48.6mm、厚さ2.4mm、 L=2.5m	本	－	7	20
丸パイプ	φ48.6mm、厚さ2.4mm、 L=2.0m	本	－	4	10
丸パイプ	φ48.6mm、厚さ2.4mm、 L=1.0m	本	4	4	20
クランプ	φ48.6mm	本	40	22	114
ジョイント	φ48.6mm	本	2	2	11
防護網	φ1.8～2.0mm	m2	28.80	13.40	43.20
ブルーシート	幅3.6m×長5.4m	〃	28.80	13.40	43.20
アンカーピン	ℓ＝1000mm	本	－	－	2
ワイヤーロープ	φ16mm	m	－	－	12.00

勾配３０° ～５０°　Ａ型

法尻と人家間に余裕があり勾配がゆるやかな場合

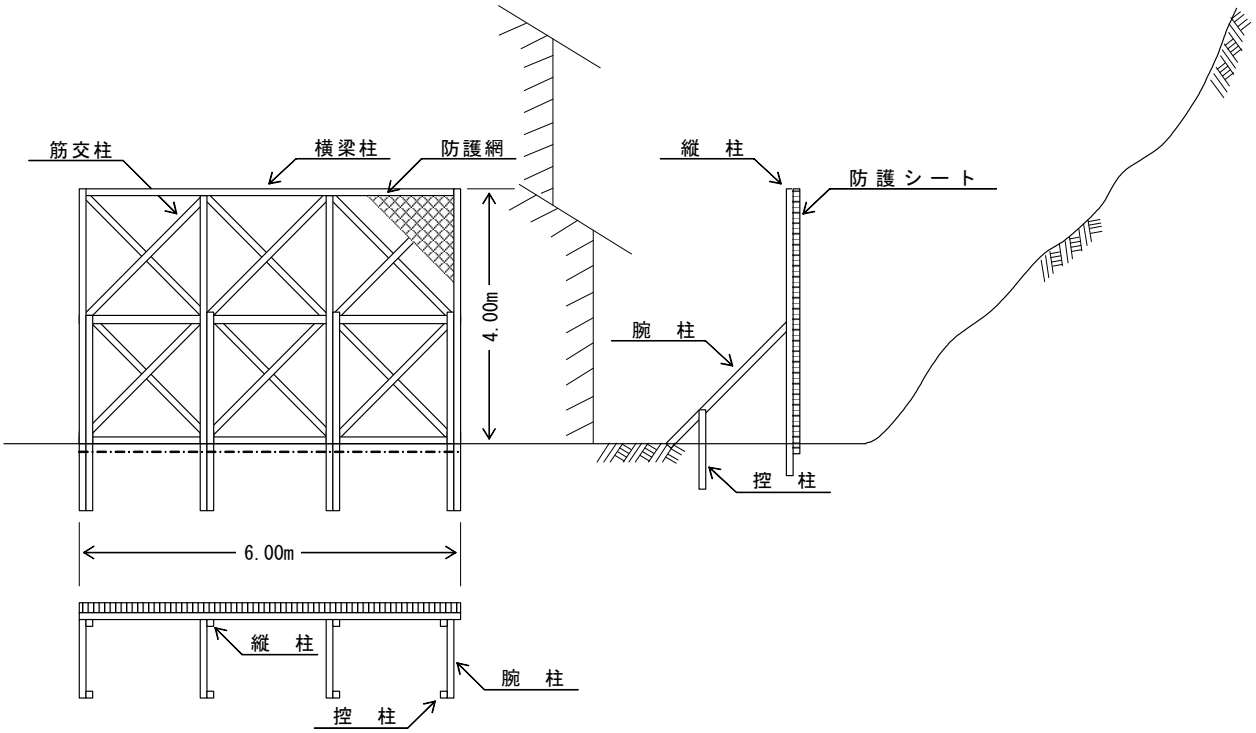

中　段　部　Ｂ型

高さ及び切取の状況によって段数を増してもよい

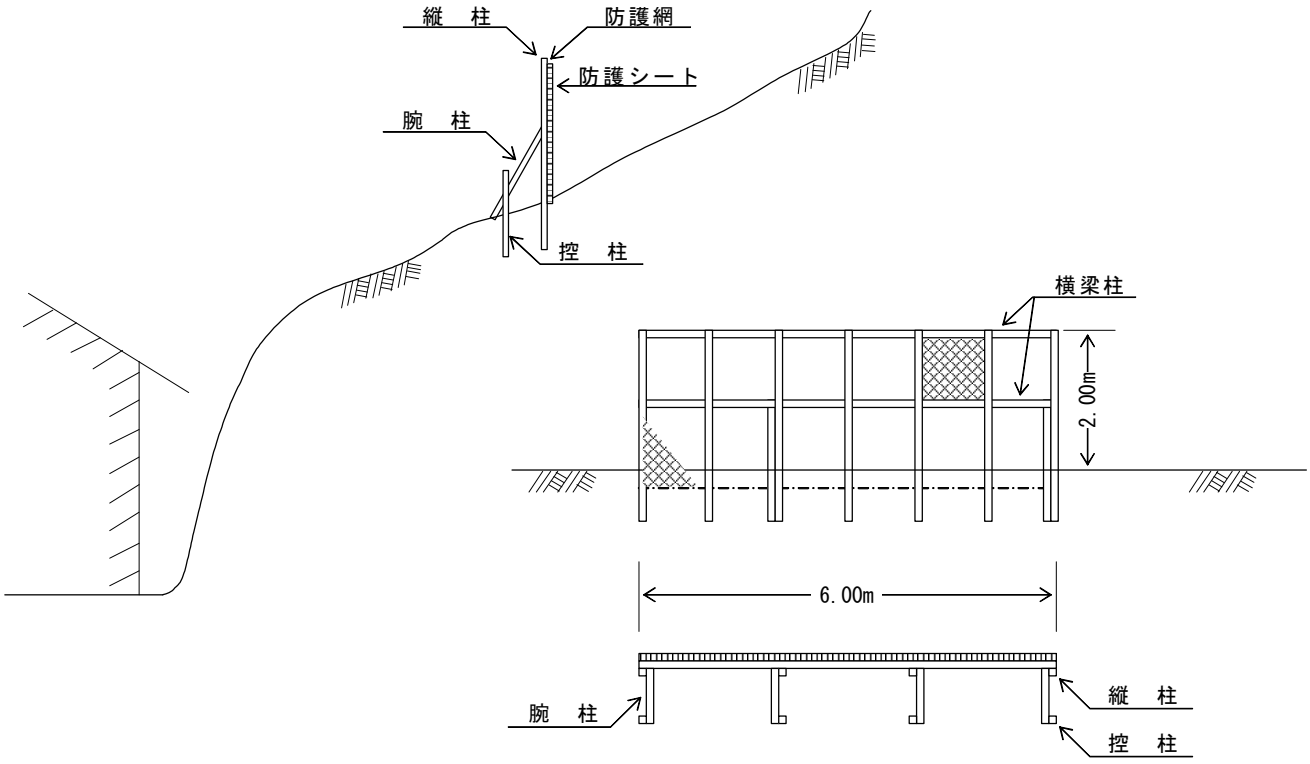

勾配７０° 以上　Ｃ型

人家が接近している

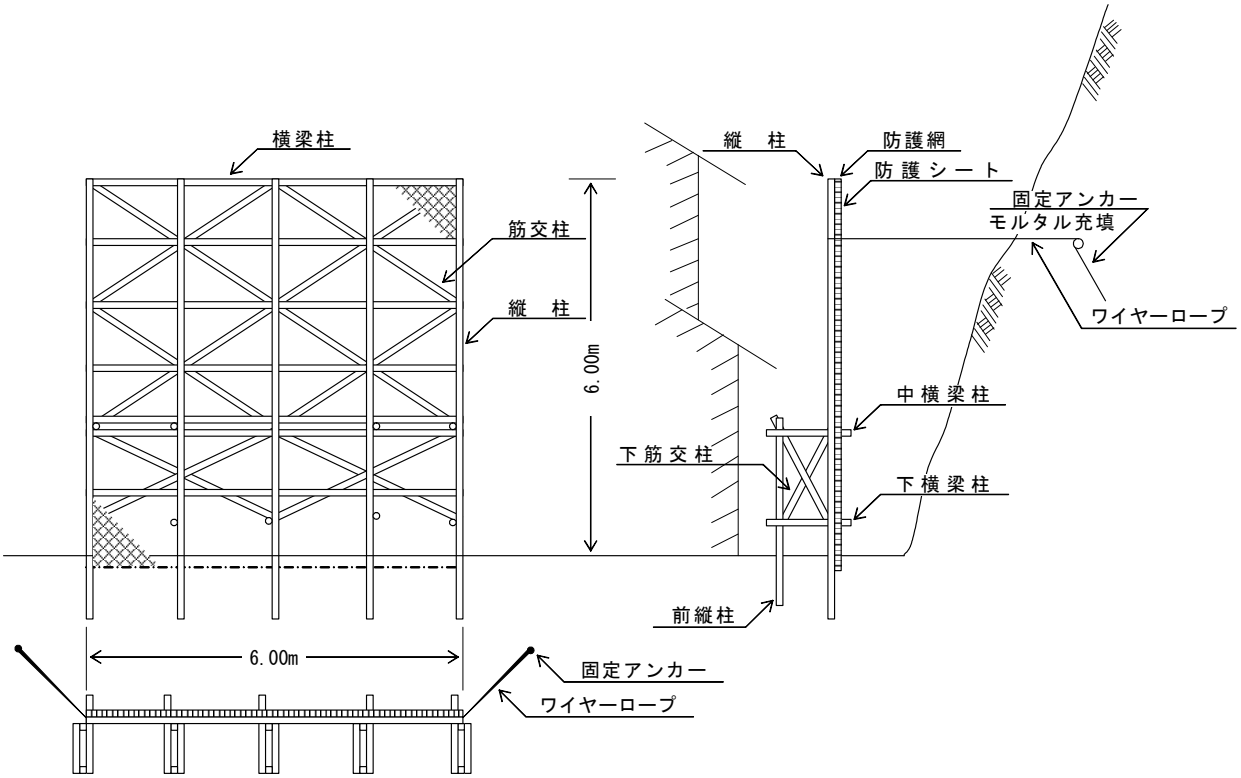

105-290　とい排水工

１．適用範囲

１）本資料は、仮設として設置するとい排水工に適用する。

２）内側の幅(W)600㎜・高さ(H)750㎜（水深(ｈ)600㎜）以内は樹脂製角形Ｕ字溝、
上記より大きいものは鋼製コルゲートフリューム（Ａ～Ｃ形）としている。
鋼製コルゲートフリュームＣ形より大きいものは、別途考慮する。

＜断面図＞（参考図）

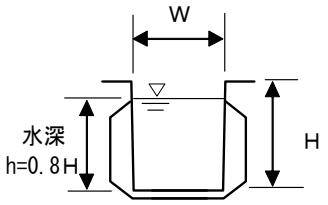

樹脂製角形Ｕ字溝

＜設置例＞（参考図）

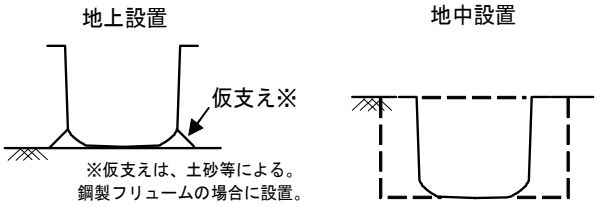

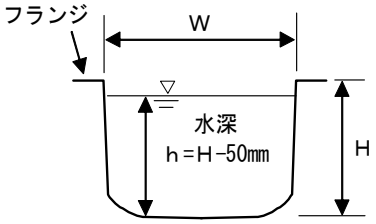

鋼製コルゲートフリューム
Ａ形

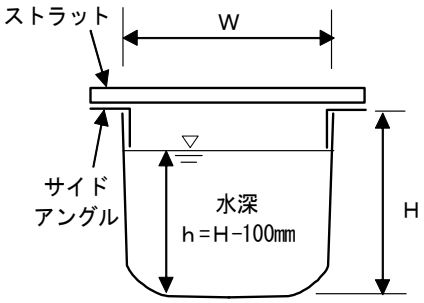

鋼製コルゲートフリューム
Ｂ形

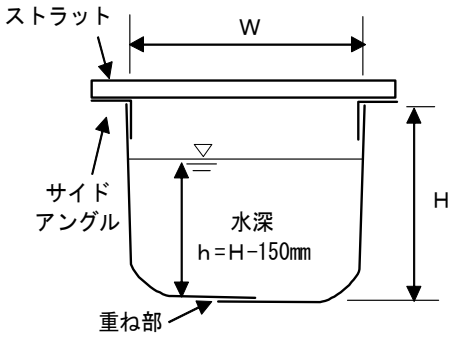

鋼製コルゲートフリューム
Ｃ形

※鋼製コルゲートフリュームについて（参考）
・延長方向の連結部と、重ね部に、パッキング（継ぎ目の水漏れ防止）を取り付ける。
・Ａ形は、フリューム本体にフランジが付いている。Ｂ形・Ｃ形はサイドアングルを取り付ける。
・Ｂ形・Ｃ形は、延長概ね１ｍ毎にストラット（横断方向の梁）を１本取り付ける。
・ロックワッシャーは、Ｂ形・Ｃ形の底部ボルト緩み防止のため取り付ける。

※流量計算にあたって（参考）
上記参考図に示した水深(ｈ)は、水の飛散を考慮した水深である。流量計算における平均水深は、水深(ｈ)の８０%を基本とするが、現場条件（流入の状況により、平均水深の変動が大きいと想定される場合等）により、これによりがたい場合は別途考慮すること。

２．施工歩掛

105-290-01　とい排水（樹脂製角形Ｕ字溝）設置撤去

施工単価コード	DX073400

表1.1　とい排水（樹脂製角形Ｕ字溝）設置歩掛　　（１００ｍ当り）

名　　称	単位	樹脂製角形Ｕ字溝					
		Ｗ１８０ Ｈ２２５	Ｗ２４０ Ｈ３００	Ｗ３００ Ｈ３７５	Ｗ４００ Ｈ５００	Ｗ５００ Ｈ６２５	Ｗ６００ Ｈ７５０
土木一般世話役	人	０．２３	０．２８	０．３２	０．４１	０．４９	０．５７
普通作業員	人	０．６８	０．８３	０．９７	１．２	１．５	１．７
樹脂製角形Ｕ字溝	ｍ	１０１					

（注）１．上記歩掛は、運搬距離100ｍ程度までの小運搬を含む据付作業であり、地中設置のための床掘・埋戻し、発生材運搬（ヤード等に保管する場合）および運搬処分費は含まない。
２．空中架設は別途考慮すること。

３．樹脂製角形U字溝の切断ロスや、エルボの費用は、＋０．０１として上表に含めてある。

４．撤去は設置歩掛の５０％、移設は設置歩掛の１５０％とする。

105-290-02　とい排水（鋼製コルゲートフリューム）設置撤去

施工単価コード	DX073500

表2.1　とい排水（コルゲートフリュームＡ形）設置歩掛　（１０ｍ当り）

名　　称	単位	コルゲートフリューム　A形		
		Ｗ６５０ Ｈ６５０	Ｗ７００ Ｈ７００	Ｗ７５０ Ｈ７５０
土木一般世話役	人	０．１	０．２	０．２
普通作業員	人	１．５	１．６	１．８
コルゲートフリューム	m	１０		
パッキング	m	１０		

表2.2　とい排水（コルゲートフリュームＢ形）設置歩掛　（１０ｍ当り）

名　　称	単位	コルゲートフリューム　B形					
		W800 H450	W800 H750	W900 H800	W1000 H600	W1000 H850	W1100 H900
土木一般世話役	人	０．１	０．２	０．２	０．２	０．２	０．２
普通作業員	人	１．５	２．１	２．３	２．０	２．５	２．７
コルゲートフリューム	m	１０					
サイドアングル	m	１０					
ストラット	m	１０					
パッキング	m	１０					
ロックワッシャー	m	１０					

名　　称	単位	コルゲートフリューム　B形				
		W1200 H700	W1200 H950	W1300 H1000	W1400 H800	W1400 H1050
土木一般世話役	人	０．２	０．３	０．３	０．３	０．３
普通作業員	人	２．４	２．９	３．１	２．８	３．３
コルゲートフリューム	m	１０				
サイドアングル	m	１０				
ストラット	m	１０				
パッキング	m	１０				
ロックワッシャー	m	１０				

表2.3　とい排水（コルゲートフリュームＣ形）設置歩掛　　（１０ｍ当り）

名　　称	単位	コルゲートフリューム　Ｃ形						
		W1500 H1100	W1600 H900	W1600 H1150	W1700 H1200	W1800 H1000	W1800 H1200	W1900 H1200
土木一般世話役	人	０．４	０．３	０．４	０．４	０．４	０．４	０．４
普通作業員	人	４．０	３．７	４．３	４．５	４．１	４．６	４．７
コルゲートフリューム	m	１０						
サイドアングル	m	１０						
ストラット	m	１０						
パッキング	m	１０						
ロックワッシャー	m	１０						

名　　称	単位	コルゲートフリューム　Ｃ形						
		W2000 H1200	W2100 H1200	W2200 H1200	W2300 H1200	W2400 H1400	W2500 H1400	W2600 H1400
土木一般世話役	人	０．４	０．４	０．５	０．５	０．５	０．５	０．５
普通作業員	人	４．８	４．９	５．０	５．１	５．７	５．８	５．９
コルゲートフリューム	m	１０						
サイドアングル	m	１０						
ストラット	m	１０						
パッキング	m	１０						
ロックワッシャー	m	１０						

（注）１．上記歩掛は、運搬距離３０ｍ程度までの小運搬、組立、パッキング、仮支えを含む据付作業である。
２．地中設置のための床掘・埋戻し、すべり防止・止水壁・浮上り防止等の補助工法、発生材運搬（ヤード等に保管する場合）および運搬処分費は含まない。
３．空中架設は別途考慮すること。
４．撤去は設置歩掛の５０％、移設は設置歩掛の１５０％とする。
５．コルゲートフリュームの板厚については、３．参考資料　２）を参考とすること。

３．参考資料

１）樹脂製角形U字溝の１ｍ当たり参考質量

表3.1　樹脂製角形Ｕ字溝の参考質量

規格	Ｗ１８０ Ｈ２２５	Ｗ２４０ Ｈ３００	Ｗ３００ Ｈ３７５	Ｗ４００ Ｈ５００	Ｗ５００ Ｈ６２５	Ｗ６００ Ｈ７５０
質量(kg/m)	２．８	３．７	５．４	７．５	１２	１５

2）鋼製コルゲートフリュームの必要板厚（地上設置・参考値）・１ｍ当たり参考質量（付属品含む）

表3.2　コルゲートフリューム地上設置時の必要板厚・参考質量

規格	A形			B形							
	W650 H650	W700 H700	W750 H750	W800 H450	W800 H750	W900 H800	W1000 H600	W1000 H850	W1100 H900	W1200 H700	W1200 H950
板厚(mm)	１．６		２．０	１．６							
質量(kg/m)	２９	３２	４２	３２	４０	４４	４０	４７	５０	４６	５４

規格	B形			C形							
	W1300 H1000	W1400 H800	W1400 H1050	W1500 H1100	W1600 H900	W1600 H1150	W1700 H1200	W1800 H1000	W1800 H1200	W1900 H1200	W2000 H1200
板厚(mm)	１．６			１．６		２．０	２．７	１．６	２．７		
質量(kg/m)	５７	５３	６１	６６	６１	８２	１１１	６８	１１３	１１６	１１９

規格	C形					
	W2100 H1200	W2200 H1200	W2300 H1200	W2400 H1400	W2500 H1400	W2600 H1400
板厚(mm)	２．７			４．０		
質量(kg/m)	１２２	１２４	１２８	２０４	２０７	２１２

（注）１．地上設置時の必要板厚であるため、空中架設の場合は別途考慮すること。

3）鋼製コルゲートフリュームの必要板厚（地中設置・参考値）・１ｍ当たり参考質量（付属品含む）

表3.3　コルゲートフリューム地中設置時の必要板厚・参考質量

規格	A形			B形							
	W650 H650	W700 H700	W750 H750	W800 H450	W800 H750	W900 H800	W1000 H600	W1000 H850	W1100 H900	W1200 H700	W1200 H950
板厚(mm)	１．６	２．０	２．７	１．６							
質量(kg/m)	２９	３９	５６	３２	４０	４４	４０	４７	５０	４６	５４

規格	B形			C形							
	W1300 H1000	W1400 H800	W1400 H1050	W1500 H1100	W1600 H900	W1600 H1150	W1700 H1200	W1800 H1000	W1800 H1200	W1900 H1200	W2000 H1200
板厚(mm)	１．６		２．０	２．７	１．６	２．７	３．２	２．０	３．２		
質量(kg/m)	５７	５３	７２	１００	６１	１０５	１２８	８１	１３１	１３４	１３８

規格	C形					
	W2100 H1200	W2200 H1200	W2300 H1200	W2400 H1400	W2500 H1400	W2600 H1400
板厚(mm)	３．２					
質量(kg/m)	１４１	１４４	１４８	１６８	１７１	１７５

105-300　公安委員会指定委任信号機設置

１．適用範囲

本基準は、道路工事において公安委員会指定委任信号機を設置する場合に適用するものとし、標準（「道路工事での委任交通信号機による交通規制について（通知）平成１１年５月２４日道整第１３９号、道計第５９号、管理第２００号）以外及び仮設信号機（２灯式）には適用しない。

また、適用にあたっては、事前に関係機関と協議し本基準適用の可否について検討することとする。

２．設置歩掛

施工単価コード	DX073700	～	施工単価コード	DX074400

（１）　制御機設置（感応式・定周期式）

（１基当り）

名　　称	設　　置	制御機調整費		備　　考
	電　工（人）	電　工（人）	電気通信技術員（人）	
制御機（感応式）	５．７９	１．００	１．００	
制御機（定周期式）	５．７９	１．００	１．００	

注１）制御機調整費は設置時に１回のみの計上とする。

注２）撤去費は設置歩掛の５０％とし制御機調整費は計上しない。

注３）移設費は移設回数に合わせて設置費と撤去費を計上する。（制御機調整費は計上しない）

注４）設置歩掛には（立上パイプ、電源箱、ケーブル、接地棒）の設置費が含まれる。

注５）電源からの引込ケーブルは４．（１）による。

（２）　車両感知器設置（１ヘッド・２ヘッド）

（１基当り）

名　　称	設　　置		車両感知器調整費		備　考
	電　工(人)	普通作業員(人)	電工(人)	電気通信技術員(人)	
車両感知器（２ヘッド）	２．２２	１．６０	０．８０	１．５０	
車両感知器（１ヘッド）	１．４２	０．８０	０．８０	１．５０	

注１）撤去費は設置歩掛の５０％とし制御機調整費は計上しない

注２）移設費は移設回数に合わせて設置費と撤去費を計上する。また制御機調整費は設置毎計上する。

注３）設置歩掛には（立上パイプ、ケーブル）の設置費が含まれる。

注４）信号柱間のケーブルは４．（１）による。

（３） 車両信号灯設置（片面・両面・吊り型・シルエット型）

（１基当り）

名　　称	設　　置		備　　考
	電　工（人）	高所作業車運転費（ｈ）	
車両信号灯（片面 φ３００）	１．０９	０．９０	
車両信号灯（両面 φ３００）	１．４５	０．９０	
車両信号灯（吊り型）	１．３０	０．９０	
歩行者用信号灯（シルエット型）	０．８３		

注１）撤去費は設置歩掛の５０％とする。

注２）移設費は移設回数に合わせて設置費と撤去費を計上する。

注３）設置歩掛にはケーブルの設置費が含まれる。

注４）車両信号灯（吊り型）の設置歩掛には吊り金具の設置費が含まれる。

注５）信号柱間のケーブルは４．（１）による。

（４） 信号柱設置（コンクリート柱、据置型鋼管柱）

（１本当り）

名　　称	設　　置			備　　考
	電工（人）	普通作業員（人）	高所作業車運転費（ｈ）	
コンクリート柱	１．６５	２．５０		
据置型鋼管柱	１．６８	２．０７	０．１６	

注１）撤去費は設置歩掛の５０％とする。

注２）移設費は移設回数に合わせて設置費と撤去費を計上する。

注３）設置歩掛には端子函の設置費が含まれる。

注４）据置型鋼管柱の設置歩掛には基礎ブロックの設置も含まれる。

注５）信号柱間のケーブルは４．（１）による。

（５） 押しボタン函・押しボタン収容函設置

（１個当り）

名　　称	設　　置	備　　考
	電　工（人）	
押しボタン函	０．６６	
押しボタン収容函	０．６６	

注１）撤去費は設置歩掛の５０％とする。

注２）移設費は移設回数に合わせて設置費と撤去費を計上する。

注３）設置歩掛には（立上パイプ、ケーブル）の設置費が含まれる。

（６） ケーブル設置費

１）地上配線用ケーブル設置歩掛 （１００m当り）

名　　称	規　格	単位	電 工	備　　考
ＣＶＶケーブル設置費	５mm以下	人	１．９０	露出配線、仕上外径
	１０mm以下	人	３．６０	露出配線、仕上外径
	２０mm以下	人	８．８０	露出配線、仕上外径
	４０mm以下	人	１２．００	露出配線、仕上外径

注１）歩掛は「土木工事標準積算基準書(電気通信)　第Ⅷ編歩掛　第２章　第１節　①配管・配線工」の露出配線より。

注２）撤去費は設置歩掛の５０％とする。

２）架空配線用ケーブル設置歩掛 （１径間当り）

名　　称	規　格	単位	電 工	備　　考
ＣＶＶ－ＳＳＤケーブル設置費	１０mm以下	人	０．６７	自己支持型
	１５mm以下	人	１．２７	自己支持型
	２０mm以下	人	１．７９	自己支持型
	３０mm以下	人	２．８０	自己支持型
	４０mm以下	人	３．５１	自己支持型
	５０mm以下	人	４．８３	自己支持型

注１）上表の規格以外のケーブルを使用するときは別途積算する。

注２）撤去費は設置歩掛の５０％とする。

注３）歩掛は「土木工事標準積算基準書(電気通信)　第Ⅷ編歩掛　第２章　第１節　③通信配線工　3-3　通信架空配線」の通信・制御ケーブル配線より。

３．単価表

（１）制御機設置（感応式・定周期式）単価表

施工単価コード	DX073700

（１基・１ヶ月当り）

名　称	規　格	単位	数　量		備　考
			感応式	定周期式	
制御機	感応式	基	1	－	賃料
	定周期式	基	－	1	賃料
ＶＶＲケーブル	ＶＶＲ(ＳＶ),２.０mm、２Ｃ	m	8	8	賃料
ＣＶＶケーブル	ＣＶＶ,２.０mm2、２０Ｃ	m	6	6	賃料
エントランスキャップ	φ５１	個	1	－	賃料
	φ３１	個	－	1	賃料
Ｕ字ノーマル	φ５１	個	1	－	賃料
	φ３１	個	－	1	賃料
自在バンド	ＩＢｔ２１２	個	3	3	賃料
立上パイプ	φ５１,Ｌ=３.６６m薄鋼電線管	本	1	－	賃料
	φ３１,Ｌ=３.６６m薄鋼電線管	本	－	1	賃料
接地棒	φ１４×１５００(リード端子付)	本	1	1	全損
ステンレスバンド	ＳＦｔ２１２	個	2	2	全損
電源箱	アルミ製　道警仕様	個	1	1	賃料
電工	設置	人	５.７９	５.７９	2-(1)
計					

注１）上記単価表は、標準（平成１１年５月２４日道整第１３９号）以外を使用するときには適用できない。

２）設置歩掛は、当該単価表で計上されている資材の設置費を全て含んでいる。

３）備考欄に「全損」と記載のある資材については、設置月数を考慮しない。

制御機調整単価表

施工単価コード	DX073800

（１回当り）

名　称	規　格	単位	数　量		備　考
			感応式	定周期式	
電工	調整	人	１.００	１.００	2-(1)
電気通信技術員	調整	人	１.００	１.００	2-(1)
計					

注１）制御機調整費は設置時に１回のみの計上とする。

（2）車両感知器設置（２ヘッド・１ヘッド）単価表

施工単価コード	DX073900

（１基・１ヶ月当り）

名　称	規　格	単位	数　量		備　考
			２ヘッド	１ヘッド	
車両感知器	２ヘッド	基	1	－	賃料
	１ヘッド	基	－	1	賃料
ＣＶＶケーブル	ＣＶＶ,２.０mm2、４Ｃ	m	6	6	賃料
エントランスキャップ	φ３１	個	1	1	賃料
Ｕ字ノーマル	φ３１	個	1	1	賃料
自在バンド	ＩＢｔ２１２	個	3	3	賃料
立上パイプ	φ３１,Ｌ=３.６６ｍ薄鋼電線管	本	1	1	賃料
電工	設置	人	２.２２	１.４２	2-(2)
普通作業員	設置	人	１.６０	０.８０	2-(2)
電工	調整	人	０.８０	０.８０	2-(2)
電気通信技術員	調整	人	１.５０	１.５０	2-(2)
計					

注１）上記単価表は、標準（平成１１年５月２４日道整第１３９号）以外を使用するときには適用できない。
２）設置歩掛は、当該単価表で計上されている資材の設置費を全て含んでいる。

（3）車両・歩行者信号灯設置（片面・両面・吊り型・シルエット型）単価表

施工単価コード	DX074000

（１基・１ヶ月当り）

名　称	規　格	単位	数　量				備　考
			片面	両面	吊り型	歩行者用シルエット型	
車両信号灯	片面 φ３００	基	1	－	－	－	賃料
	両面 φ３００	基	－	1	－	－	賃料
	吊り型 φ３００	基	－	－	1	－	賃料
	シルエット型	基	－	－	－	1	賃料
ＣＶＶケーブル	ＣＶＶ,２.０mm2、４Ｃ	m	6	6	－	－	賃料
	ＣＶＶ,２.０mm2、３Ｃ	m	－	－	－	5	賃料
電線管	ＶＥ管、φ４２、Ｌ=４.０ｍ	本	1	1	－	－	賃料
	ＶＥ管、φ２２、Ｌ=４.０ｍ	本	－	－	－	1	賃料
ステンレスバンド	ＳＦｔ２１２	個	2	2	－	2	全損
信号灯吊り金具	セットアンカー含む	個	－	－	1	－	賃料
電工	設置	人	１.０９	１.４５	１.３０	０.８３	2-(3)
高所作業車運転費	設置　トラック架装リフト・垂直型　作業床高１３.２ｍ×１０００ｋｇ	h	０.９０	０.９０	０.９０	－	2-(3)
計							

注１）上記単価表は、標準（平成１１年５月２４日道整第１３９号）以外を使用するときには適用できない。
２）設置歩掛は、当該単価表で計上されている資材の設置費を全て含んでいる。
３）備考欄に「全損」と記載のある資材については、設置月数を考慮しない。

（4）信号柱設置（コンクリート柱・据置型鋼管柱）単価表

施工単価コード	DX074100

（1本・1ヶ月当り）

名　称	規　格	単位	数　量		備　考
			コンクリート柱	据置型鋼管柱	
信号柱	コンクリート柱	本	1	－	賃料
	据置型鋼管柱	本	－	1	賃料
端子函	アルミ製・道警仕様	個	1	1	賃料
自在バンド	３ＢＤ-ＨＣ-１７	個	1	1	賃料
	４ＢＤ-ＨＤ-１２	個	1	1	賃料
電線管	ＶＥ管、φ４２、Ｌ=４．０ｍ	本	1	1	賃料
ステンレスバンド	ＳＦｔ２１２	個	4	4	全損
電工	設置	人	１．６５	１．６８	2-(4)
普通作業員	設置	人	２．５０	２．０７	2-(4)
高所作業車運転費	設置　トラック架装リフト ・垂直型　作業床高 １３．２ｍ×１０００ｋｇ	h	－	０．１６	2-(4)
計					

注1）上記単価表は、標準（平成１１年5月２４日道整第１３９号）以外を使用するときには適用できない。

2）設置歩掛は、当該単価表で計上されている資材の設置費を全て含んでいる。

3）備考欄に「全損」と記載のある資材については、設置月数を考慮しない。

（5）押しボタン設置（押しボタン函・押しボタン収容函）単価表

施工単価コード	DX074200

（1個・1ヶ月当り）

名　称	規　格	単位	数　量		備　考
			押しボタン函	押しボタン収容函	
押しボタン	押しボタン函	個	1	－	賃料
	押しボタン収容函	個	－	1	賃料
ＣＶＶケーブル	ＣＶＶ,２．０mm2、４Ｃ	m	6	6	賃料
エントランスキャップ	φ２５	個	1	1	賃料
Ｕ字ノーマル	φ２５	個	1	1	賃料
自在バンド	ＩＢｔ２１２	個	5	3	賃料
立上パイプ	φ３１,Ｌ=３．６６ｍ薄鋼電線管	本	1	1	賃料
ステンレスバンド	ＳＦｔ２１２	個	－	2	全損
電工	設置	人	０．６６	０．６６	2-(5)
計					

注1）上記単価表は、標準（平成１１年5月２４日道整第１３９号）以外を使用するときには適用できない。

2）設置歩掛は、当該単価表で計上されている資材の設置費を全て含んでいる。

3）備考欄に「全損」と記載のある資材については、設置月数を考慮しない。

（6）ケーブル設置単価表

1）地上配線用ケーブル設置単価表

施工単価コード	DX074300

（１００m当り）

名　　称	規　　格	単位	数　量				備　考
			ＣＶＶ				
			５mm以下	１０mm以下	２０mm以下	４０mm以下	
電　　工	設置	人	１．９０	３．６０	８．８０	１２．００	2-(6)1)
計							

注１）電源から制御機（信号柱）までの引込ケーブル及び信号柱間のケーブルに適用する。
２）地上配線を標準とする。
３）現場条件等により架空配線とする場合はＣＶＶ－ＳＤＤケーブル（自己支持型）を標準とする。

2）架空配線用ケーブル設置単価表

施工単価コード	DX074400

（１径間当り）

名　称	規　格	単位	数　量						備　考
			ＣＶＶ－ＳＳＤ、自己支持型						
			１０mm以下	１５mm以下	２０mm以下	３０mm以下	４０mm以下	５０mm以下	
電　工	設置	人	０．６７	１．２７	１．７９	２．８０	３．５１	４．８３	2-(6)2)
計									

注１）電源から制御機（信号柱）までの引込ケーブル及び信号柱間のケーブルに適用する。

（7）機械運転単価表

施工単価コード	DX029000

機　械　名	規　　格	適　用　単　価　表	指　定　事　項
高所作業車	トラック架装リフト･垂直型 作業床高１３．２m×１０００ｋｇ	「108 機械工による」	

積　算　留　意　事　項

１．委任信号機の設置撤去及び賃料は、共通仮設費の安全費にて積上計上する。

２．標識類の設置撤去費及び賃料は、共通仮設費の率に含まれる。

３．停止線は、材質、長さ、幅について、公安委員会との協議により決定することとするが、施工費は市場単価を適用すること。

４．信号期間の配線は地上配線を標準とするが、これによりがたい現場は架空配線及びその他の方法とする。

５．電柱の運搬は荷姿・重量を考慮し、運搬車両を決定すること。（一般貨物運送事業の貸切運賃料金とする。積込、取卸費も計上する。）
なお、信号機及び電柱の輸送起算点は各建設管理部所在地の市役所とする。

６．賃料月数は小数第４位を四捨五入して小数第３位とする。

７．信号機及び感知機の移設について

１）信号機及び感知機の移設は一般的に、現在使用中の信号機とは別に移設用信号機を設置し切り替える、公安委員会指定信号機の維持管理をする業者は必ず予備の信号機を保管しているので、先に記載した切り替え方式を取る。またこれらに係わる賃料は計上しない。

２）信号機の移設で現在位置より半径５ｍ以内の場合、現在使用している信号機をそのまま移設する業者がいるが移設の時は設置撤去を基本とすることから切り替え方式を指示すること。

８．標準（「道路工事での委任交通信号機による交通規制について（通知）平成１１年５月２４日道整第１３９号、道計第　５９号、管理第２００号）以外及びこれにより難い場合は、別途考慮すること。
ただし、規格が同一で数量が異なる場合等は、「単価コード表５３－４　安全費」により別途積上げ計上することとし、DX073700～DX074400の施工単価は使用できない。

105-310　冬期施工の積算について

１．冬期工事の積算について

１）適用基準

表1.1　適 用 基 準

除　雪　費	・４月１日入札から対象となる。 ・着工時除雪、新雪除雪を対象とする。 ・地域ごとに降雪状況が異なるため工期、気象データ等により必要に応じ計上する。
コンクリート防　寒　費	・４月１日入札から対象となる。 ・コンクリート打設時の防寒囲い、防寒養生を対象とする。 ・地域ごとに気温が異なるため工期、気象データ等により必要に応じ計上する。 ・積算は「２.防寒費の積算について」による。
労務歩掛補正	・１０月１日以降入札する工事で、１１月１日から３月３１日までの期間が全工期日数の２分の１を超える屋外工事を対象とする。 ・屋外労務作業に従事する作業を対象に歩掛の補正をする。 ・積算は「土木工事積算要領　第１編　一般土木編　７．労務単価の補正　３．冬期屋外工事の労務歩掛補正」による。
現場管理費	・４月１日入札から対象となる。 ・冬期対象期間を１１月１日から３月３１日までとし全体工期にしめる冬期対象期間の割合（冬期率）に応じて現場管理費を補正する。 ・積算は「土木工事積算要領　第１編　１．土木請負工事費積算要領（一般土木編）表６ 現場管理費率の補正（施工時期、工事期間等による補正率）」による。

２．防寒費の積算について

コンクリート工事における防寒費については次の要領により処理すること。

１）防寒費の対象となる工事

防寒費の対象となる工事は、コンクリート養生の工程が日平均気温４℃を下回る構造物を有する工事とする。

２）防寒費の計上

ａ．防寒費の計上は、過去３０年間の気象データから日平均気温が４℃を下回る日及び月毎の平均気温を定めた、「１．防寒開始日早見表及び月毎平均気温早見表」により防寒開始日以降について積算すること。

ｂ．当初設計における平均気温の設定にあたっては、「月毎平均気温早見表」によること。なお、養生期間が複数の月に跨がる場合は、それら複数月の平均気温の平均とする。

３）防寒費の設計変更

ａ．「防寒開始日早見表」から選定された防寒開始日から日平均気温が４℃を下回る日が前後１０日以上乖離した場合は、実際の防寒養生、防寒囲いを開始した日に合わせて設計変更すること。

ｂ．防寒費の計上が必要な構造物については、受注者から提出された工程表（ネットワーク等）で工事着手前に養生の工程を確認して、防寒養生、防寒囲いの施工の有無について協議を行い、必要に応じて設計変更を行うこと。

ｃ．「防寒開始日早見表」により当初設計において防寒費を計上しない場合で、妥当な工程により施工し実際に防寒が必要となった場合は、設計変更により防寒費を計上することができる。

ｄ．企業努力により施工時期が短縮され防寒養生・防寒囲いを施工しなかった場合は、設計変更の対象とはしない。

ｅ．受注者の責に帰する事由により施工時期の遅延が生じたことにより、防寒養生・防寒囲いが必要となった場合は、その超過部分についての防寒費用は、設計変更の対象とならない。

なお、この項目を適用する場合は、設計図書に「条件明示」すること。（この特記の記載のないものについては設計積算管理委員会に諮ること）

ｆ．妥当な工程により施工した結果、当初設計において設定した平均気温と現地の平均気温が異なる場合は、現地の気温計測結果を確認の上、必要に応じて設計変更すること。

別表－防寒開始日早見表及び月毎平均気温早見表、除雪数値表

１．防寒開始日早見表及び月毎平均気温早見表

振興局	市町村名	防寒開始日	平均気温(℃)				
			11月	12月	1月	2月	3月
石狩振興局・空知総合振興局	札幌市	１１月１９日	5	-1.1	-3.5	-3	0.8
	恵庭市	１１月１３日	3.4	-3.5	-6.2	-5.5	-0.9
	千歳市	１１月１５日	3.7	-2.8	-5.5	-4.9	-0.7
	江別市	１１月１４日	3.5	-3.5	-6.4	-5.5	-0.8
	長沼町	１１月１５日	3.8	-3.1	-6.2	-5.3	-0.7
	北広島市	１１月１５日	3.9	-2.8	-5.6	-4.8	-0.4
	南幌町	１１月１４日	3.7	-3.1	-6	-5.1	-0.6
	岩見沢市	１１月１５日	3.9	-2.6	-5.3	-4.6	-0.4
	新篠津村	１１月１３日	3.4	-3.3	-6.1	-5.4	-1.2
	当別町	１１月１４日	3.6	-2.8	-5.5	-4.9	-0.7
	月形町	１１月１２日	3.1	-3.2	-6	-5.3	-1.3
	石狩市	１１月１６日	4.5	-1.4	-3.9	-3.6	0
	由仁町	１１月１３日	3.3	-3.5	-6.3	-5.5	-1
	栗山町	１１月１３日	3.3	-3.3	-6	-5.3	-1
	夕張市	１１月９日	2.1	-4.2	-6.6	-6	-1.8
	三笠市	１１月１２日	3	-3.6	-6.2	-5.5	-1.2
	美唄市	１１月１２日	3.1	-3.8	-6.6	-5.9	-1.5
	奈井江町	１１月１１日	2.7	-4	-6.7	-5.9	-1.5
	浦臼町	１１月１１日	2.8	-3.8	-6.5	-5.8	-1.6
	上砂川町	１１月１１日	2.7	-3.8	-6.4	-5.6	-1
	歌志内市	１１月１１日	2.7	-3.8	-6.4	-5.6	-1
	砂川市	１１月１０日	2.4	-4.2	-7	-6.2	-1.8
	赤平市	１１月１１日	2.6	-4	-6.9	-6.1	-1.6
	滝川市	１１月１１日	2.6	-4	-6.9	-6.1	-1.7
	芦別市	１１月１１日	2.7	-3.8	-6.4	-5.6	-1
	新十津川町	１１月９日	2.2	-4.3	-7	-6.3	-1.9
	雨竜町	１１月１３日	3.2	-3.1	-5.7	-5.1	-1
	深川市	１１月１０日	2.5	-4.3	-7.3	-6.6	-2
	妹背牛町	１１月１０日	2.6	-4.2	-7.1	-6.4	-1.9
	秩父別町	１１月１０日	2.3	-4.4	-7.4	-6.7	-2.2
	北竜町	１１月１３日	3.5	-2.7	-5.3	-4.9	-0.9
	沼田町	１１月９日	2	-4.5	-7.4	-6.7	-2.3

振興局	市町村名	防寒開始日	平均気温(℃)				
			11月	12月	1月	2月	3月
後志総合振興局	小樽市	１１月１９日	4.9	-1.1	-3.1	-2.7	0.8
	赤井川村	１１月１６日	4.3	-1.8	-4	-3.5	0.3
	余市町	１１月１６日	4.2	-1.9	-3.8	-3.3	0.4
	仁木町	１１月１５日	4	-2	-4.2	-3.7	0
	積丹町	１１月１４日	3.6	-2.2	-4	-3.5	-0.1
	神恵内村	１１月２３日	5.9	-0.2	-2.3	-1.9	1.4
	泊村	１１月２１日	5.4	-0.7	-2.9	-2.5	1
	共和町	１１月１９日	4.8	-1.1	-3.4	-3	0.5
	岩内町	１１月１６日	4.2	-1.6	-3.8	-3.4	0.2
	蘭越町	１１月１４日	3.6	-2.1	-4.2	-3.7	-0.2
	寿都町	１１月２２日	5.6	-0.3	-2.3	-1.9	1.2
	黒松内町	１１月１４日	3.5	-2.1	-4.1	-3.7	-0.2
	島牧村	１１月２２日	4.7	-1.1	-3.2	-2.7	0.6
	ニセコ町	１１月１２日	3.1	-2.9	-5.1	-4.6	-0.9
	倶知安町	１１月１２日	2.9	-3.1	-5.4	-4.9	-1
	京極町	１１月１２日	3.1	-3	-5.4	-4.9	-0.9
	喜茂別町	１１月７日	1.5	-4.8	-7.2	-6.7	-2.5
	留寿都村	１１月１０日	2.2	-3.9	-6.3	-5.8	-1.9
	真狩村	１１月８日	1.7	-4.4	-6.6	-6.1	-2.5
	古平町	１１月１８日	4.6	-1.4	-3.4	-2.9	0.6
渡島総合振興局・檜山振興局	函館市	１１月２４日	6	-0.1	-2.4	-1.9	1.7
	木古内町	１１月２３日	5.6	-0.2	-2.3	-1.8	1.5
	知内町	１１月２３日	5.6	-0.2	-2.3	-1.8	1.5
	福島町	１２月３日	7.8	1.9	-0.5	-0.1	3
	松前町	１２月３日	7.8	1.9	-0.5	-0.1	3
	上ノ国町	１１月２７日	6.4	0.5	-1.8	-1.3	2
	江差町	１２月１日	7.5	1.6	-0.6	-0.2	2.9
	厚沢部町	１１月１８日	4.5	-1.3	-3.7	-3	0.5
	乙部町	１１月２４日	5.8	-0.1	-2.3	-1.8	1.6
	八雲町	１１月２２日	5.5	-0.5	-2.7	-2.1	1.3
	せたな町	１１月２５日	6.1	0.3	-1.9	-1.4	1.7
	長万部町	１１月１６日	4.1	-1.9	-4.1	-3.6	0
	今金町	１１月１７日	4.3	-1.4	-3.6	-3	0.3
	森町	１１月１７日	4.7	-1.4	-3.7	-3.2	0.7
	鹿部町	１１月２０日	5.4	-0.8	-3.1	-2.6	1.2
	七飯町	１１月２０日	5.2	-0.9	-3.2	-2.7	1.1
	奥尻町	１１月３０日	7.6	1.7	-0.4	-0.2	3
	北斗市	１１月１９日	5	-1.2	-3.5	-2.9	0.9

振興局	市町村名	防寒開始日	平均気温(℃)				
			11月	12月	1月	2月	3月
胆振総合振興局・日高振興局	えりも町	１１月２９日	6.8	1	-1.8	-2.2	0.1
	様似町	１１月２３日	5.5	-0.7	-3.5	-3.3	0
	浦河町	１１月１８日	4.6	-1.7	-4.5	-3.9	-0.2
	新ひだか町	１１月１９日	4.8	-1.3	-4	-3.6	0.3
	新冠町	１１月１１日	2.6	-4.2	-7.1	-6.1	-0.9
	平取町	１１月１０日	2.6	-4.4	-7.4	-6.5	-1.4
	むかわ町	１１月１２日	3.1	-3.9	-7.1	-6.2	-1
	厚真町	１１月１３日	3.4	-3.7	-6.7	-5.9	-0.9
	苫小牧市	１１月１９日	4.9	-1.2	-3.6	-3.2	0.5
	白老町	１１月１５日	3.9	-2.1	-4.4	-4	-0.4
	登別市	１１月１６日	4.2	-1.9	-4.1	-3.8	-0.4
	室蘭市	１１月２６日	6.4	0.5	-1.8	-1.6	1.4
	伊達市	１１月１４日	3.4	-2.6	-5.1	-4.6	-0.7
	豊浦町	１１月１６日	4.1	-1.8	-4	-3.6	0
	洞爺湖町	１１月１２日	3.1	-2.9	-5.2	-4.8	-1.1
	壮瞥町	１１月１５日	3.8	-2.2	-4.5	-4.1	-0.5
	安平町	１１月１６日	4	-2.6	-5.3	-4.7	-0.4
	日高町	１１月１３日	3.2	-3.5	-6.3	-5.6	-1
上川総合振興局	中川町	１１月９日	2.1	-4.2	-7.5	-7.2	-2.4
	音威子府村	１１月８日	1.7	-4.8	-8	-7.7	-2.7
	美深町	１１月７日	1.5	-5.3	-8.6	-8	-3
	名寄市	１１月７日	1.5	-5.4	-8.6	-8	-3
	下川町	１１月６日	1.3	-5.4	-8.8	-8.2	-3.3
	士別市	１１月８日	1.6	-5.1	-8.3	-7.6	-2.9
	剣淵町	１１月８日	1.8	-5	-8.3	-7.6	-2.8
	和寒町	１１月９日	1.9	-4.9	-8.3	-7.6	-2.6
	比布町	１１月８日	1.7	-5.2	-8.3	-7.3	-2.5
	愛別町	１１月７日	1.4	-5.3	-8.3	-7.6	-2.9
	上川町	１１月４日	0.8	-5.6	-8.4	-7.8	-3.3
	鷹栖町	１１月８日	1.8	-5	-8.2	-7.4	-2.5
	当麻町	１１月７日	1.4	-5.3	-8.3	-7.4	-2.7
	旭川市	１１月８日	1.7	-5	-8.1	-7.2	-2.4
	東川町	１１月９日	2	-4.9	-8.1	-7.3	-2.5
	東神楽町	１１月８日	1.4	-5.3	-8.3	-7.5	-2.9
	美瑛町	１１月７日	1.5	-5.5	-8.7	-7.9	-3
	上富良野町	１１月９日	2	-5	-8.1	-7.2	-2.2
	中富良野町	１１月９日	2	-4.9	-7.9	-7.1	-2.2
	富良野市	１１月８日	1.6	-5.4	-8.4	-7.6	-2.6
	南富良野町	１１月７日	1.5	-5.2	-8.4	-7.6	-2.8
	占冠村	１１月３日	0.7	-6.4	-9.8	-8.9	-3.7
	幌加内町	１１月５日	1	-5.6	-8.8	-8.2	-3.5

振興局	市町村名	防寒開始日	平均気温(℃)				
			11月	12月	1月	2月	3月
留萌振興局	天塩町	１１月１４日	3.5	-2.5	-5.4	-5.3	-1.4
	遠別町	１１月１３日	3.4	-2.8	-5.8	-5.6	-1.4
	初山別村	１１月１６日	4.2	-1.8	-4.6	-4.4	-0.6
	羽幌町	１１月１７日	4.4	-1.7	-4.3	-4	-0.1
	羽幌町焼尻	１１月１９日	4.9	-1.2	-3.3	-3.1	0.3
	羽幌町天売	１１月１９日	4.9	-1.2	-3.3	-3.1	0.3
	苫前町	１１月１１日	2.7	-3.6	-6.5	-6	-1.7
	小平町	１１月１１日	2.7	-3.5	-6.4	-5.9	-1.6
	留萌市	１１月１３日	3.5	-2.6	-5.3	-4.9	-0.9
	増毛町	１１月１９日	4.9	-1	-3.3	-3	0.5
宗谷総合振興局	稚内市	１１月１２日	3.1	-2.8	-5.2	-5.3	-1.4
	豊富町	１１月１１日	2.7	-3.4	-6.1	-6.1	-1.9
	猿払村	１１月９日	2.2	-3.5	-5.9	-6	-2.1
	浜頓別町	１１月１０日	2.4	-3.8	-6.3	-6.3	-2
	中頓別町	１１月７日	1.5	-5.3	-8.4	-8.5	-3.2
	枝幸町	１１月１０日	2.4	-4.1	-6.9	-6.8	-2.2
	幌延町	１１月１０日	2.4	-3.8	-6.6	-6.6	-2.2
	礼文町	１１月１４日	3.6	-2.4	-4.6	-4.3	-0.4
	利尻町	１１月１５日	4	-1.8	-4	-3.8	-0.3
	利尻富士町	１１月１５日	4	-1.8	-4	-3.8	-0.3
オホーツク総合振興局	網走市	１１月１５日	4	-2.4	-5.1	-5.4	-1.3
	大空町	１１月１２日	3.1	-3.9	-6.7	-6.7	-1.9
	美幌町	１１月１０日	2.2	-5.4	-8.3	-7.9	-2.5
	津別町	１１月９日	2.2	-5.4	-8.5	-7.9	-2.3
	斜里町	１１月１４日	3.5	-3	-5.9	-6.5	-2.2
	小清水町	１１月１２日	3.1	-3.9	-6.7	-6.8	-2
	清里町	１１月１２日	3	-3.7	-6.6	-6.7	-2.2
	北見市	１１月９日	2.2	-5	-7.9	-7.7	-2.6
	置戸町	１１月７日	1.4	-6.3	-9.3	-8.6	-3
	訓子府町	１１月９日	1.9	-5.6	-8.6	-8.1	-2.6
	遠軽町	１１月８日	1.7	-5.5	-8.5	-8.2	-2.8
	佐呂間町	１１月９日	2.1	-5.4	-8.5	-8.4	-2.9
	湧別町	１１月１２日	2.9	-3.8	-6.6	-6.8	-2.2
	紋別市	１１月１４日	3.6	-2.6	-5.2	-5.3	-1.2
	滝上町	１１月８日	1.7	-5.1	-8.3	-7.7	-2.9
	興部町	１１月１１日	2.6	-3.8	-6.6	-6.7	-2
	西興部村	１１月８日	1.9	-4.6	-7.8	-7.3	-2.6
	雄武町	１１月１２日	2.9	-3.3	-5.9	-6.1	-1.7

振興局	市町村名	防寒開始日	平均気温(℃)				
			11月	12月	1月	2月	3月
十勝総合振興局	帯広市	１１月１２日	3.5	-3.8	-6.9	-5.7	-0.4
	芽室町	１１月１１日	2.6	-4.9	-8.3	-7.3	-1.6
	幕別町	１１月８日	1.7	-6.5	-9.9	-8.4	-2.2
	中札内村	１１月９日	2	-5.4	-8.5	-7.7	-2.7
	音更町	１１月１０日	2.6	-4.6	-8.1	-7.2	-1.6
	池田町	１１月１０日	2.5	-5	-8.2	-6.9	-1.3
	上士幌町	１１月５日	1	-6	-9.1	-8.3	-3.3
	士幌町	１１月１０日	2.3	-5	-8.2	-7.2	-1.8
	鹿追町	１１月１１日	2.8	-3.9	-6.7	-6.2	-1.6
	新得町	１１月１２日	3	-3.3	-6.2	-5.6	-1.1
	清水町	１１月１１日	2.6	-4.2	-7.2	-6.5	-1.6
	足寄町	１１月９日	2	-5.9	-9.1	-7.5	-1.4
	本別町	１１月１０日	2.4	-5.5	-8.9	-7.3	-1.1
	陸別町	１１月９日	1.9	-5.9	-9	-8	-2.2
	大樹町	１１月１１日	2.7	-5.3	-8.8	-7.8	-2.2
	更別村	１１月１０日	2.4	-5.5	-8.7	-7.7	-2.2
	浦幌町	１１月１３日	3.2	-4	-6.9	-5.8	-0.7
	豊頃町	１１月１３日	2.6	-4.6	-8.1	-7.2	-1.6
	広尾町	１１月２１日	5.2	-1.3	-4.2	-3.9	0.1
釧路総合振興局・根室振興局	釧路市	１１月１２日	2.5	-4.5	-7.5	-7	-2.2
	釧路町	１１月１８日	4.6	-1.6	-4.5	-4.7	-1.5
	白糠町	１１月１３日	3.2	-3.3	-6.2	-5.9	-1.4
	厚岸町	１１月１４日	3.6	-3	-5.8	-5.6	-1.6
	浜中町	１１月１５日	3.9	-2.6	-5.3	-5.3	-1.4
	鶴居村	１１月１０日	2.5	-4.4	-7.1	-6.5	-1.7
	標茶町	１１月９日	2	-5.2	-7.9	-7.1	-2.1
	根室市	１１月２０日	5	-1.3	-4.1	-4.4	-1.2
	別海町	１１月１２日	2.9	-3.8	-6.7	-6.5	-1.9
	中標津町	１１月１２日	2.9	-3.7	-6.7	-6.5	-2.1
	標津町	１１月１５日	3.8	-2.6	-5.4	-5.5	-1.6
	羅臼町	１１月１６日	4.1	-1.4	-4.5	-4.8	-1.1
	弟子屈町	１１月８日	1.8	-5.3	-8.1	-8	-3.2

２．除雪数値表

空知総合振興局

（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
夕張市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（５） ７	（５） ７	（６） ７	（３） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（８） ２０	（６） ２０	（７） ２０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（１） ４０	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	８０	１１０	９０
岩見沢市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（５） ７	（５） ６	（５） ６	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（１０） ２０	（７） ２０	（６） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ４０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	５０	１１０	１２０	８０
美唄市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（６） ７	（７） ７	（６） ７	（２） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（１１） ２０	（６） １０	（５） ２０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	５０	９０	１１０	７０
芦別市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（９） ７	（６） ７	（５） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（７） ２０	（４） ２０	（４） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	６０	７０	５０
赤平市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（７） ７	（６） ７	（６） ７	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（８） ２０	（６） ２０	（５） １０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	３０	７０	９０	６０
三笠市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（６） ７	（６） ７	（６） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（９） ２０	（６） ２０	（６） ２０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	９０	１００	７０
滝川市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（６） ７	（６） ６	（６） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（３） ２０	（１０） ２０	（６） ２０	（４） ２０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	８０	１００	７０
砂川市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（６） ７	（６） ６	（６） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（３） ２０	（１０） ２０	（６） ２０	（４） ２０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	８０	１００	７０
歌志内市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（９） ７	（６） ７	（５） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（７） ２０	（４） ２０	（４） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	６０	７０	５０
深川市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（７） ７	（６） ７	（６） ７	（５） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（８） ２０	（７） １０	（６） １０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（１） ５０	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	３０	８０	１００	７０
南幌町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（５） ７	（５） ６	（５） ６	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（１０） ２０	（７） ２０	（６） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ４０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	５０	１１０	１２０	８０
奈井江町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（８） ７	（７） ７	（６） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（９） ２０	（５） ２０	（５） ２０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	８０	９０	６０
上砂川町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（９） ７	（６） ７	（５） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（７） ２０	（４） ２０	（４） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	６０	７０	５０
由仁町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（３） ７	（４） ７	（５） ７	（２） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（３） １０	（４） ２０	（３） ２０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	１０	４０	６０	５０

空知総合振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
長沼町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（３） ７	（４） ６	（４） ７	（２） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（－） －	（４） １０	（５） ２０	（４） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	６０	７０	５０
栗山町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（５） ７	（５） ７	（６） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（９） ２０	（７） ２０	（７） ２０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ４０	（１） ４０	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	５０	１００	１２０	９０
月形町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（５） ７	（６） ７	（６） ６	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（１１） ２０	（７） ２０	（６） ２０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	５０	１１０	１２０	８０
浦臼町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（６） ７	（７） ７	（６） ７	（２） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（１１） ２０	（６） １０	（５） ２０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	５０	９０	１１０	７０
新十津川町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（６） ７	（７） ７	（６） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（８） ２０	（６） ２０	（５） ２０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	８０	１１０	８０
妹背牛町	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ６	（７） ７	（６） ７	（６） ７	（４） ７
	３０ｃｍ以上	（３） ２０	（９） ２０	（７） ２０	（５） ２０	（２） １０
	３１ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（１） ５０	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	８０	１００	７０
秩父別町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（７） ７	（６） ７	（６） ７	（５） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（８） ２０	（７） １０	（６） １０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（１） ５０	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	３０	８０	１００	７０
雨竜町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（６） ７	（６） ６	（６） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（３） ２０	（１０） ２０	（６） ２０	（４） ２０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	８０	１００	７０
北竜町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（７） ７	（７） ７	（７） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（８） ２０	（８） ２０	（６） １０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ４０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	１０	５０	１２０	１４０	１１０
沼田町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（７） ７	（７） ７	（７） ７	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（８） ２０	（８） ２０	（６） １０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ４０	（１） ５０	（－） －	（－） －
	着工時除雪	１０	４０	１００	１２０	９０

石狩振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
札幌市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（５） ７	（５） ７	（５） ７	（２） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（４） ２０	（６） ２０	（６） ２０	（３） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	７０	９０	７０
江別市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（５） ７	（６） ７	（５） ６	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（９） ２０	（７） ２０	（７） ２０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	１００	１１０	８０
千歳市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（１） ７	（３） ７	（４） ７	（１） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（－） －	（－） －	（３） ２０	（１） １０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	－	２０	４０	２０
恵庭市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（３） ７	（３） ６	（４） ７	（２） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（－） －	（１） １０	（６） ２０	（４） ２０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	１０	４０	６０	４０
北広島市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（４） ７	（４） ７	（５） ７	（２） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（３） ２０	（６） ２０	（５） ２０	（３） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	６０	８０	６０
石狩市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ５	（６） ７	（８） ７	（６） ７	（３） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（６） ２０	（６） ２０	（５） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	３０	８０	１２０	８０
当別町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（５） ７	（７） ７	（６） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（７） ２０	（６） ２０	（６） ２０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	９０	１１０	８０
新篠津村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（５） ７	（７） ７	（６） ６	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（１２） ２０	（７） ２０	（８） ２０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	６０	１２０	１３０	９０

後志総合振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
小樽市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１）　６	（６）　７	（７）　７	（６）　７	（３）　８
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１）２０	（５）１０	（４）１０	（４）２０	（１）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（１）５０	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	２０	６０	１００	７０
島牧村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１）　７	（７）　７	（７）　７	（７）　７	（３）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（－）　－	（５）１０	（６）１０	（５）１０	（２）２０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	２０	６０	８０	６０
寿都町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１）　７	（７）　７	（７）　７	（５）　７	（２）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（－）　－	（３）１０	（４）１０	（４）２０	（１）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	１０	４０	６０	３０
黒松内町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１）　８	（８）　７	（８）　７	（８）　７	（３）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１）１０	（７）１０	（７）２０	（５）１０	（３）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	３０	９０	１３０	１１０
蘭越町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２）　６	（７）　７	（８）　７	（５）　７	（３）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１）２０	（７）２０	（７）１０	（６）１０	（２）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	４０	１００	１３０	１００
ニセコ町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２）　６	（６）　７	（７）　７	（６）　７	（３）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１）１０	（８）２０	（８）１０	（６）１０	（２）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	４０	１００	１３０	９０
真狩村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２）　７	（６）　７	（７）　７	（７）　７	（３）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１）１０	（７）２０	（７）２０	（５）２０	（２）２０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	４０	８０	１００	７０
留寿都村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２）　７	（７）　７	（７）　７	（７）　７	（４）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２）２０	（７）２０	（７）２０	（６）２０	（２）２０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	４０	９０	１１０	９０
喜茂別町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２）　７	（７）　７	（７）　７	（７）　７	（４）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２）２０	（８）２０	（７）２０	（６）２０	（２）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	５０	１００	１２０	１００
京極町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２）　７	（７）　７	（７）　７	（６）　７	（３）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２）２０	（９）２０	（８）２０	（７）２０	（３）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	４０	１００	１３０	１１０
倶知安町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２）　７	（６）　７	（８）　７	（７）　７	（３）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２）２０	（１３）２０	（１０）２０	（８）２０	（２）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	１０	７０	１４０	１８０	１４０
共和町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１）　７	（７）　６	（７）　６	（７）　７	（３）　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（－）　－	（３）１０	（４）１０	（３）１０	（１）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	２０	４０	６０	３０
岩内町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２）　７	（７）　７	（８）　７	（６）　７	（３）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１）１０	（５）２０	（６）１０	（５）１０	（２）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	３０	７０	１００	７０
泊村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１）　７	（７）　６	（７）　６	（７）　７	（３）　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（－）　－	（３）１０	（４）１０	（３）１０	（１）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	２０	４０	６０	３０

後志総合振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
神恵内村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１）　７	（７）　６	（７）　６	（７）　７	（３）　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（－）　－	（３）１０	（４）１０	（３）１０	（１）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	２０	４０	６０	３０
積丹町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２）　７	（８）　７	（８）　７	（７）　７	（３）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１）１０	（４）１０	（５）１０	（５）２０	（２）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	２０	５０	７０	４０
古平町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２）　７	（８）　７	（８）　７	（８）　７	（４）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１）１０	（５）２０	（６）２０	（５）１０	（２）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	２０	６０	８０	５０
仁木町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２）　７	（８）　７	（８）　７	（７）　７	（４）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１）１０	（８）２０	（８）２０	（７）２０	（２）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	４０	９０	１２０	９０
余市町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２）　６	（９）　７	（９）　７	（８）　７	（４）　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１）１０	（７）２０	（７）２０	（７）１０	（３）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	２０	７０	１００	７０
赤井川村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２）　７	（８）　７	（６）　６	（６）　７	（４）　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１）２０	（１０）１０	（１０）２０	（８）２０	（３）１０
	３０ｃｍ以上	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－	（－）　－
	着工時除雪	－	３０	９０	１３０	１１０

渡島総合振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
函館市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　５	(５)　６	(４)　７	(４)　７	(１)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(２)１０	(２)２０	(２)１０	(１)１０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	２０	２０	１０
北斗市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　５	(６)　７	(６)　７	(５)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(２)１０	(４)２０	(３)２０	(１)１０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	３０	５０	２０
松前町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　６	(７)　７	(７)　７	(６)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(５)１０	(７)１０	(６)１０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(１)４０	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	２０	７０	１１０	８０
福島町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　６	(７)　７	(７)　７	(６)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(５)１０	(７)１０	(６)１０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(１)４０	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	２０	７０	１１０	８０
知内町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　６	(７)　７	(７)　７	(６)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(５)１０	(７)１０	(６)１０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(１)４０	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	２０	７０	１１０	８０
木古内町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(８)　７	(８)　７	(６)　７	(３)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(４)１０	(５)１０	(３)１０	(１)１０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	２０	５０	７０	３０
七飯町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(４)　７	(４)　７	(３)　６	(１)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)２０	(３)２０	(３)２０	(２)１０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	３０	４０	２０
鹿部町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　５	(５)　６	(５)　７	(４)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(２)１０	(３)２０	(３)２０	(１)１０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	３０	４０	２０
森町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　６	(６)　６	(７)　７	(５)　７	(３)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(２)１０	(４)１０	(３)２０	(１)１０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	３０	５０	２０
八雲町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　５	(６)　７	(７)　７	(６)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(４)１０	(５)１０	(４)１０	(１)１０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	２０	４０	５０	２０
長万部町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　７	(４)　６	(７)　６	(７)　７	(３)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(４)１０	(６)１０	(５)１０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	４０	６０	４０

檜山振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
江差町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(４)　７	(４)　６	(４)　６	(－)　－
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)１０	(２)１０	(１)２０	(－)　－
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	－	１０	１０	－
上ノ国町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(６)　７	(６)　７	(５)　７	(２)　５
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(３)１０	(５)１０	(３)１０	(１)１０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	４０	６０	４０
厚沢部町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(８)　７	(８)　７	(６)　７	(３)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(４)１０	(５)１０	(３)１０	(１)１０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	２０	５０	７０	３０
乙部町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(６)　７	(６)　７	(５)　７	(２)　５
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(３)１０	(４)１０	(３)１０	(１)１０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	３０	４０	２０
奥尻町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　６	(７)　７	(７)　７	(７)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(４)１０	(６)１０	(４)１０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	２０	５０	７０	４０
今金町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　６	(７)　７	(７)　７	(８)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(４)１０	(６)１０	(４)１０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	２０	６０	８０	５０
せたな町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　６	(７)　７	(７)　７	(７)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(４)１０	(６)１０	(４)１０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	２０	５０	７０	４０

胆振総合振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
室蘭市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ７	(２) ７	(２) ７	(１) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(－) －	(１) １０	(１) １０	(１) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	－	１０	１０	－
苫小牧市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ６	(２) ７	(２) ７	(１) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) １０	(２) １０	(１) １０	(１) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	－	１０	２０	１０
登別市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(５) ７	(７) ６	(６) ７	(４) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(２) １０	(４) ２０	(３) ２０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	３０	５０	３０
伊達市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１) ７	(７) ７	(７) ７	(７) ７	(３) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(１) １０	(６) ２０	(６) ２０	(５) １０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	３０	７０	９０	７０
豊浦町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１) ６	(５) ６	(６) ７	(６) ７	(２) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(５) ２０	(６) １０	(３) １０	(１) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	２０	５０	７０	４０
壮瞥町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(４) ７	(７) ６	(６) ７	(３) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(３) １０	(４) ２０	(３) １０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	４０	５０	３０
白老町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ６	(６) ６	(５) ７	(３) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(－) －	(１) １０	(１) １０	(２) １０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	－	１０	１０	－
厚真町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１) ５	(４) ７	(４) ７	(５) ７	(３) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(１) １０	(３) １０	(４) ２０	(３) ２０	(１) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	４０	５０	４０
洞爺湖町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１) ７	(６) ７	(７) ７	(７) ７	(３) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(１) １０	(６) ２０	(６) ２０	(４) １０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	３０	６０	８０	６０
安平町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１) ７	(４) ７	(４) ７	(４) ７	(２) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(－) －	(３) ２０	(２) ２０	(１) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	－	３０	４０	３０
むかわ町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(６) ７	(６) ６	(６) ６	(４) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(２) １０	(３) １０	(２) ２０	(１) １０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	３０	４０	２０

日高振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
日高町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１) ８	(４) ７	(５) ６	(４) ７	(４) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(２) １０	(３) ２０	(３) １０	(１) １０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	４０	５０	３０
平取町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(２) ７	(３) ７	(３) ６	(２) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) １０	(２) ２０	(２) ２０	(１) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	－	２０	４０	２０
新冠町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(２) ７	(３) ７	(３) ６	(２) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) １０	(２) ２０	(２) １０	(１) １０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	－	２０	３０	２０
浦河町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(３) ７	(３) ７	(４) ７	(２) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) １０	(２) ２０	(２) １０	(１) １０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	２０	３０	２０
様似町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(２) ７	(３) ７	(３) ７	(２) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) ２０	(２) ２０	(２) ２０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(１) ５０	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	２０	４０	２０
えりも町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ７	(３) ７	(２) ７	(１) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) ２０	(２) １０	(２) ２０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(１) ５０	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	－	２０	４０	２０
新ひだか町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ６	(２) ７	(２) ６	(１) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(－) －	(１) ２０	(１) １０	(－) －
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	－	１０	１０	－

上川総合振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
旭川市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（７） ７	（６） ７	（５） ７	（２） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（６） ２０	（２） １０	（２） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	３０	５０	６０	４０
士別市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ５	（７） ７	（６） ７	（６） ７	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（３） ２０	（８） ２０	（５） ２０	（４） ２０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	５０	８０	１００	８０
名寄市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ６	（１０） ７	（７） ６	（６） ７	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（５） ２０	（４） ２０	（２） ２０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	７０	８０	７０
富良野市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（６） ６	（４） ７	（６） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（５） ２０	（４） １０	（２） １０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	５０	６０	４０
鷹栖町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（３） ７	（８） ７	（６） ７	（５） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（７） ２０	（３） １０	（３） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	６０	７０	５０
東神楽町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（６） ７	（５） ７	（４） ７	（４） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（４） ２０	（２） １０	（２） １０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	４０	５０	３０
当麻町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（７） ７	（６） ７	（６） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（３） ２０	（７） ２０	（３） ２０	（３） ２０	（３） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ５０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	１０	４０	６０	８０	６０
比布町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（３） ７	（８） ７	（６） ７	（５） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（７） ２０	（３） １０	（３） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	６０	７０	５０
愛別町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（６） ７	（５） ７	（７） ７	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（３） １０	（８） ２０	（４） ２０	（４） ２０	（４） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ５０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	１０	４０	７０	９０	８０
上川町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（６） ７	（５） ７	（７） ７	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（３） １０	（８） ２０	（４） ２０	（４） ２０	（４） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ５０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	１０	４０	７０	９０	８０
東川町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（７） ７	（６） ７	（６） ７	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） １０	（６） ２０	（３） １０	（３） １０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	３０	５０	７０	５０
美瑛町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（９） ７	（７） ６	（８） ７	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（６） ２０	（４） １０	（４） １０	（３） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	５０	６０	４０
上富良野町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（８） ７	（６） ７	（７） ７	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（６） ２０	（４） １０	（３） １０	（３） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	５０	６０	４０
中富良野町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（８） ７	（６） ７	（６） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（６） ２０	（４） １０	（３） １０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	５０	６０	４０

上川総合振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
南富良野町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（４） ６	（４） ７	（６） ６	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（３） １０	（３） １０	（２） １０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	４０	５０	４０
占冠村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（６） ７	（６） ７	（４） ７	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（３） １０	（４） ２０	（５） １０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	５０	８０	６０
和寒町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（３） ６	（８） ７	（６） ７	（５） ６	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（７） ２０	（３） １０	（３） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	６０	７０	５０
剣淵町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（３） ６	（８） ７	（６） ７	（５） ６	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（７） ２０	（３） １０	（３） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	６０	７０	５０
下川町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（９） ７	（５） ７	（６） ６	（４） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（４） ２０	（３） ２０	（１） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	３０	６０	６０	５０
美深町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（３） ７	（８） ７	（８） ７	（５） ６	（４） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（９） １０	（５） ２０	（４） １０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	１０	６０	１００	１１０	９０
中川町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（７） ７	（７） ７	（６） ７	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（３） ２０	（１２） ２０	（８） ２０	（５） １０	（３） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ４０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	１０	８０	１３０	１４０	１２０
音威子府村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（７） ７	（６） ７	（５） ６	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（３） ２０	（１３） ２０	（９） ２０	（６） １０	（３） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ５０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	１０	８０	１４０	１６０	１３０
幌加内町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（６） ７	（６） ７	（７） ７	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（５） ２０	（１６） ２０	（１０） ２０	（７） ２０	（４） ２０
	３０ｃｍ以上	（１） ４０	（１） ４０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	１０	１１０	１６０	１８０	１６０

留萌振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
留萌市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（７） ７	（７） ７	（７） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（８） ２０	（８） ２０	（６） １０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ４０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	１０	５０	１２０	１４０	１１０
増毛町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（７） ７	（８） ７	（７） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（７） ２０	（７） ２０	（６） １０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ４０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	１０	４０	１００	１３０	１００
小平町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（７） ７	（７） ７	（７） ７	（４） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（１０） ２０	（８） ２０	（６） ２０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ４０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	１０	６０	１１０	１３０	１００
苫前町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（７） ６	（８） ７	（８） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（７） ２０	（７） ２０	（４） ２０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	３０	８０	１１０	７０
羽幌町（焼尻・天売含む）	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（－） －	（６） ７	（８） ７	（５） ６	（２） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（４） ２０	（５） ２０	（４） １０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ４０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	３０	７０	９０	５０
初山別村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ７	（６） ７	（８） ７	（７） ７	（２） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（５） ２０	（８） １０	（４） ２０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	５０	６０	２０
遠別町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ５	（７） ７	（７） ７	（７） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（８） ２０	（７） ２０	（５） ２０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ４０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	５０	９０	１００	７０
天塩町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（８） ７	（７） ７	（７） ６	（４） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（５） ２０	（６） ２０	（３） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	６０	８０	４０

宗谷総合振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
稚内市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（７） ７	（６） ７	（５） ７	（２） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（５） ２０	（６） ２０	（４） １０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	５０	６０	４０
猿仏村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（７） ７	（８） ７	（６） ７	（３） ５
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（７） ２０	（５） １０	（３） ２０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	３０	５０	６０	３０
浜頓別町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ８	（６） ７	（６） ７	（６） ７	（３） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（９） ２０	（６） ２０	（２） ２０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ４０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	５０	９０	１１０	８０
中頓別町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（２） ８	（６） ６	（６） ７	（５） ７	（３） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（９） ２０	（６） ２０	（２） １０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（１） ４０	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	５０	１００	１２０	９０
枝幸町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（５） ７	（５） ７	（６） ６	（３） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（２） ２０	（８） ２０	（６） ２０	（２） ２０	（２） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	４０	８０	９０	７０
豊富町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ８	（６） ７	（７） ６	（６） ７	（４） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（６） ２０	（６） １０	（４） １０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	３０	７０	８０	５０
礼文町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（７） ７	（６） ７	（５） ７	（２） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（５） ２０	（６） ２０	（４） １０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	５０	６０	４０
利尻町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（７） ７	（６） ７	（５） ７	（２） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（５） ２０	（６） ２０	（４） １０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	５０	６０	４０
幌延町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ７	（７） ７	（７） ７	（６） ７	（４） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（７） ２０	（６） ２０	（３） １０	（２） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	３０	８０	９０	６０
利尻富士町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（７） ７	（６） ７	（５） ７	（２） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） ２０	（５） ２０	（６） ２０	（４） １０	（１） １０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	５０	６０	４０

オホーツク総合振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
北見市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(２)　６	(３)　６	(３)　７	(３)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(２)２０	(２)２０	(２)２０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	３０	４０	３０
網走市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(３)　６	(４)　７	(４)　６	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)１０	(２)２０	(２)１０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	３０	３０	２０
紋別市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　５	(５)　７	(４)　６	(４)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(３)１０	(４)２０	(３)１０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	５０	６０	４０
美幌町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(２)　７	(３)　７	(３)　７	(３)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(２)２０	(３)２０	(２)２０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	４０	５０	４０
津別町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(４)　７	(２)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(２)２０	(２)２０	(１)２０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	４０	５０	４０
斜里町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(６)　７	(６)　６	(５)　７	(３)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(３)２０	(４)２０	(３)２０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	２０	５０	６０	５０
清里町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(３)　７	(４)　７	(３)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(２)２０	(３)２０	(２)２０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	４０	５０	５０
小清水町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(３)　７	(４)　７	(４)　７	(３)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(２)２０	(３)２０	(２)２０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	４０	５０	４０
訓子府町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(３)　６	(２)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(２)２０	(２)２０	(１)２０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	３０	４０	３０
置戸町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(２)　７	(２)　６	(２)　６	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)２０	(２)２０	(２)２０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	３０	４０	３０
遠軽町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　５	(５)　７	(４)　７	(４)　７	(４)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(１)１０	(２)２０	(３)２０	(３)１０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	２０	５０	６０	５０
湧別町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１)　５	(４)　７	(４)　６	(４)　７	(３)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(３)２０	(３)２０	(３)１０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	４０	６０	４０
滝上町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(４)　７	(５)　７	(５)　７	(４)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(１)１０	(２)２０	(２)１０	(２)１０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	４０	５０	３０
佐呂間町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(３)　６	(５)　６	(４)　７	(３)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(３)２０	(４)２０	(３)１０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	４０	６０	５０

オホーツク総合振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
興部町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ５	（５） ７	（５） ７	（５） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（３） ２０	（３） ２０	（２） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	１０	５０	６０	４０
西興部村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ６	（５） ６	（５） ６	（５） ７	（３） ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（１） １０	（３） ２０	（３） １０	（２） ２０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（１） ４０	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	２０	５０	６０	５０
大空町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（１） ８	（２） ７	（３） ７	（３） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（－） －	（１） ２０	（３） １０	（２） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	１０	３０	５０	３０
雄武町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	（－） －	（５） ６	（５） ７	（５） ７	（３） ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	（－） －	（２） ２０	（３） ２０	（１） １０	（１） ２０
	３０ｃｍ以上	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －
	着工時除雪	－	１０	４０	５０	３０

十勝総合振興局

（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
帯広市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ５	(２) ８	(１) ７	(１) ５
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) ２０	(２) ２０	(１) ２０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	３０	４０	４０
音更町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ７	(２) ８	(１) ７	(１) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) １０	(３) ２０	(２) ２０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	３０	４０	３０
士幌町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(２) ７	(２) ７	(１) ５	(２) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) １０	(２) ２０	(２) ２０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	３０	４０	３０
上士幌町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(２) ７	(２) ７	(２) ６	(２) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) ２０	(２) ２０	(２) ２０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	３０	５０	４０
鹿追町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ７	(２) ７	(２) ６	(２) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) １０	(２) ２０	(２) １０	(１) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	－	３０	４０	３０
新得町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ６	(３) ７	(４) ６	(３) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) １０	(２) １０	(１) １０	(１) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	－	３０	４０	２０
清水町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(１) ５	(３) ７	(４) ７	(４) ７	(３) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(２) １０	(３) ２０	(２) １０	(１) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	４０	５０	３０
芽室町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ８	(２) ７	(１) ７	(１) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(－) －	(３) ２０	(２) １０	(１) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	－	３０	４０	２０
中札内村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ７	(３) ６	(３) ６	(２) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) ２０	(３) １０	(２) ２０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(１) ４０	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	４０	５０	４０
更別村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ６	(３) ７	(２) ７	(１) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) ２０	(２) ２０	(２) ２０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(１) ４０	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	３０	５０	４０
大樹町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ６	(３) ６	(１) ７	(１) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) ２０	(２) ２０	(２) ２０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(１) ３０	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	－	３０	５０	４０
広尾町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(－) －	(２) ６	(２) ６	(１) ７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) ２０	(３) ２０	(１) ２０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(１) ４０	(－) －
	着工時除雪	－	－	３０	５０	３０
幕別町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ６	(３) ７	(１) ７	(１) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(１) ２０	(２) ２０	(２) ２０	(２) ２０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(１) ３０	(－) －	(－) －
	着工時除雪	－	１０	３０	５０	４０
池田町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－) －	(１) ７	(２) ８	(１) ５	(１) ６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－) －	(－) －	(１) ２０	(１) ２０	(１) １０
	３０ｃｍ以上	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(１) ４０
	着工時除雪	－	－	２０	３０	２０

十勝総合振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
豊頃町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(３)　７	(１)　７	(１)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)１０	(２)２０	(２)２０	(１)１０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(１)３０	(－)　－	(１)４０
	着工時除雪	－	－	３０	４０	３０
本別町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(２)　７	(－)　－	(１)　５
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(－)　－	(１)１０	(１)１０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	－	２０	３０	１０
足寄町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(２)　７	(１)　５	(１)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)１０	(２)２０	(１)２０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	－	３０	４０	２０
浦幌町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(２)　８	(１)　６	(１)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(－)　－	(１)２０	(１)２０	(－)　－
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(１)４０
	着工時除雪	－	－	２０	３０	２０
陸別町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(２)　６	(２)　６	(１)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)２０	(１)２０	(１)１０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	－	３０	４０	２０

釧路総合振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
釧路市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(２)　７	(１)　７	(１)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)１０	(２)２０	(１)２０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	－	２０	４０	３０
釧路町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(２)　７	(１)　７	(１)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)１０	(２)２０	(１)２０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	－	２０	４０	２０
厚岸町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(１)　７	(１)　６	(１)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)１０	(２)１０	(２)２０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	－	３０	４０	２０
浜中町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(２)　７	(２)　７	(１)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)１０	(２)２０	(２)２０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	－	３０	４０	３０
標茶町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(２)　７	(２)　７	(１)　７	(１)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(－)　－	(１)２０	(１)２０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	－	２０	３０	１０
白糠町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(１)　７	(１)　６	(１)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(－)　－	(２)２０	(１)２０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	－	２０	４０	２０
鶴居村	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　６	(１)　８	(１)　７	(１)　５
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)２０	(２)２０	(１)２０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	－	２０	３０	２０
弟子屈町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　６	(３)　７	(３)　７	(３)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)１０	(３)１０	(２)２０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	４０	５０	５０

根室振興局　　（ｃｍ）

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
根室市	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(２)　６	(２)　７	(１)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)１０	(１)２０	(１)２０	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	－	２０	３０	２０
別海町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(２)　７	(２)　７	(２)　７	(１)　５
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)１０	(２)２０	(２)２０	(２)１０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	３０	５０	４０
中標津町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(１)　７	(２)　７	(２)　７	(１)　８
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(１)２０	(３)２０	(１)２０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	－	３０	５０	４０
標津町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(４)　７	(４)　７	(３)　７	(２)　７
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(２)２０	(４)２０	(２)２０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	１０	４０	６０	５０
羅臼町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(－)　－	(５)　７	(６)　６	(２)　６	(２)　６
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(－)　－	(４)２０	(５)２０	(２)２０	(２)２０
	３０ｃｍ以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
	着工時除雪	－	２０	５０	７０	５０

市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深
○○町	５ｃｍ以上１０ｃｍ未満	(８)１０
	１０ｃｍ以上３０ｃｍ未満	(１)２０
	３０ｃｍ以上	(１)４０
	着工時除雪	１０

１１月の降雪回数を表す。８回

平均降雪深を表す。１０㎝

１１月に平均降雪深が１０㎝の雪が８回降ることを表す。

平均積雪深を表す。１０㎝

105-320　河川工事の結氷対策工

冬期間の河川工事の積算においては以下に示す積算フローを参考とすることができる。

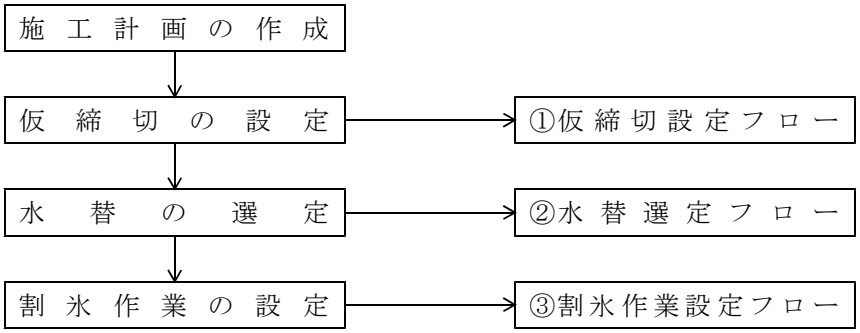

１．仮締切設定フロー

気温が－５℃以下になると結氷が始まるものと考えられるので、その場合は仮締切工を設計に加えるものとする。

それ以外の場合は、通常の判断基準によって、仮締切の必要性を判断するものとする。

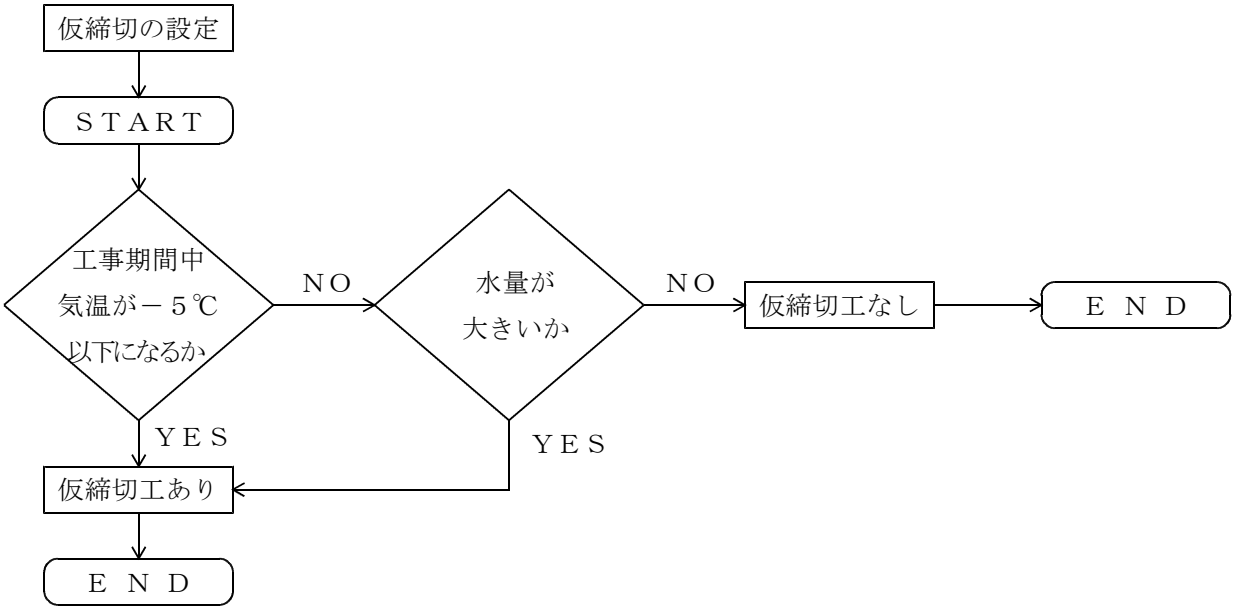

２．水替選定フロー

仮締切設定フローと同様に外気温が－５℃以下になると結氷が生ずると考え、その場合は締切内の結氷を防止する目的で24時間排水で設計するものとする。

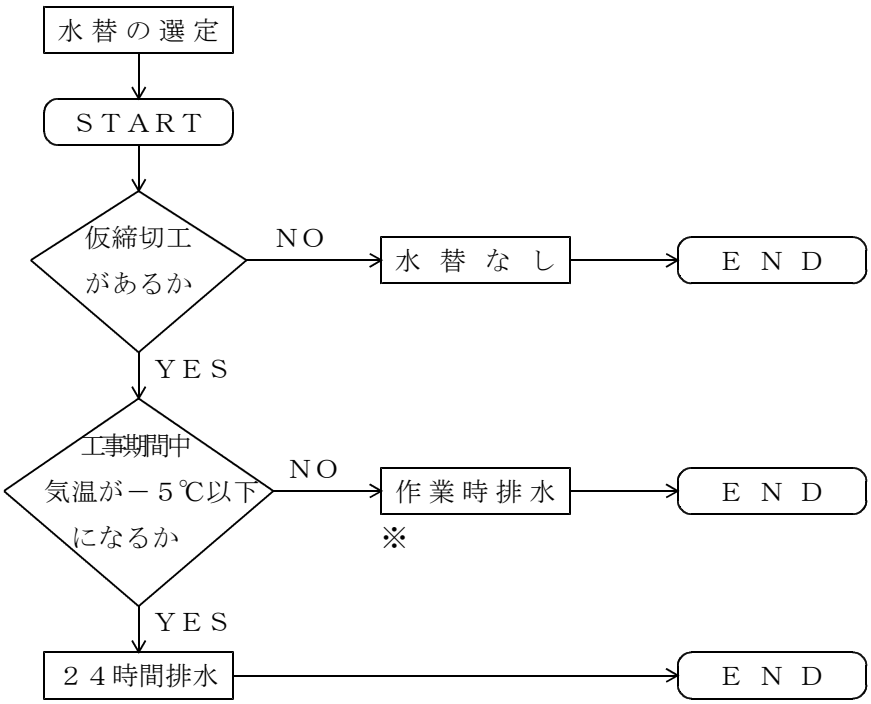

※このフローでは、気温による水替選定を記載している。その他の理由により24時間排水（常時排水）とすることを妨げるものではない。

３．割氷作業設定フロー

割氷作業設定フローに従って割氷に要する費用を算出する。

３－１で所要の割氷範囲を求める。単位面積当りの割氷単価については３－２により求める。

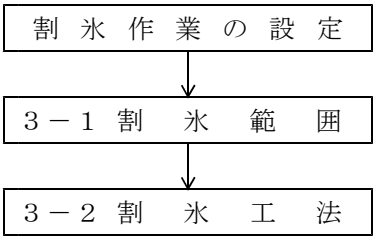

３－１　割氷範囲

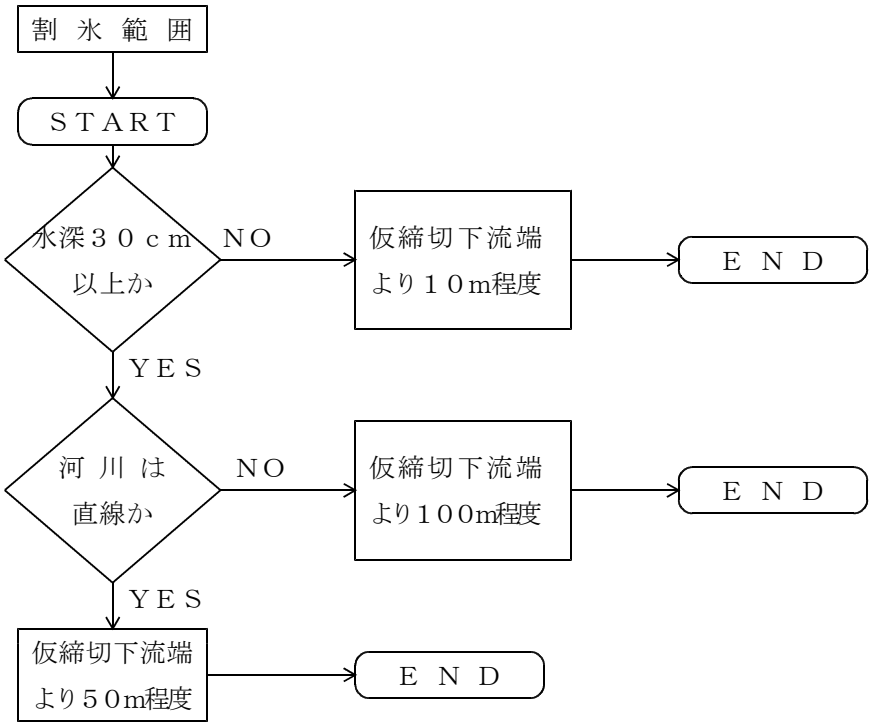

３－２　割氷工法

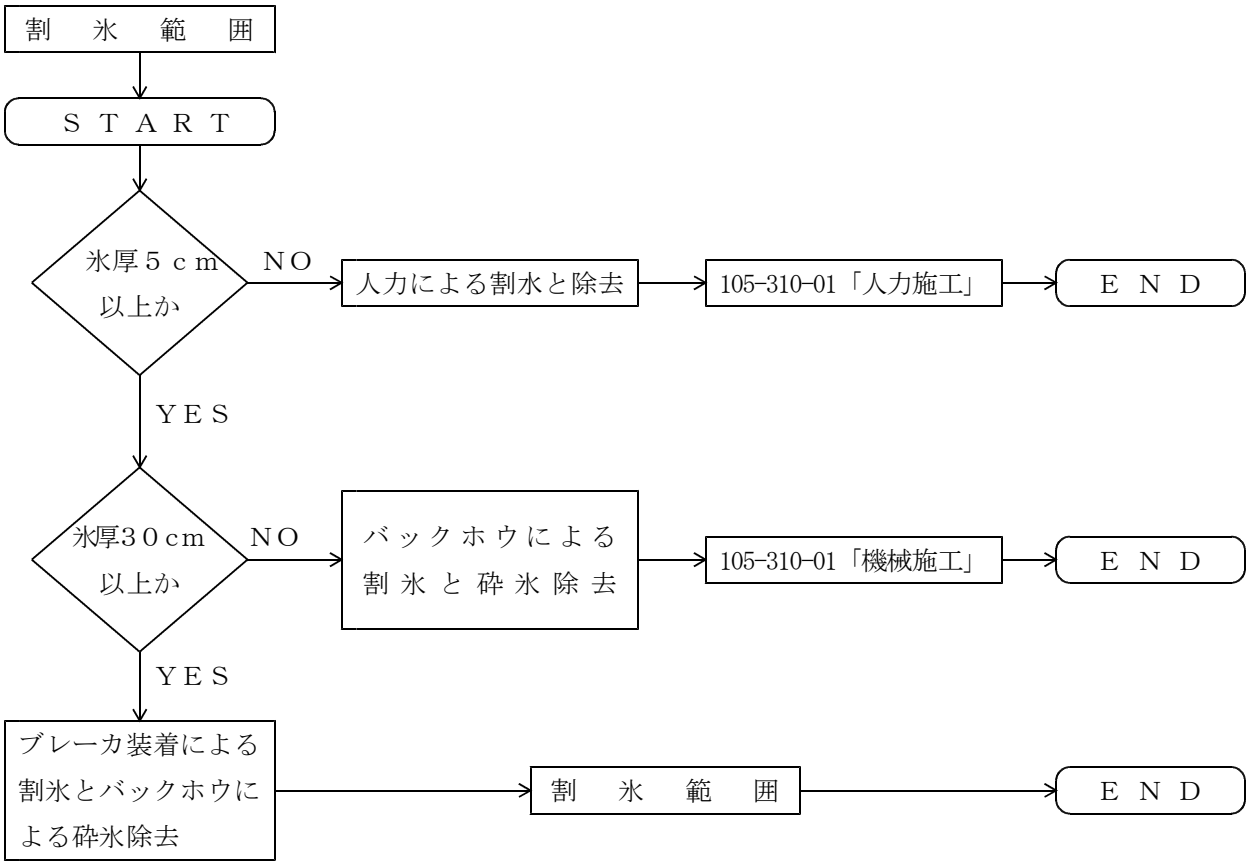

４．施工歩掛

105-320-01　割 氷 工

施工単価コード	DX080900

表4.1　割 氷 歩 掛　　（１００m2当り）

名　　称	単　位	人力施工	機械施工
土木一般世話役	人	０．０４	０．０７
普通作業員	〃	０．１３	０．１６
軽作業員	〃	０．０１	０．０７
バックホウ	h	－	０．４６

（注）バックホウは土工機種に合わせることを原則とする。

105-330　除雪工

１．除雪の計上について

（１）　当初設計においては、過去５年間の積雪・降雪量等を気象データーから定めた「２．除雪数値表」により積算すること。

（２）　除雪は、機械除雪を原則とする。ただし、機械除雪が困難な場合は、人力除雪とすること。

（３）　土工等の施工区域除雪は、着工時除雪については積雪深が５ｃｍ以上となっている場合、新雪除雪については１回の降雪が５ｃｍ以上となる場合に計上することを原則とする。

ただし、被覆シートで覆うことが容易で、小規模な工事については、シート損料を計上し、着工時除雪のみとすることができる。

（４）　土工の施工区域除雪は、１日当り対象工事面積を作業量等により算出すること。

（５）　工事用道路の除雪については、着工時除雪については積雪深が１０ｃｍ以上となっている場合、新雪除雪についても１回の降雪が１０ｃｍ以上となる場合に計上することを標準とする。

（６）　作工物の施工箇所で、シート等により囲う場合は、積雪深が５ｃｍ以上となっている場合、着工時除雪のみの計上とすること。ただし囲い屋根部の積雪深が５０ｃｍ以上となる場合は囲い屋根部の除雪を計上すること。護岸布設箇所も同様とする。

（７）　現場内に堆雪ヤードが無いなど、現場外への排雪が必要となる場合は、ダンプによる搬出除雪を計上すること。なお、搬出先については、経済性等を考慮した雪捨場を選定すること。

（８）　工事施工面積が広い現場での除雪作業は、何ブロックかに分割して部分的に完成させていく場合、着手時の除雪時期の違いにより対象の積雪深が異なることとなる。

着手時の除雪の算定にあたっては、工事工程を考慮し算定すること。

［例］　１２月着手　１，２，３ブロック　（除雪面積）１００ｍ×１６ｍ　×3ﾌﾞﾛｯｸ　（積雪深）０．３ｍ
１月着手　４，５，６ブロック　（除雪面積）１００ｍ×１６ｍ　×3ﾌﾞﾛｯｸ　（積雪深）０．６ｍ
２月着手　　７　　ブロック　（除雪面積）１００ｍ×１６ｍ　×1ﾌﾞﾛｯｸ　（積雪深）０．５ｍ

（９）　除雪深ごとの除雪回数（人力除雪、囲い屋根部除雪においては除雪量）は概数として扱うこととし設計図書に条件明示を行い、現地の積雪深及び降雪量等に応じて設計変更すること。

ただし、企業努力により施工時期が短縮され除雪を行わなかった場合は、設計変更の対象とはしない。

(10)　車両のすべり防止のため、砂等の散布が必要となる場合は、防滑剤散布を計上できる。

２．施 工 歩 掛

105-330-01　人力除雪

施工単価コード	DX081000

表2.1　人力除雪歩掛　　（１０m3当り）

名　　称	単　位	数　　量
土木一般世話役	人	０．０４
普　通　作　業　員	人	０．４３
諸　　雑　　費　　率	%	２

（注）１．機械除雪が困難な場合に適用する。
２．諸雑費は人力除雪に使用するスコップ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を計上する。
３．仮囲い屋根部の除雪については、「土木工事標準積算基準書（共通編）第５章 仮設工 雪寒仮囲い工」　によること。

105-330-02　工事用道路除雪

施工単価コード	DX081100

表2.2　工事用道路除雪歩掛　　（１ｋｍ当り）

名　　称	規　　格	単位	施工延長	除　雪　深	
				１０ｃｍ以上 ３０ｃｍ未満	３０ｃｍ以上 ６０ｃｍ以下
ホイールローダ運転	排出ガス対策型(2011年規制) 山積1.3～1.4m3（バケット）	日	１．５km未満	１．３４	１．５２
			１．５km以上 ３．０km以下	０．４２	０．８２

（注）１．工事用道路の除雪に適用し、現場の作業場等の除雪には適用しない。
２．除雪回数の積上げについては、必要回数を計上する。
３．除雪深が範囲を超えている場合は、補正係数（積雪深補正）をかけて積算する。（例参照）
４．対象延長の適用範囲が超えている場合はセット数を増やす。

例）対象除雪深が７０cmの場合（施工延長１．５km以上３．０km以下）
１０～３０cmと３１～６０cmとの歩掛から、３０cm積雪深が増える毎にホイールローダの作業は０．４０日増となっている。
｛０．８２日＋０．４０日×（７０－６０）÷３０｝÷０．８２日＝１．１６……補正係数

１０cm以上　３０cm未満	３０cm以上　６０cm以下	差
０．４２	０．８２	０．４０

※補正係数及び補正後の歩掛値（運転日数）は小数第２位までとし、小数第３位を四捨五入する。

105-330-03　工事区域内除雪（平面部）

施工単価コード	DX081120

表2.3　工事区域内除雪歩掛（平面部）　　（１０００m2当り）

名　　称	規　格	単位	除雪面積		
			500m2未満	500m2以上 1,000m2未満	1,000m2以上 3,000m2未満
土木一般世話役		人	０．１３		
普通作業員		人	０．２９		
バックホウ (クローラ型)運転	排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.8m3（平積0.6m3）	日	０．７８	０．５０	０．３１
諸雑費率		%	2		

（注）１．除雪深が４０ｃｍ以下の工事に適用する。
２．上表は工事区域内で雪が作業の支障となる場合の除雪の内、平面部除雪の場合のみ適用する。
３．除雪回数の積上げについては、必要回数を計上する。
４．上表により難い場合は別途考慮する。
５．除雪深が適用範囲を超えている場合は、補正係数（積雪深補正）をかけて積算する。（例参照）
６．対象面積の適用範囲が超えている場合はセット数を増やす。
７．諸雑費はスコップの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

例）除雪面積が５００m2未満、対象積雪深が８０ｃｍの場合の補正係数は、
８０ｃｍ／４０ｃｍ＝２．００……補正係数
除雪面積５００m2未満のバックホウ運転日数（０．７８）に補正係数（２．００）を乗じ、
（１．５６）とする。

※補正係数及び補正後の歩掛値は小数第２位までとし、小数第３位を四捨五入する。

105-330-04　工事区域内除雪（作工物周辺・法面部）

施工単価コード	DX081120

表2.4　工事区域内除雪歩掛（作工物周辺・法面部）　（１０００m2当り）

名　　称	規　格	単位	除雪面積		
			500m2未満	500m2以上 1,000m2未満	1,000m2以上 4,000m2未満
土木一般世話役		人	０．２２		
普通作業員		人	１．３５		
バックホウ (クローラ型)運転	排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.8m3（平積0.6m3）	日	１．１４	０．８２	０．３６
諸雑費率		%	2		

（注）１．除雪深が６０cm以下の除雪に適用する。
２．上表は工事区域内で雪が作業の支障となる場合の除雪の内、作工物周辺・法面部除雪の場合のみ適用する。
３．除雪回数の積上げについては、必要回数を計上する。
４．上表により難い場合は別途考慮する。
５．なお、機械除雪が困難な場合は人力除雪とする。
６．除雪深が範囲を超えている場合は、補正係数（積雪深補正）をかけて積算する。（例参照）
７．対象面積の適用範囲が超えている場合はセット数を増やす。
８．諸雑費はスコップの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

例）除雪面積が５００m2未満、対象積雪深が８０ｃｍの場合の補正係数は、
８０ｃｍ／６０ｃｍ＝１．３３……補正係数
除雪面積５００m2未満のバックホウ運転日数（１．１４）に補正係数（１．３３）を乗じ、
（１．５２）とする。

※補正係数及び補正後の歩掛値は小数第２位までとし、小数第３位を四捨五入する。

105-330-05　ダンプ搬出除雪

施工単価コード	DX081400

表2.5　ダンプ搬出除雪歩掛　（１m3当り）

名　　称	規　　格	単 位	数　　量
積込機械	バックホウ 排出ガス対策型(第２次基準値) クローラ型山積０．８m3（平積０．６m3）	h	$\frac{1}{Qs}$
	ホイールローダ 排出ガス対策型(第１次基準値) 山積１．３m3～１．４m3、山積１．９m3～２．１m3	h	$\frac{1}{Qs}$
搬出	ダンプトラック　１０ｔ積級	h	$\frac{1}{Qt}$

（1）積雪１m3当たりの機械運転費は、次式による。

$$Q = \frac{1}{Qs} + \frac{1}{Qt}$$

迂回路等で搬出除雪をする場合のダンプトラック運搬量は次式による。

$$Qs = \frac{3600 \times qs \times \eta 1}{Cms}$$

Ｑｓ：積込機械の運転時間当り作業量（積雪姿量）（m3／ｈ）

ｑｓ：バケット１サイクル当り積込量＝１．０５×（山積容量）（m3）

$\eta 1$：積込機械の作業効率（ホイールローダ・バックホウ）＝０．７

Ｃｍｓ：積込機械の１サイクル当りの積込時間

ホイールローダ　５５（ｓｅｃ）・バックホウ　３０（ｓｅｃ）

$$Qt = \frac{60 \times qt \times f \times Et}{Cmt}$$

Ｑｔ：ダンプトラックの運転時間当り作業量（積雪姿量）（m3／ｈ）

ｑｔ：ダンプトラックの１サイクル当り積込量（運搬姿量）（m3）（表2.6）

ｆ：雪の密度変化率

地山姿の雪が積込時圧縮されて運搬に変わる容積比率で

$$f = \frac{\text{積込後の密度}}{\text{積雪姿の密度}}$$

作業量Ｑｔを運搬姿量で表す場合は、ｆ＝１．０

作業量Ｑｔを積雪姿量で表す場合、ｆの値は表2.7のとおりとする。

Ｅｔ：ダンプトラックの作業効率＝０．９

Ｃｍｔ：ダンプトラックの１サイクル所要時間（ｍｉｎ）

ただし　Ｃｍｔ＝Ｃm1 ＋Ｃm2

①　Ｃm1 ：ダンプトラックの１サイクル中の積込時間（ｍｉｎ）

$$Cm1 = \left(\frac{qt}{qs}\right) \times \frac{Cms}{60 \times \eta 1}$$

②　Ｃm2 ：ダンプトラックの１サイクル中の運搬・捨雪時間（ｍｉｎ）

Ｃm2＝（３．４Ｌ＋８．８）×$\eta 2$

Ｌ：運搬距離（ｋｍ）（片道距離とし、往路と復路が異なる場合は平均値とする）

$\eta 2$ ：ダンプトラック運搬・捨雪の時間率＝１．０

表2.6　ダンプトラック１台分の運搬姿量

項目 / 規格	ｑｔ（m3）	摘要
１０ｔ積級	９．６	荷箱容量７m3を標準

表2.7　密度変化率（ｆ）

積雪姿密度（ｋｇ／m3） / 積込機種	積雪初期 ２００	最深積雪期 ３００	融雪期 ４００	融雪最盛期 ５００
ホイールローダ積込	１．７	１．５	１．３	１．１

※　バックホウ積込の場合のｆも上表による。

（２）運搬路の適用区分

運搬路の適用区分については、「102-403-04 すき取り土運搬」による。

※補正係数及び補正後の歩掛値（運転時間）は小数第２位までとし、小数第３位を四捨五入する。

105-330-06　凍結防止剤人力散布

凍結防止剤の散布を人力で行う歩掛は、表2.8による。

表2.8　凍結防止剤人力散布歩掛

（１ｔ当たり）

名称	規格	単位	数量
普通作業員		人	６．０
トラック運転	普通型　２ｔ積	日	１．２

３．単　価　表

（１）人力除雪１０m3当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	備　　考
普　通　作　業　員		人		表2.1
諸　　雑　　費		式	1	〃
計				

（２）工事用道路除雪１km当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	備　　考
ホイールローダ運転	排出ガス対策型(2011年規制) 山積１．３～１．４m3（バケット）	日		表2.2
計				

（３）工事区域内除雪（平面部、作工物周辺・法面部）１０００m2当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	備　　考
バックホウ運転	排出ガス対策型(2014年規制) クローラ型　山積０．８m3 （平積０．６m3）	日		表2.3、2.4
計				

（５）機械運転単価表

ホイールローダ（ダンプ搬出除雪）

施工単価コード	DX022600

バックホウ（工事区域内除雪、ダンプ搬出除雪）

施工単価コード	DX022400

ダンプトラック（ダンプ搬出除雪）

施工単価コード	DX023000

機　械　名	規　　格	適用単価表
ホイールローダ（工事用道路除雪）	排出ガス対策型(2011年規制) 山積１．３～１．４m3	表3.1
ホイールローダ（ダンプ排出除雪）	排出ガス対策型(第１次基準値) 山積１．３～１．４m3	「108機械工による」
バックホウ（工事区域内除雪）	排出ガス対策型(2014年規制) クローラ型　山積０．８m3 （平積０．６m3）	表3.2
バックホウ（ダンプ搬出除雪）	排出ガス対策型(第２次基準値) クローラ型　山積０．８m3 （平積０．６m3）	「108機械工による」
ダンプトラック（ダンプ搬出除雪）	１０ｔ積級	「108機械工による」

表3.1　ホイールローダ運転費（工事用道路除雪）　　（１日当り）

施工単価コード	DX081700

名　　称	規　　格	単位	数　量
運転手（特殊）		人	１．００
軽　　油		ℓ	４４
賃　　料	排出ガス対策型(2011年規制) 山積１．３～１．４m3	日	４．７３

表3.2　バックホウ運転費（工事区域内除雪）　　（１日当り）

施工単価コード	DX020220

名　　称	規　　格	単位	数　量
運転手（特殊）		人	１．００
軽　　油		ℓ	１０７
賃　　料	排出ガス対策型(2014年規制値) クローラ型　山積０．８m3 （平積０．６m3）	日	１．６４

105-340　環境対策資機材（クリーンルーム・負圧集塵装置）設置撤去工

１．適 用 範 囲

本歩掛は、橋梁補修工事等の塗膜剥離作業において、塗膜に鉛等の有害物質を含有し環境対策資機材による対策を要する場合のクリーンルーム及び負圧集塵装置の設置撤去作業に適用する。

２．施工概要

施工フローは、下記を標準とする。

２－１　クリーンルーム設置撤去

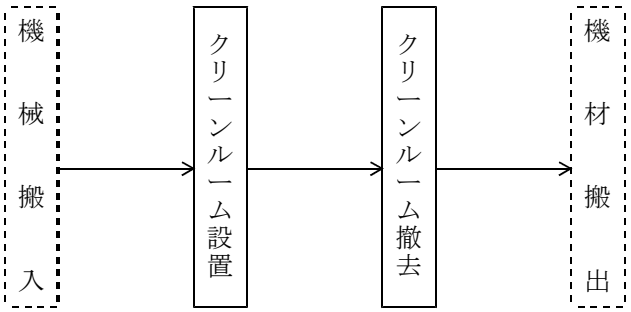

２－２　負圧集塵装置設置撤去

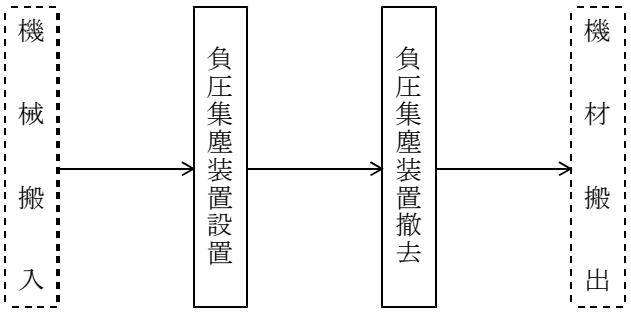

（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

３．施工歩掛

３－１　クリーンルーム設置撤去

施工単価コード	DX700100

クリーンルーム設置撤去歩掛は、次表を標準とする。

表3.1　クリーンルーム設置撤去歩掛　（１箇所当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　　量	
			設　　置	撤　　去
橋りょう世話役		人	１．３０	０．９５
橋りょう塗装工		〃	４．１０	２．１５
クレーン装置付トラック	ベーストラック４ｔ級吊能力２．９ｔ	日	０．５３	０．３８
諸　雑　費　率	労務費×諸雑費率	%	２２	２２

（注）１．諸雑費は、機械工具、空気圧縮機損料、目張用雑材、足場接続部養生材、運転経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

２．クリーンルーム賃料は別途計上すること。

３－２　負圧集塵装置設置撤去

施工単価コード	DX700110

負圧集塵装置設置撤去歩掛は、次表を標準とする。

表3.2　負圧集塵装置設置撤去歩掛　（１箇所当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　　量	
			設　　置	撤　　去
橋りょう世話役		人	０．９８	０．４８
橋りょう塗装工		〃	１．４５	０．７５
クレーン装置付トラック	ベーストラック４ｔ級吊能力２．９ｔ	日	０．５０	０．３１
諸　雑　費　率	労務費×諸雑費率	%	１６	１６

（注）１．諸雑費は、工具、消耗材、雑材、運転経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

２．負圧集塵装置賃料は別途計上すること。

４．機械運転単価表

施工単価コード	DX023120

表4.1　クレーン装置付トラック運転費　（１日当り）

名　　称	単　位	ベーストラック４ｔ級　吊能力２．９ｔ	
		クリーンルーム設置撤去	負圧集塵装置設置撤去
運転手（特殊）	人	１．００	１．００
軽　　油	ℓ	３３	３３
機械損料	供用日	１．２６	１．２２

５．日当り施工量

表5.1　日当り施工量　（箇所／日）

工　種　区　分	単位	設置	撤去
クリーンルーム	箇所	０．７９	１．１３
負圧集塵装置	箇所	１．１４	１．８５

106　市場単価・土木工事標準単価

目　　次

（次頁につづく）

106－000　一般事項

「運用資料」を適用する。

106－010　鉄筋工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　①　鉄筋工」を適用する。

106－020　区画線工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第１章　土木工事標準単価　①　区画線工」を適用する。

なお、土木工事標準単価を適用（追記)、溶剤型ペイント式区画線（手動）(北海道特殊規格)、溶融式区画線（自走）(北海道特殊規格)、溶融式区画線（手動）は「運用資料」を適用する。

106－030　高視認性区画線工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第１章　土木工事標準単価　②　高視認性区画線工」を適用する。

106－040　インターロッキングブロック工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　②　インターロッキングブロック工」を適用する。

106－050　防護柵設置工

106－050－01　防護柵設置工（ガードレール）

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　③　防護柵設置工　③－１　防護柵設置工（ガードレール)」を適用する。

なお、適用範囲等については、「運用資料」を適用する。

106－050－02　防護柵設置工（ガードパイプ）

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　③　防護柵設置工　③－２　防護柵設置工（ガードパイプ)」を適用するが、耐雪型を用いる場合は「運用資料」を適用する。

106－050－03　防護柵設置工（横断・転落防止柵）

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　③　防護柵設置工　③－３　防護柵設置工（横断・転落防止柵)」を適用する。

106－050－04　防護柵設置工（落石防護柵）

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　③　防護柵設置工　③－４　防護柵設置工（落石防護柵)」を適用する。

106－050－05　防護柵設置工（落石防止網）

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　③　防護柵設置工　③－５　防護柵設置工（落石防止網）」を適用する。

106－060　法面工

106－060－01　法面工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　④　法面工　④－１　法面工」を適用する。

なお、腐植酸種子散布、有機材種子散布、植生基材吹付（土砂系）については、「運用資料」を適用する。

106－060－02　吹付枠工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　④　法面工　④－２　吹付枠工」を適用する。

106－070　道路植栽工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　⑤　道路植栽工」を適用する。

なお、市場単価の適用（追記）等は、「運用資料」を適用する。

106－080　橋梁塗装工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第１章　土木工事標準単価　③　橋梁塗装工」を適用する。

なお、適用範囲等については、「運用資料」を適用する。

106－090　橋梁付属物工

106－090－01　橋梁用伸縮継手装置設置工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　⑥　橋梁付属物工　⑥－１　橋梁用伸縮継手装置設置工」を適用する。

106－090－02　橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　⑥　橋梁付属物工　⑥－２　橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工」を適用する。

106－100　構造物とりこわし工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第１章　土木工事標準単価　④　構造物とりこわし工」を適用する。

106－110　薄層カラー舗装工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　⑦　薄層カラー舗装工」を適用する。

なお、留意事項については、「運用資料」を適用する。

106－120　道路標識設置工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　⑧　道路標識設置工」を適用する。なお、道路標識柱質量表は「運用資料」を適用する。
支柱のみの設置等、市場単価が適用できない場合は、「302-210 道路標識設置工」を適用する。

106－130　道路付属物設置工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　⑨　道路付属物設置工」を適用する。
なお、留意事項については、「運用資料」を適用する。

106－140　公園植栽工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　⑩　公園植栽工」を適用する。

106－150　軟弱地盤処理工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　⑪　軟弱地盤処理工」を適用する。

106－160　コンクリートブロック積工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第１章　土木工事標準単価　⑤　コンクリートブロック積工」を適用する。

106－170　排水構造物工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第１章　土木工事標準単価　⑥　排水構造物工」を適用する。
なお、留意事項については「運用資料」を適用する。

106－180　橋面防水工

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　⑫　橋面防水工」を適用する。

106－190　グルービングエ

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　⑬　グルービング工」を適用する。

106－200　鉄筋挿入工（ロックボルト）

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　⑭　鉄筋挿入工（ロックボルト工)」を適用する。

106－210　コンクリート表面処理工（ウォータージェットエ）

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編　土木工事標準単価及び市場単価　第２章　市場単価　⑮　コンクリート表面処理工（ウォータージェット工)」を適用する。

市　場　単　価
・
土木工事標準単価

運　用　資　料

106－000　一般事項

１．市場単価・土木工事標準単価構成

市場単価は、工事を構成する一部または全部の工種について、歩掛を用いず、資材費、労務費、及び直接経費（機械経費など）を含む施工単位当りの市場での取引実勢を把握し策定した単価である。

土木工事標準単価は、標準的な工法による施工単位当たりの工事費で、工事業者の実行予算に基づき、調査により得られた材料費、歩掛等によって算定した価格である。

２．適用範囲、適用除外、適用基準

北海道建設部土木工事積算基準を用いる工事費積算において使用する。

適用範囲・適用除外は、各工種毎に記載している。

離島においては、機材費等の海上輸送費を実態に応じて別途計上することによって、適用できる。

３．随意契約を行う場合の取扱い

随意契約を行う場合の市場単価の取り扱いについて、現工事の施工規模による加算額、ならびに追加工事の施工規模による加算額は、それぞれ単独工事とした施工規模による加算額とする。

４．積　算

（１）　冬期労務費補正は、適用しない。

（２）　離島においては、機材費等の海上輸送費を実態に応じて別途計上すること。

５．市場単価適用の取扱い

市場単価の適用にあたっては、「土木施工単価」（発行：(一財）経済調査会）及び「土木コスト情報」（発行：(一財）建設物価調査会）を適用する。

６．土木工事標準単価適用の取扱い

土木工事標準単価の適用にあたっては、「土木施工単価」（発行：(一財）経済調査会）及び「土木コスト情報」（発行：(一財）建設物価調査会）を適用する。

７．市場単価廃止に伴う土木工事標準単価適用の留意事項

土木工事標準単価適用に伴う６工種「区画線工」・「高視認性区画線工」・「橋梁塗装工」・「構造物とりこわし工」・「コンクリートブロック積工」・「排水構造物工」の構成及び範囲については、「土木施工単価」（発行：(一財）経済調査会）及び「土木コスト情報」（発行：(一財）建設物価調査会)」を適用する。

なお、「区画線工」の、溶剤型ペイント式区画線（手動）（北海道特殊規格)、溶融式区画線（自走）（北海道特殊規格)、溶融式区画線（手動）及び「橋梁塗装工」・「排水構造物工」の留意事項　は「運用資料」を適用する。

106－020　区画線工

１．土木工事標準単価を適用（追記）

（１）空港基本施設工事に土木工事標準単価は適用出来ない。

（２）水性型ペイント式については使用しないこと。

（３）塗料区分で「黄色」を使用する場合は、資材規格を「鉛・クロムフリー」とすること。

溶剤型ペイント式	施工単価コード	DX006630
溶融式区画線	施工単価コード	DX006640
溶融式区画線(手動)	施工単価コード	WB821220

２．適用範囲

（１）本資料は、溶剤型ペイント式区画線（手動）（北海道特殊規格)、溶融式区画線（自走）（北海道特殊規格)、溶融式区画線（手動）を施工する場合に適用する。

３．土木工事標準単価の設定

（１）　土木工事標準単価の構成と範囲

「土木施工単価」（発行：(一財）経済調査会）及び「土木コスト情報」（発行：(一財）建設物価調査会）を適用する。

４．規格・摘要

（１）規格・摘要区分は、下表のとおりである。

表1.1　規格・摘要区分

名　称	規　　格	単位	摘要	備　　考
溶剤型ペイント式区画線	常温式　実線・ゼブラ　１５㎝換算	m	手動	中央分離帯
溶融式区画線	実線　白線・黄線　幅２０㎝　スプレ式	m	自走	中央線・車線境界線
溶融式区画線（手動）	ゼブラ白線幅４５㎝	m	手動	横断歩道･停止線 ･横断線

注）１．溶融式（手動）の塗布厚は１．５㎜、溶融式（自走）の塗布厚は１．０㎜とする。

表1.2　規格・仕様区分

◇区画線設置（溶剤型ペイント式区画線・手動）

規格・仕様		単 位	日当たり標準施工量	
			供用区間	未供用区間
実線	１５ｃｍ換算	m	１，０００	１，１００
ゼブラ	１５ｃｍ換算	m	８５０	９３５

◇区画線設置（溶融式区画線・自走）

規格・仕様		単 位	日当たり標準施工量			
			供用区間	排水性舗装 供用区間	未供用区間	排水性舗装 未供用区間
実線	２０ｃｍ	m	３，０００	３，０００	３，８３０	３，８３０

◇区画線設置（溶融式区画線・手動）

規格・仕様		単 位	日当たり標準施工量			
			供用区間	排水性舗装 供用区間	未供用区間	排水性舗装 未供用区間
ゼブラ	４５ｃｍ	m	４５０	４２８	４９５	４７０

５．補正係数

表1.3　溶融式・溶剤型ペイント式の補正係数の適用基準

区　　分		記号	手　　動	自　　走	備　　考
補正係数	排水性舗装に施工する場合	K1	１．０５ （ペイント式を除く）	１．００	対象数量
	未供用区間に施工する場合	K2	０．９１	０．７９	〃

（注）１．排水性舗装に施工する場合の補正係数（K1)は、溶融式(手動・自走)及び排水性舗装用に開発された工法･材料等による施工のどちらにも適用できる。

２．溶剤型ペイント式は、舗装の種別に関係なく使用できる。

６．直接工事費の算出

直接工事費＝（設計単価(注1)×設計数量）＋材料費(注2)

（注１）設計単価＝土木工事標準単価×（K1×K2）

（注２）材料費＝主材料単価×使用数量×（１＋諸雑費率）

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

※諸雑費率で計上されるものはプロパンガス、希釈材等の費用である。

※諸雑費率は以下のとおりとする。

溶融式　　：０．０５

ペイント式：０．０３

〈施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合〉

１．１日未満で作業が完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、国土交通省の土木工事標準積算基準書の「１日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。

〈溶剤型ペイント式区画線（手動）の標準的な材料使用量〉

溶剤型ペイント式（手動）　　1,000m当たり

名　　称	適　　用	単位	実線 15cm換算	ゼブラ 15cm換算
塗料		ℓ	５０	５０
ガラスビーズ		kg	３９	３９
軽油	供用区間	ℓ	１９	２２
	未供用区間	ℓ	１７	２０
ガソリン	供用区間	ℓ	２．７	３．２
	未供用区間	ℓ	２．５	２．９

※使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。

※プロパンガス、希釈材等の費用は主材料（塗料、ガラスビーズ、燃料）の３％を計上する。

〈1,000m当たりの使用材料費計算例〉（条件：実線 15cm換算、供用区間）

（塗料単価×50＋ガラスビーズ単価×39＋軽油単価×19＋ガソリン単価×2.7）×1.03

〈溶融式区画線（自走）の標準的な材料使用量〉

溶融式（自走）　　1,000ｍ当たり

名　　称	適　　用	単位	実線　20cm
塗料	厚1.0mm	kg	５００
	厚1.0mm　排水性舗装	kg	５００
ガラスビーズ		kg	３３
プライマー	トラフィックペイント接着用	kg	３３
軽油	供用区間	ℓ	３７
	排水性舗装	ℓ	３７
	未供用区間	ℓ	３０
	排水性舗装で未供用区間	ℓ	３０

※使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。

※プロパンガス等の費用は主材料（塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料）の５％を計上する。

〈1,000ｍ当たりの使用材料費計算例〉（条件：厚1.0mm、供用区間）

（塗料単価×500＋ガラスビーズ単価×33＋プライマー単価×33＋軽油単価×37）×1.05

106－050　防護柵設置工

106－050－01　防護柵設置工（ガードレール）

橋梁建込　設置	施工単価コード	DX006610
橋梁建込　撤去	施工単価コード	DX006620
ガードレール設置（ガードケーブル端末基礎防護用）	施工単価コード	DX006600

１．適用範囲

（１）本資料は、ガードレールの橋梁建込、既設のガードケーブル端末基礎を防護するためガードレールを施工する場合に適用する。

２．留意事項

（１）塗装品は白色とし、その他の塗装が必要な場合は別途加算する。

（２）既設のガードケーブル端末基礎を防護するためガードレールを施工する場合は「単独施工」の単価を適用する。また、カードケーブルとガードレールを同時期に施工する場合は「同時施工」を適用すること。
加算率及び補正係数については、防護柵設置（機械打込み）と同様に適用すること。
なお、施工規模加算（Ｓ1～2）の対象数量は、１工事におけるガードケーブル端末基礎防護用ガードレールのみの合計延長とする。

３．市場単価の設定

３－１　市場単価の構成と範囲

１）ガードレール設置

工種	市場単価		
	機	労	材
橋梁建込	○	○	○

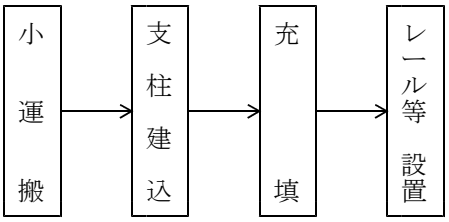

（注）１．支柱建込み箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。充填材（ブロンアスファルト、砂〔労務費、材料費〕）を含む。

２）ガードレール部材設置

①　ガードレール部材設置

工種	市場単価		
	機	労	材
ガードレール部材設置（レール）	○	○	×

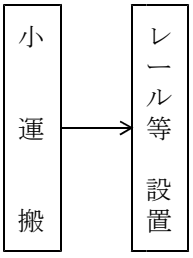

3）防護柵の撤去・部材撤去

① ガードレール撤去

工　種	市場単価		
	機	労	材
ガードレール撤去	○	○	

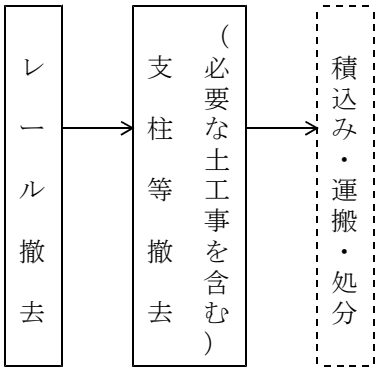

② ガードレール部材撤去

工　種	市場単価		
	機	労	材
ガードレール部材撤去（レール）	○	○	

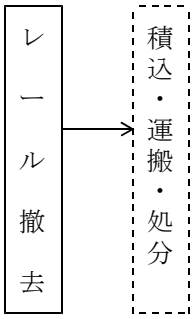

（注）1．撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。

3－2　規格・摘要

防護柵設置工（ガードレール）の規格・摘要区分は、下表のとおりである。

1）ガードレール設置

表3.1　ガードレール設置（標準型）

名　称	規　格			単　位	摘　要
ガードレール設置	橋　梁　建　込	Ｇｒ－Ｂ－２Ｂ－４	塗　装	ｍ	材工共
		Ｇｒ－Ｃ－２Ｂ－４			
		Ｇｒ－Ｂ－２Ｂ－４	亜鉛メッキ		

2）ガードレールの撤去

表3.2　ガードレール撤去（標準型）

名 称	規　　格		単位	摘 要
ガードレール撤去	橋梁 建込	Ｇｒ－Ａ－２Ｂ－５、(旧Ｇｒ－Ａｋ－２ＰＨ) Ｇｒ－Ｂ－２Ｂ－５、(旧Ｇｒ－Ｂｋ－２ＰＨ) Ｇｒ－Ｃ－２Ｂ－５、(旧Ｇｒ－Ｃｋ－２ＰＨ) Ｇｒ－Ａ－２Ｂ－３、(旧Ｇｒ－Ａｋ－２Ｐ) Ｇｒ－Ｂ－２Ｂ－３、(旧Ｇｒ－Ｂｋ－２Ｐ) Ｇｒ－Ｃ－２Ｂ－３、(旧Ｇｒ－Ｃｋ－２Ｐ) Ｇｒ－Ａ－２Ｂ－４、(旧Ｇｒ－Ａｋ－２Ｈ) Ｇｒ－Ｂ－２Ｂ－４、(旧Ｇｒ－Ｂｋ－２Ｈ) Ｇｒ－Ｃ－２Ｂ－４、(旧Ｇｒ－Ｃｋ－２Ｈ) Ｇｒ－Ａ－２Ｂ－２、(旧Ｇｒ－Ａｋ－２Ｂ) Ｇｒ－Ｂ－２Ｂ－２、(旧Ｇｒ－Ｂｋ－２Ｂ) Ｇｒ－Ｃ－２Ｂ－２、(旧Ｇｒ－Ｃｋ－２Ｂ)	ｍ	手間 のみ

（注）(旧）の規格は、防護柵設置要綱（昭和４７年１０月）対応のもの。

その他の規格は、防護柵の設置基準・同解説（平成１０年１１月）対応のもの。

3）ガードレール設置（ガードケーブル端末基礎防護用）

表3.3　ガードレール設置（ガードケーブル端末基礎防護用）

名　称	規　　格			単位	摘　　要	
ガードレール設置	ガードケーブルＡ種終点端末基礎防護用	亜鉛ﾒｯｷ 塗装	根固めブロック含む	箇所	材工共	単独施工
	ガードケーブルＢ種終点端末基礎防護用	亜鉛ﾒｯｷ 塗装				
	ガードケーブルＣ種終点端末基礎防護用	亜鉛ﾒｯｷ 塗装				
	ガードケーブルＡ種始点端末基礎防護用	亜鉛ﾒｯｷ 塗装				
	ガードケーブルＢ種始点端末基礎防護用	亜鉛ﾒｯｷ 塗装				
	ガードケーブルＣ種始点端末基礎防護用	亜鉛ﾒｯｷ 塗装				
	ガードケーブルＡ種終点端末基礎防護用	亜鉛ﾒｯｷ 塗装				同時施工
	ガードケーブルＢ種終点端末基礎防護用	亜鉛ﾒｯｷ 塗装				
	ガードケーブルＣ種終点端末基礎防護用	亜鉛ﾒｯｷ 塗装				
	ガードケーブルＡ種始点端末基礎防護用	亜鉛ﾒｯｷ 塗装				
	ガードケーブルＢ種始点端末基礎防護用	亜鉛ﾒｯｷ 塗装				
	ガードケーブルＣ種始点端末基礎防護用	亜鉛ﾒｯｷ 塗装				

（注）北海道道路工事標準設計図集「２００７年４月（平成１９年１２月改定)」に対応のもの。

３－３　加算率・補正係数

（1）　加算率・補正係数の適用基準及び数値

表3.4　加算率・補正係数の適用基準及び数値

区分		記号	ガードレール設置 橋梁建込端末防護	ガードレール部材設置 レール	ガードレール撤去	ガードレール部材撤去 レール	適用基準	備考
加算率	施工規模	S1	２１ｍ以上１００ｍ未満 ２０％	－	－	－		全体数量
		S2	２１ｍ未満 ５０％					
補正係数	時間的制約をうける場合	K1	１．２０	１．３５	１．３５	１．３５		対象数量
	夜間作業	K2	１．２０	１．５０	１．５０	１．５０		〃
	曲線部	K3	１．１０	１．１５	－	－	曲線部（半径３０ｍ以下）の場合	〃

（注）施工規模加算率（S1）又は（S2）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K1）が重複する場合は、施工規模加算率（S1～2）のみを対象とする。

３－４　加算額

（1）　加算額の適用基準

表3.5　加算額の適用基準

名称	規格				単位	摘要	適用基準	備考
ガードレール設置加算額	長物支柱	B・C種	支柱間隔	４ｍ	m	材工共	支柱を長くする必要のある場合は、１２ｃｍ増す毎に対象となる規格の単価を加算額で加算する。	対象数量
				３ｍ				
				２ｍ				
	支柱曲加工			４ｍ		材工共	対象となる規格の単価を加算額で加算する。	
				３ｍ				
				２ｍ				

106－050－02　防護柵設置工（ガードパイプ）

機械打込	施工単価コード	DX210700
人力・コンクリート建込	施工単価コード	DX210800

１．適 用 範 囲

本資料は、ガードパイプの設置に適用する。

２．施 工 概 要

施工フローは、次図とする。

図2.1　施工フロー

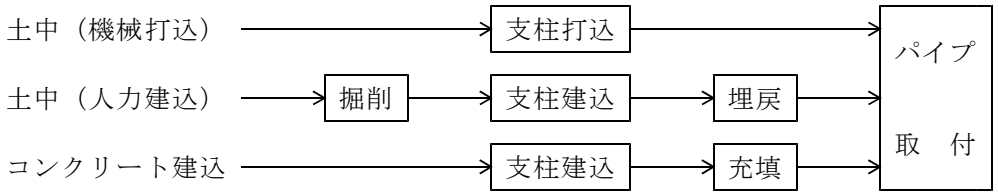

３．ガードパイプ種類

ガードパイプ種類は、次表を標準とする。

表3.1　ガードパイプ種類

種　　別	規　　格	支柱の設置方法
土　中　建　込　用	Ｇｐ－Ｂｐ－２Ｅ Ｇｐ－Ｃｐ－２Ｅ	機械打込又は人力建込
コンクリート建込用	Ｇｐ－Ｂｐ－２Ｂ Ｇｐ－Ｃｐ－２Ｂ	人力建込

注）土中建込は機械打込を標準とし、根入れ地盤が玉石交じり、岩盤、地下埋設物があるなど機械打込が出来ない場合に人力建込とする。

４．機種の選定及び編成人員

機種の選定及び編成人員は、次表を標準とする。

（１）ガードパイプ設置

表4.1　編 成 人 員　　（１日当り）

機種・職種	規　　格	単位	支柱の建込及びパイプの取付			パイプ取付のみ
			機械打込	人力建込	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込	
土木一般世話役		人	1	－	－	－
普通作業員		人	5	6	6	3
ガードレール支柱打込機	モンケン式 ４００～６００kg	台	1	－	－	－

（2）ガードパイプ取外し

表4.2 編 成 人 員 （1日当り）

機種・職種	規格	単位	支柱の建込及びパイプの取外し			パイプ取外のみ
			土中機械	土中人力	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込	
土木一般世話役		人	1	－	－	－
普通作業員		人	5	6	6	3
ガードレール支柱打込機	モンケン式 ４００～６００kg	台	1	－	－	－

5．日当り施工量

106-050-02-1 ガードパイプ設置

表5.1 日当り施工量 （1日当り）

工種区分	単位	支柱の建込及びパイプの取付			パイプ取付のみ
		機械打込	人力建込	コンクリート建込	
ガードパイプ	m	６７	２１	３８	７５

（注）1．上記歩掛には、すべて現場内小運搬を含む。
2．人力建込歩掛には、掘削埋戻しを含む。
3．コンクリート建込歩掛には、充てんを含む。
4．舗装版の削孔が必要な場合は、別途計上する。

106-050-02-2 ガードパイプ取外し

表5.2 日当り施工量 （1日当り）

工種区分	単位	支柱及びパイプの取外し			パイプ取外のみ
		土中機械	土中人力	コンクリート建込	
ガードパイプ	m	１３４	４２	７６	１５０

（注）1．上記歩掛には、すべて現場内小運搬を含む。

6．諸 雑 費

諸雑費は、充填材（ブローンアスファルト、砂等）の費用であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表6.1 諸 雑 費 率

規格	単位	諸雑費率
Ｇｐ－Ｂｐ－２Ｂ Ｇｐ－Ｃｐ－２Ｂ	%	2

（注）上表は、コンクリート建込に適用する。

7．単　価　表

（1）ガードパイプ機械打込　１００m当り単価表

種　　別	規　　格	単位	数　　量	摘　　要
土木一般世話役		人	１×１００／D	表4.2
普通作業員		人	５×１００／D	〃
ガードパイプ		m	１００	
ガードレール 支柱打込機運転	モンケン式 ４００～６００kg	日	１×１００／D	表4.2

（注）D：日当り施工量

（2）ガードパイプ人力建込・コンクリート建込　１００m当り単価表

種　　別	規　　格	単位	数　　量	摘　　要
普通作業員		人	６×１００／D	表4.2
ガードパイプ		m	１００	
諸　　雑　　費		式	1	コンクリート建込の場合適用

（注）D：日当り施工量

（3）機械運転単価表

施工単価コード	DX210710

ガードレール支柱打込機運転費　　（１日当り）

名　　称	単　位	モンケン式４００～６００kg
運転手（一般）	人	１．００
軽　　油	ℓ	３５
機械損料	供用日	１．２５

106－060　法面工

106－060－01　法面工

腐植酸種子散布	施工単価コード	DX000300
有機材種子散布	施工単価コード	DX000400
植生基材吹付（土砂系）	施工単価コード	DX000410

１．適用範囲

本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。

１－１　市場単価が適用できる範囲

（１）　法面工のうち、腐植酸種子散布、有機材種子散布、植生基材吹付(土砂系）に適用する。

１－２　市場単価が適用できない範囲

（１）　土木工事積算基準等により別途積算するもの。

（２）　特別調査等別途考慮するもの。

１）　腐植酸種子散布及び有機材種子散布で法面垂直高が３０ｍを越える場合、または、植生基材吹付で法面垂直高が８０ｍを超える場合。

２）　使用植物（種子）に花系及び表2.2以外の種子を主体として用いる腐植酸種子散布、有機材種子散布、植生基材吹付（土砂系)。

３）　使用植物（種子）に国産の種子を用いる腐植酸種子散布、有機材種子散布、植生基材吹付（土砂系)。

４）　植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合。

５）　その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

２．市場単価の設定

２－１　市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工　種	市場単価		
	機	労	材
腐植酸種子散布 有機材種子散布	○	○	○

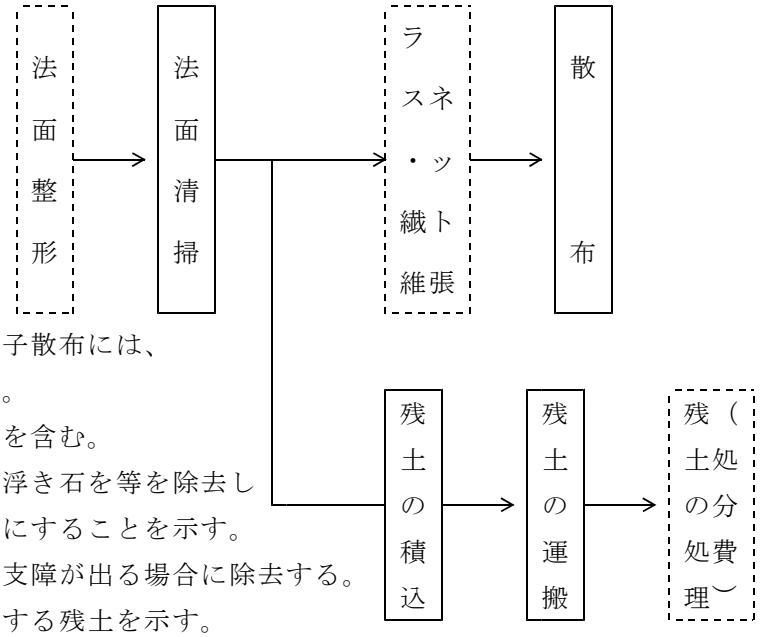

（注）１．腐植酸種子散布、有機材種子散布には、
散布後の散水養生は含まない。
２．材料ロス及び現場内小運搬を含む。
３．法面清掃は、法面のゴミ、浮き石を等を除去し
地山と散布材との付着を良好にすることを示す。
また、根等は散布材の付着に支障が出る場合に除去する。
４．残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。
５．種子散布は顔料の使用の有無に関わらず適用できる。

工　　種	市場単価		
	機	労	材
植生基材吹付（土砂系）	○	○	○

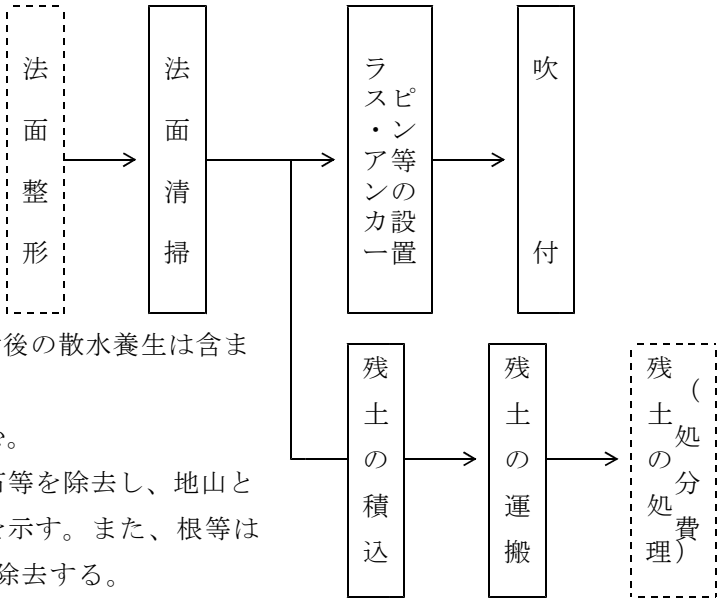

（注）１．植生基材吹付（土砂系）には吹付後の散水養生は含まない。
２．材料ロス及び現場内小運搬を含む。
３．法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。
４．残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。

２－２　市場単価規格・摘要

表2.1　規格・摘要

名　　称	規　　格		単　位	摘　要
腐植酸種子散布			m2	材工共
有機材種子散布				
植生基材吹付	土砂系	厚さ　３ｃｍ		
		厚さ　５ｃｍ		
		厚さ　８ｃｍ		

表2.2　主体種子

草本類	外来種	トールフェスク、クリーピングレッドフェスク、ケンタッキーブルーグラス、バミューダグラス、バビアグラス、ホワイトクローバー、ペレニアルライグラス、イタリアンライグラス、ベントグラス、レッドトップ
	在来種	ヨモギ、ススキ、イタドリ、メドハギ

（注）種子は外国産を対象とする。

２－３　加算率・補正係数

表2.3　加算率・補正係数の数値

区　分		記号	機械播種施工による植生工		備考
			腐植酸・有機材種子散布	植生基材吹付工	
加算率	施 工 規 模	S1	（５００m2以上 １，０００m2未満） １５％	（５００m2以上 １，０００m2未満） １０％	全体数量
		S2	（２５０m2以上 ５００m2未満） ２５％	（２５０m2以上 ５００m2未満） １５％	
		S3	（１００m2以上 ２５０m2未満） ４５％	（１００m2以上 ２５０m2未満） ２５％	
		S4	（１００m2未満） ６０％	（１００m2未満） ５０％	
補正係数	時間的制約を 受 け る 場 合	K1	１．１０	１．０５	対象数量
	施行基面からの法面の垂直高が４５ｍを超え８０m以下の場合	K2	－	１．１０ （注７）	
	枠内吹付の場合	K3	－	０．８０ （注６）	

（注）１．施工規模加算率（S1）または（S2）と時間的制約を受ける場合の補正（K1）係数が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

２．法面垂直高補正（K2）は、標準垂直高を超える面積（対象数量）についてのみ補正する。

３．植生基材吹付工におけるK1、K2、については枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとする。

４．１工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付に限り、施工規模は合計数量で判定する。

５．腐植酸・有機材種子散布については、１工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

６．吹付枠工で枠内吹付をする場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。また、対象となる数量は、枠内に吹付ける面積とする。

７．植生基材吹付において、法面の垂直高が４５ｍを越え８０m以下の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。ただし施工基面より下面への施工は補正しない。

８．法面工各工種の標準垂直高さは以下のとおりとする。

１）　腐植酸種子散布、有機材種子散布は、３０m以下を標準とする。

２） 植生基材吹付は、４５m以下を標準とする。（下図例を参照）

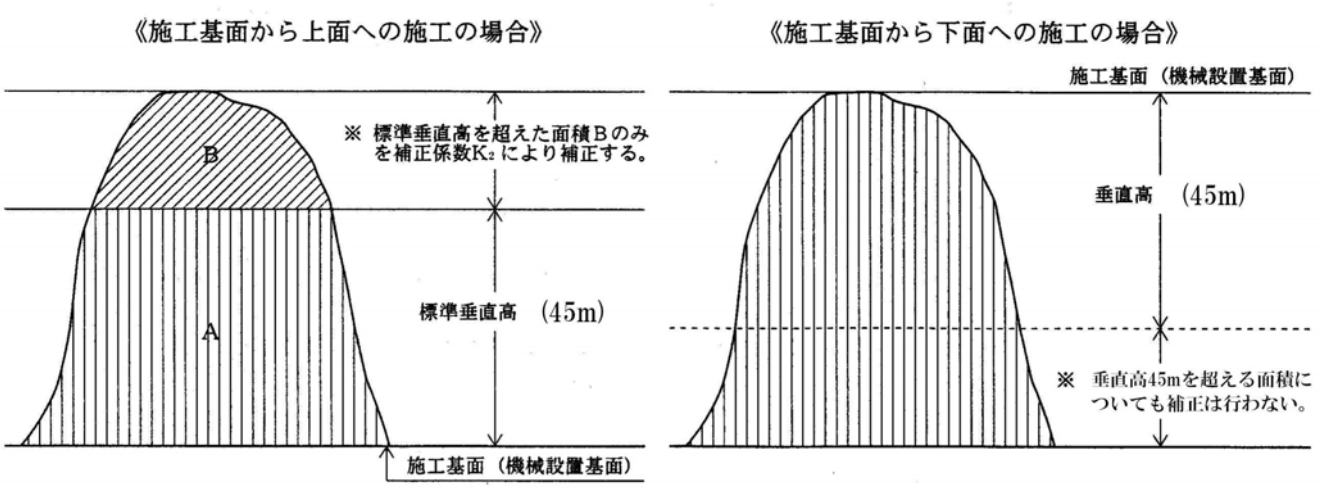

２－４　直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注）設計単価＝（標準の市場単価）×（１＋$\frac{S1 or S2}{100}$）or（１×K1×K2×K3）

３．適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。

（１） 腐植酸種子散布・有機材種子散布

１） 施工規模は、１工事における腐植酸種子散布、有機材種子散布の合計の数量で判定する。

２） 種子散布（腐植酸・有機材）は施工場所（平面部・法面部）にかかわらず適用できる。

３） 「繊維ネット」が必要な場合は、材料費、設置手間を別途計上する。

（２） 植生基材吹付（土砂系）

１） 菱形金網は、線形２．０mm網目５０mm、アンカーピンはφ９（Ｄ１０）×Ｌ＝２００mm・１．５本／m2、及びφ１６（Ｄ１６）×Ｌ＝４００mm・０．３本／m2をそれぞれ標準とする。

２） 仮設ロープ等による施工を標準とする。

３） 施工規模は、１工事における土砂系、有機質系の合計数量で判定する。

４） 植生基材吹付は、法面への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用する。ただし、平面部のみの施工には適用できない。

５） ラス張工はスペーサーの有無にかかわらず適用できる。

６） 生育基盤材、肥料、接合材を含む。

４．参考資料

４－１　設計数量の考え方について

植生筋、筋芝、張芝の設計数量は芝の総面積ではなく対象の法面面積とする。

下図のような場合は、次式により求める。

設計数量＝法長さ（ａ）×対象法幅（ｂ）

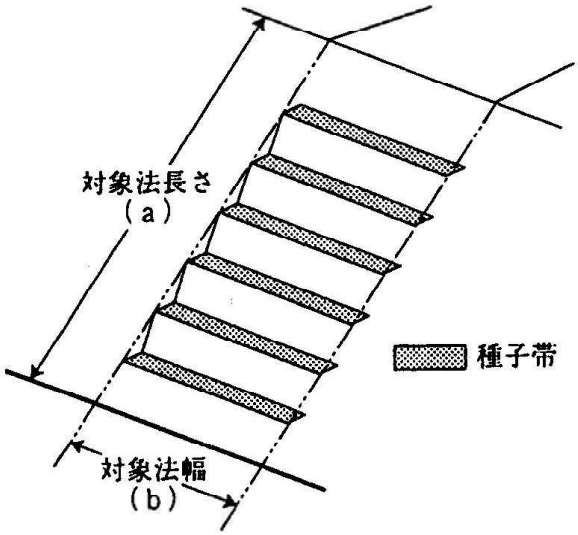

106－070　道路植栽工

１．市場単価の適用（追記）

１－１　市場単価が適用できる範囲

（１）　河川工事においては、作業箇所に車両が出入り可能で、かつ、道路及び道路施設の条件に準じた施工を行う場合。

１－２　市場単価が適用できない範囲

（１）　冬囲い工には適用しない。

（２）　河川工事で作業箇所に車両が出入り不可能で、人力等による運搬が伴う場合。

２．参考資料

２－１　植樹工の根鉢・植穴寸法及び客土量・土壌改良材使用量

植樹工において根鉢・植穴寸法及び客土・土壌改良材使用量は下表を参考にすること

（高　木）　　（一本当り）

幹　周 ｃｍ	鉢　径 ｃｍ	鉢深さ ｃｍ	植穴径 ｃｍ	植穴深 ｃｍ	鉢容量 m3	植穴容量 m3	客土量 m3	土壌改良材 ｋｇ
１５未満	３０	２６	６６	３７	０．０３１	０．１２６	０．０９５	１．９０
１５以上～２０未満	４９	３７	８８	５２	０．０４９	０．３１３	０．２６４	５．２８
２０以上～３０未満	６４	４５	１０５	６２	０．１２３	０．５３５	０．４１２	８．２４
３０以上～４０未満	８３	５６	１２７	７６	０．３０１	０．９６７	０．６６６	１３．３２
４０以上～６０未満	１１１	７３	１６０	９８	０．７３９	１．９７４	１．２３５	２４．７０
６０以上～９０未満	１５９	１００	２１６	１３４	１．９２３	４．８８８	２．９６５	５９．３０

（中低木）　　（一本当り）

樹　高 ｃｍ	鉢　径 ｃｍ	鉢深さ ｃｍ	植穴径 ｃｍ	植穴深 ｃｍ	鉢容量 m3	植穴容量 m3	客土量 m3	土壌改良材 ｋｇ
４５未満	１８	１３	２２	２８	０．００４	０．０１１	０．００７	０．１４
４５以上～６０未満	２０	１５	２９	３０	０．００５	０．０１９	０．０１４	０．２８
６０以上～７５未満	２１	１６	３２	３０	０．００６	０．０２５	０．０１９	０．３８
７５以上～９０未満	２３	１６	３５	３１	０．００７	０．０３１	０．０２４	０．４８
９０以上～１２０未満	２４	１８	４０	３３	０．００９	０．０４１	０．０３２	０．６４
１２０以上～１５０未満	２６	１９	４４	３４	０．０１０	０．０５２	０．０４２	０．８４
１５０以上～２００未満	３０	２２	５５	３７	０．０１６	０．０８８	０．０７２	１．４４
２００以上～２５０未満	３４	２５	６６	４０	０．０２３	０．１３５	０．１１２	２．２４
２５０以上～	３８	２８	７６	４３	０．０３２	０．１９７	０．１６５	３．３０

（注）　上記土壌改良材使用量は、客土１m3当り２０ｋｇ使用をした場合のものである。

２－２　参考図

（１）根鉢・植穴参考図

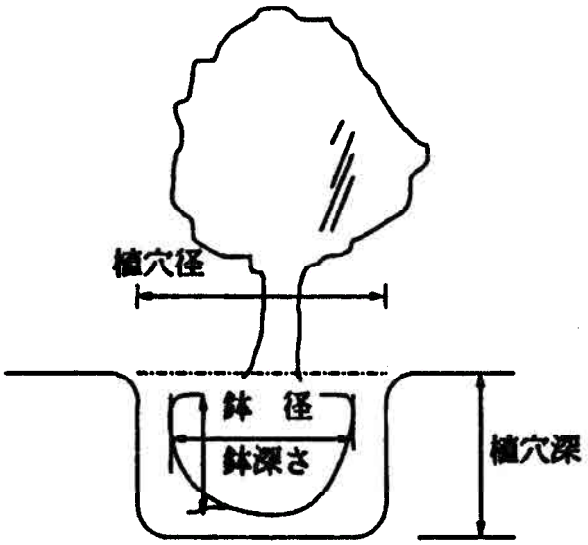

106－080　橋梁塗装工

１．適用範囲

１－１　土木工事標準単価が適用できない範囲

（1）樋門・樋管の塗装工事

２．参考資料

２－１　塗料の標準使用量

塗料の標準使用量は下記によるものとする。

表2.1　新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装標準使用量　（ｇ／m2）

区分	規　　格	標準使用量
下塗り	ミストコート	１３０
	超厚膜型エポキシ樹脂塗料	５００×２
	有機ジンクリッチペイント	３００×２
	変性エポキシ樹脂塗料	２００
	鉛・クロムフリーさび止めペイント	１４０
	変性エポキシ樹脂塗料内面用	２００
中塗り	長油性フタル酸樹脂塗料	１２０
	ふっ素樹脂塗料	１４０
上塗り	長油性フタル酸樹脂塗料	１１０
	ふっ素樹脂塗料	１２０

（注）　はけ、ローラー作業とする。

表2.2　塗替塗装標準使用量　（ｇ／m2）

区分	規　格　・　仕　様		標準使用量
下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	はけ・ローラー	２００
	〃	スプレー	２４０
	鉛・クロムフリーさび止めペイント	はけ・ローラー	１４０
	有機ジンクリッチペイント	はけ・ローラー	２４０
	〃	スプレー	６００
	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	はけ・ローラー	３００
中塗り	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	１２０
	ふっ素樹脂塗料	はけ・ローラー	１４０
	〃	スプレー	１７０
上塗り	弱溶剤形長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	１１０
	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	はけ・ローラー	１２０
	〃	スプレー	１４０

２－２　新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装

塗装系	工　程	規　　格　・　仕　　様
Ａ－５	中塗り	長油性フタル酸樹脂塗料中塗り
	上塗り	長油性フタル酸樹脂塗料上塗り
Ｆ－１１	素地調整	動力工具処理　ＩＳＯ　Ｓｔ３
	ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料下塗り
	下塗り	超厚膜形エポキシ樹脂塗料下塗り
	中塗り	ふっ素樹脂塗料中塗り
	上塗り	ふっ素樹脂塗料上塗り
Ｆ－１２	素地調整	動力工具処理　ＩＳＯ　Ｓｔ３
	ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料下塗り
	下塗り	超厚膜形エポキシ樹脂塗料下塗り
Ｆ－１３	素地調整	ブラスト処理　ＩＳＯＳａ２　１／２
	下塗り	有機ジンクリッチペイント下塗り
	下塗り	変性エポキシ樹脂塗料下塗り
	下塗り	変性エポキシ樹脂塗料下塗り
	中塗り	ふっ素樹脂塗料用中塗り
	上塗り	ふっ素樹脂塗料上塗り
Ｆ－１４	素地調整	ブラスト処理　ＩＳＯＳａ２　１／２
	下塗り	有機ジンクリッチペイント
	下塗り	超厚膜形エポキシ樹脂塗料
Ｆ－１５	素地調整	動力工具処理　ＩＳＯ　Ｓｔ３
	下塗り	鉛・クロムフリーさび止めペイント
	下塗り	鉛・クロムフリーさび止めペイント
	下塗り	鉛・クロムフリーさび止めペイント
	中塗り	長油性フタル酸樹脂塗料中塗り
	上塗り	長油性フタル酸樹脂塗料上塗り
Ｆ－１６	素地調整	動力工具処理　ＩＳＯ　Ｓｔ３
	下塗り	変性エポキシ樹脂塗料下塗り
	下塗り	超厚膜形エポキシ樹脂塗料下塗り

（注）　適用にあたっては、「鋼道路橋防食便覧」（平成２６年３月）によること。

２－３　塗替塗装

塗装系	工　程	規　　格　・　仕　　様
Ｒｃ－Ⅰ スプレー	素地調整	１種
	下 塗 り	有機ジンクリッチペイント
	下 塗 り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り
	下 塗 り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り
	中 塗 り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗り
	上 塗 り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗り
Ｒｃ－Ⅲ はけ・ローラー	素地調整	３種
	下 塗 り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り （鋼板露出部のみ）
	下 塗 り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り
	下 塗 り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り
	中 塗 り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗り
	上 塗 り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗り
Ｒｃ－Ⅳ はけ・ローラー	素地調整	４種
	下 塗 り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り
	中 塗 り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗り
	上 塗 り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗り
Ｒａ－Ⅲ はけ・ローラー	素地調整	３種
	下 塗 り	鉛・クロムフリーさび止めペイント （鋼板露出部のみ）
	下 塗 り	鉛・クロムフリーさび止めペイント
	下 塗 り	鉛・クロムフリーさび止めペイント
	中 塗 り	長油性フタル酸樹脂塗料中塗り
	上 塗 り	長油性フタル酸樹脂塗料上塗り
Ｒｃ－Ⅱ はけ・ローラー	素地調整	２種　※1
	下 塗 り	有機ジンクリッチペイント
	下 塗 り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り
	下 塗 り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り
	中 塗 り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗り
	上 塗 り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗り
Ｒｄ－Ⅲ はけ・ローラー	素地調整	３種
	第 １ 層	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料
	第 ２ 層	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料

※１　素地調整程度２種であるが、健全なプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜は全面除去する。

（注）１．適用にあたっては、「鋼道路橋防食便覧」（平成２６年３月）によること。

２．素地調整３種は旧塗膜の劣化程度等により選択する。

106－110　薄層カラー舗装工

１．留意事項

（１）樹脂系すべり止め舗装工のＲＰＮ－２０１、２０２，２０３，２０４については使用しないこと。

106－120　道路標識設置工

１．参考資料

（１）片持式道路標識柱の支柱及びアンカーボルトの質量表は下表による。

表1.1　片持式道路標識柱支柱総質量表　（１基当り）

名　　称	規　　格	支柱質量(ｋｇ)	名　　称	規　　格	支柱質量(ｋｇ)
片持式道路標識柱	Ｌ１０１	２５６．５	片持式道路標識柱	Ｆ２５５	８９１．０
	Ｌ２５１	２９９．７		Ｆ１０６	７３６．１
	Ｌ１０２	２７５．９		Ｆ２５６	８９１．７
	Ｌ２５２	３３０．０		Ｆ１０７	７８５．２
	Ｆ１０１	３８３．３		Ｆ２５７	１，１２５．６
	Ｆ２５１	４４３．０		Ｆ１０８	７７４．６
	Ｆ１０２	４９０．８		Ｆ２５８	１，１１４．６
	Ｆ２５２	５９１．８		Ｆ１０９	９８２．０
	Ｆ１０３	５５１．３		Ｆ２５９	１，１２２．４
	Ｆ２５３	６６４．１		Ｆ１０１０	１，２７１．８
	Ｆ１０４	５８９．２		Ｆ２５１０	１，７２５．６
	Ｆ２５４	８８５．５		Ｆ１０１１	１，４５６．７
	Ｆ１０５	７２１．２		Ｆ２５１１	１，７６７．７

表1.2　道路標識柱アンカーボルト質量表　（１基当り）

番号	アンカーボルト種類		数量	単位	単位質量（ｋｇ／本or枚）	質量（ｋｇ）	支柱の種類
1	ボルト・ナット	Ｍ２４×１,０００	8	本	３.８１	３０.５	Ｌ１０１ Ｌ２５１ Ｌ１０２ Ｌ２５２ Ｆ１０１ Ｆ２５１ Ｆ１０２
	プレート	６×５５０×５５０	2	枚	１２.７７	２５.５	
	合計					５６.０	
2	ボルト・ナット	Ｍ３０×１,０００	8	本	６.０７	４８.６	Ｆ２５２ Ｆ１０３ Ｆ２５３ Ｆ１０４ Ｆ２５４ Ｆ１０５ Ｆ２５５
	プレート	６×６５０×６５０	2	枚	１６.５７	３３.１	
	合計					８１.７	
3	ボルト・ナット	Ｍ３０×１,０００	8	本	６.０７	４８.６	Ｆ１０６ Ｆ２５６ Ｆ１０７ Ｆ２５７ Ｆ１０８ Ｆ１０９
	プレート	６×７００×７００	2	枚	１９.７５	３９.５	
	合計					８８.１	
4	ボルト・ナット	Ｍ３６×１,０００	8	本	８.８８	７１.０	Ｆ２５８ Ｆ２５９ Ｆ１０１０
	プレート	６×７００×７００	2	枚	１９.７５	３９.５	
	合計					１１０.５	
5	ボルト・ナット	Ｍ４２×１,０００	8	本	１２.３９	９９.１	Ｆ２５１０ Ｆ１０１１ Ｆ２５１１
	プレート	６×８００×８００	2	枚	２４.２３	４８.５	
	合計					１４７.６	

※アンカーボルト材料価格加算額は、ボルト・ナット及びプレートの合計質量を対象とする。

106－130　道路付属物設置工

１．留意事項

市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。

（１）反射体設置高：視線誘導標は地上高さ９００ｍｍ、スノーポール併用型は地上高さ１８００ｍｍを標準とする。ただし、スノーポール併用型（２段式・スライド式）地上高さ２７００ｍｍについては材料費を含まない施工費のみを適応することができる。

106－170　排水構造物工

１．適用範囲

土木工事標準単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。

（１）排水構造物工のうちＶ型側溝（プレキャスト製品）は土木工事標準単価を適用することができる。

107　共通仮設費

目　　次

107-000　総　則

「運用資料」を適用する。

107-010　運搬費（共通仮設費）

107-010-01　質量２０ｔ以上の建設機械の貨物自動車による運搬

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編　総則　第２章　工事費の積算　②　間接工事費　２　共通仮設費　２－２　運搬費　（３）　質量２０ｔ以上の建設機械の貨物自動車による運搬」を適用する。

なお、運搬中の損料計上の詳細は「運用資料」を適用する。

107-010-02　仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板）の運搬

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編　総則　第２章　工事費の積算　②　間接工事費　２　共通仮設費　２－２　運搬費　（４）　仮設材等の運搬」を適用する。

107-010-03　輸送起算点

「運用資料」を適用する。

107-010-04　重建設機械分解・組立

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編　総則　第２章　工事費の積算　②　間接工事費　２　共通仮設費　２－２　運搬費　（５）　重建設機械分解・組立」を適用する。

107-010-05　離島における重建設機械輸送費の積算について

「運用資料」を適用する。

107-020　準備費

「運用資料」を適用する。

107-030　事業損失防止施設費

「運用資料」を適用する。

107-040　安全費

107-040-01　土石流危険渓流（準ずる渓流を含む）において工事を施工する場合の安全費について

「運用資料」を適用する。

107-050　役務費

「運用資料」を適用する。

107-060　技術管理費

ＩＣＴ建設機械に要する「保守点検、システム初期費、３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」については、「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ｉ編　総則　第２章　工事費の積算　②　間接工事費　２－７　技術管理費」を適用する。

また、現場におけるその他試験、計測等については「運用資料」を適用する。

107-070　営繕費

107-070-01　監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ｉ編　総則　第２章　工事費の積算　②　間接工事費　２　共通仮設費　２－８　営繕費　（２）　積算方法　１）　監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用」を適用する。

共 通 仮 設 費

運 用 資 料

107-000　総　則

本資料は、「土木工事積算要領　第１編　一般土木編　１．土木請負工事工事費積算要領（一般土木編）　３－２　間接工事費　３－２－１　共通仮設費」における「積上げ計上する項目」について取り扱うこととする。

なお、積上げ計上する項目については「施工条件明示」を適切に行うこと。

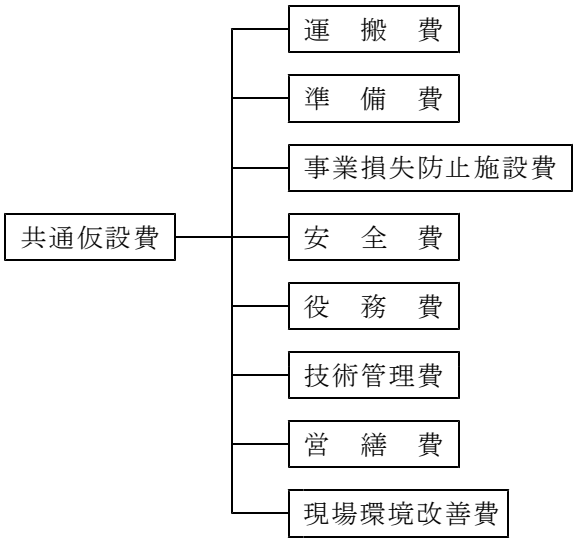

107-010　運搬費（共通仮設費）

107-010-01　質量２０ｔ以上の建設機械の貨物自動車による運搬

重建設機械を除く、質量２０ｔ以上の建設機械の運搬中の損料の算出方法は、「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編　総則　第２章　工事費の積算　②　間接工事費　２　共通仮設費　２－２　運搬費　（３）　質量２０ｔ以上の建設機械の貨物自動車による運搬」の２）によるものとし、損料単価は、建設機械等損料表の(11)欄「供用１日当り損料額」を使用する。

なお、計上にあたっては以下の施工単価コードを適用できるが、表にない場合も適切に積上げ計上すること。

施工単価コード	DX090110

表1.1　貨物自動車による建設機械運搬中の損料

名　　称	規　　格	備　　考
路面切削機	廃材積込装置付　切削幅2.0m	
自走式破砕機	クラッシャー寸法：開き450mm、幅925mm	
スタビライザ	路床改良用　処理深さ0.6m、幅2.0m	
スタビライザ	路床改良用　処理深さ1.2m、幅2.0m	
油圧式杭圧入引抜機	普通鋼矢板用　圧入800kN	Ⅱ型～Ⅳ型　硬質地盤
油圧式杭圧入引抜機	広幅鋼矢板用　圧入800kN	ⅤL型・ⅦL型・Ⅱw型～Ⅳw型　硬質地盤
バックホウ	超ロングアーム型　山積0.4m3	

107-010-03　輸送起算点

１．仮設鋼材の輸送起算点

（１）仮設鋼材の輸送起点は下記の所在地とする。

表1.1　輸送起算点（仮設鋼材）

所　在　地		旭川市	苫小牧市	北広島市	千歳市	江別市	伊達市	比布町	池田町	美幌町	各市町村
鋼矢板	Ⅱ型	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	Ⅲ型	－	－	○	○	○	－	○	○	○	－
	Ⅳ型	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
軽量鋼矢板	Ⅱ型	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
H型鋼 山留材 （主材・副部材）	Ｈ－２００	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
	Ｈ－２５０	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
	Ｈ－３００	－	－	○	○	○	－	○	○	○	－
	Ｈ－３５０	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
	Ｈ－４００	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
（桁材）	Ｈ－５９４	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
覆工板		－	－	○	○	○	－	○	○	○	－
仮設防護柵	Ｇｒ－Ｃ－２Ｂ－２	－	－	○	－	○	－	－	○	○	－
仮設落石防護柵	Ｈ－１２５	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－
敷鉄板											○

（注）１．各市各町で示されている起算点の起算場所は、市役所又は役場とする。

２．次の事項により上表により難い場合は、別途実態を勘案のうえ積算すること。

・使用数量が特に多い場合

・近傍にて数量を確保できる場合（鋼矢板・H形鋼・覆工板・仮設防護柵・仮設落石防護柵）

・近傍にて数量を確保できない場合（敷鉄板）

・上表に無い特別な資材については別途考慮する。

３．敷鉄板については「105-190　敷鉄板設置撤去工」で計上した敷鉄板を対象とする。

２．仮橋の輸送起算点

（１） 仮橋の輸送起算点は下記の所在地を参考とする。

表2.1 輸送起算点（仮橋）

型　　式	輸　　送　　起　　点
ガーダータイプ	札幌市、室蘭市、苫小牧市、旭川市
トラスタイプ	札幌市、苫小牧市、旭川市

（注）１．各市で示されている起算点の起算場所は、市役所とする。
２．近傍にて数量を確保できる場合は別途実態を勘案のうえ積算すること。

３．建設機械等の輸送起算点

（１）路面切削機の輸送起算点は下記の所在地とする。

表3.1 輸送起算点（建設機械等）

	対　　象　　機　　種　　名	起　　算　　点
特殊工事機械	路面切削機（ホイール式・廃材積込装置付）	札幌市

（注）１．各市、各町で示されている起算点の起算場所は、市役所又は、役場とする。
２．特殊な機械については、保有実態を考慮し決定するものとする。
３．近傍にて数量を確保できる場合は別途実態を勘案の上積算すること。

（２）骨材再生工における自走式破砕機（自走式クラッシャ）の輸送起算点は次表の所在地を参考とすること。

表3.2 輸送起算点（破砕機）

機 械 名	規　　格	輸　　送　　起　　算　　点
自走式破砕機	自走式クラッシャ	札幌市 石狩市 北広島市 恵庭市 余市町 当別町 帯広市 釧路市 中標津町

（注）１．各市各町で示されている起算点の起算場所は、市役所又は役場とする。
２．輸送車両は、２９ｔ車を標準とし、特大割増を加算する。
３．現場内運搬は計上しない。
４．管内の建設機械レンタル状況及び処分業者の機械保有状況(処理施設として登録されていない機械)を勘案の上、適切に積算すること。

（3）油圧式杭圧入引抜機の輸送起算点は次表の所在地を参考とすること。

表3.3　輸送起算点（油圧式杭圧入引抜機）

機 械 名	規　　格	輸 送 起 算 点
油圧式杭圧入引抜機 （硬質地盤専用圧入機）	鋼矢板用（Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型適用）	札幌市 岩見沢市
油圧式杭圧入引抜機 （硬質地盤専用圧入機）	鋼矢板用（ＶＬ・ⅥL型適用） 広幅鋼矢板用（ⅡＷ・ⅢＷ・ⅣＷ型適用）	（注）３．

（注）１．各市各町で示されている起算点の起算場所は、市役所とする。
２．輸送車両は、３０ｔ車を標準とし、特大割増を加算する。
３．鋼矢板用（ＶＬ・ⅥL型適用）及び広幅鋼矢板用（ⅡＷ・ⅢＷ・ⅣＷ型適用）については、実態を勘案の上、積算すること。

（4）バックホウ（超ロングアーム型）の輸送起算点は次表の所在地を参考とすること。

表3.4　輸送起算点（バックホウ（超ロングアーム型））

機 械 名	規　　格	輸　送　起　算　点
バックホウ （超ロングアーム型）	山積0.4m3／平積0.3m3	札幌市　石狩市　岩見沢市　三笠市　砂川市 深川市　苫小牧市　新ひだか町　浦河町 旭川市　北見市　紋別市　帯広市　芽室町　釧路市

（注）１．各市各町で示されている起算点の起算場所は、市役所又は役場とする。
２．輸送車両は、２２ｔ車を標準とし、特大割増を加算する。

107-010-05　離島における重建設機械輸送費の積算について

離島における重建設機械輸送費については、海上輸送費（フェリー料金等）を１２ｔ積みトラックに換算し、別途計上する。

なお、フェリー料金の積算を行うにあたり残存本体及び分解部品の１２ｔ積みトラック換算台数は、次表による。

表1.1　12ｔトラック換算台数

機　　械　　区　　分		１２ｔトラック換算台数 算出式（台）	
ブルドーザ、バックホウ系		０.０６８０Ｗｋ＋０.５３	
クローラクレーン系（基本ブーム装備）		０.０９４６Ｗｋ－０.２７	
トラッククレーン機械式（基本ブーム装備）		０.０７０８Ｗｋ－１.０７	
クローラ式杭打機		０.０９６３Ｗｋ－０.２３	
オールケーシング掘削機クローラ式		０.０８８５Ｗｋ＋０.０４	
地盤改良機械		０.０７９９Ｗｋ＋０.８３	
トラッククレーン油圧式		０.０５８７Ｗｋ－１.００	
オールケーシング掘削機 据置式・全旋回型		０.０４６０Ｗｋ＋２.５８	
中間ブーム	クローラクレーン系及び トラッククレーン機械式	～３０ｔ吊	０.０５Ｌ
		３５ｔ吊～	０.１０Ｌ

（注）１．Ｗｋは機械質量（ｔ）であり、「建設機械損料表」による。
２．Ｌは中間ブーム長（ｍ）であり、装着ブーム長から基本ブーム長を減じて求める。
３．算出された換算台数は、小数第２位を四捨五入し、小数第１位止めとする。
４．フェリー能力から上表により難い場合は、別途積算すること。

表1.2　中間ブーム長

機　械　名	規　格 （ｔ吊）	基本ブーム長 （m）	中間ブーム長 （m）	装着ブーム長 （m）
トラッククレーン （機械式）	３５	９．５	３．０～４２．０	１２．５～５１．５
	１５０	１２．０	３．０～３９．０	１５．０～５１．０
クローラクレーン （機械ロープ式）	１６	９．０	３．０～１５．０	１２．０～２４．０
	２２．５	９．０	３．０～２１．０	１２．０～３０．０
	２５～２７	９．０	３．０～２４．０	１２．０～３３．０
	３５～３７	９．５	３．０～３３．０	１２．５～４２．５
	４０	９．０	３．０～３３．０	１２．０～４２．０
	４５	９．０	３．０～３９．０	１２．０～４８．０
	５０	１２．０	３．０～３９．０	１５．０～５１．０
	８０	１２．０	３．０～４５．０	１５．０～５７．０
	１００	１８．０	３．０～５４．０	２１．０～７２．０
	１５０	１８．０	３．０～６３．０	２１．０～８１．０
クローラクレーン （油圧ロープ式）	３０	１０．０	３．０～２４．０	１３．０～３４．０
	３５	１０．０	３．０～３０．０	１３．０～４０．０
	４０	１０．０	３．０～３６．０	１３．０～４６．０
	５０	１３．０	３．０～３９．０	１６．０～５２．０
	６０	１３．０	３．０～４２．０	１６．０～５５．０
	８０	１３．０	３．０～４５．０	１６．０～５８．０
	１００	１８．０	３．０～５４．０	２１．０～７２．０
	１５０	１８．０	３．０～６３．０	２１．０～８１．０

107-020　準備費

準備費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。

１．伐　開　工

（１）伐開工積算フロー

┅┅ で囲まれた部分は、共通仮設費率に含まれる内容である。

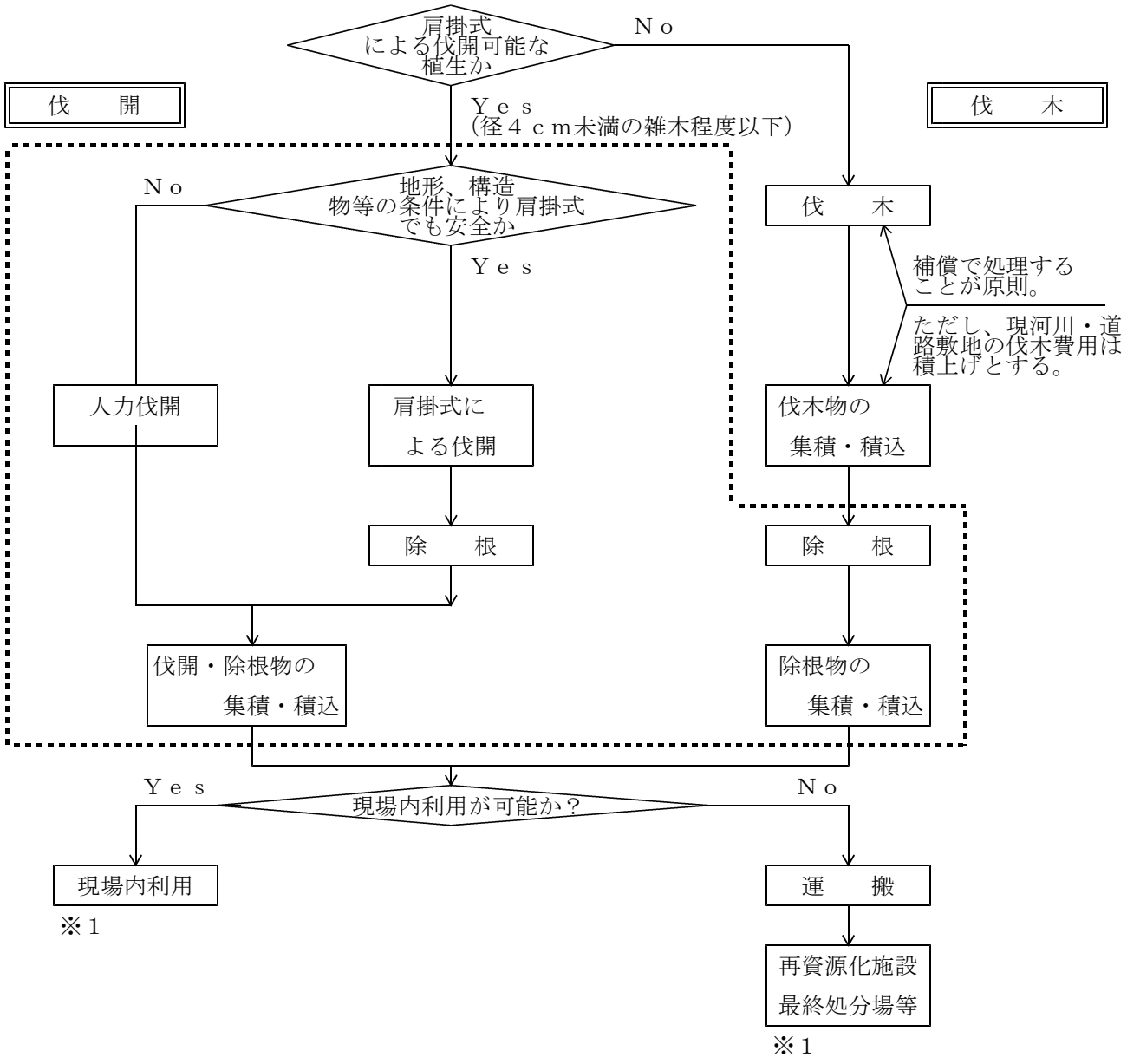

※１　詳細は、技術管理関係集　５建設副産物　３発生木材（抜根・伐木）の処理・再利用フロー及び６すき取り土の処理・再利用フローを参照のこと。

2．適 用 範 囲

本資料は、共通仮設費の準備費で積上げる、立木の切倒し、枝払いの切揃え・立木集積、立木積込及び立木・伐開物・抜根物の運搬作業に適用する。

3．施 工 概 要

施工フローは下記を標準とする。

（1）立木施工フロー

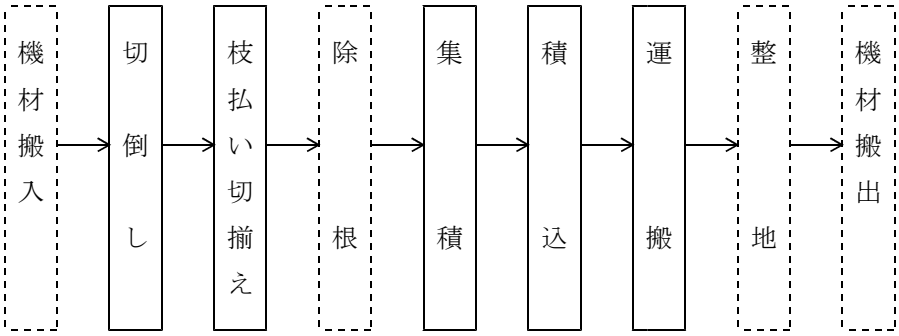

（2）伐開物・抜根物等施工フロー

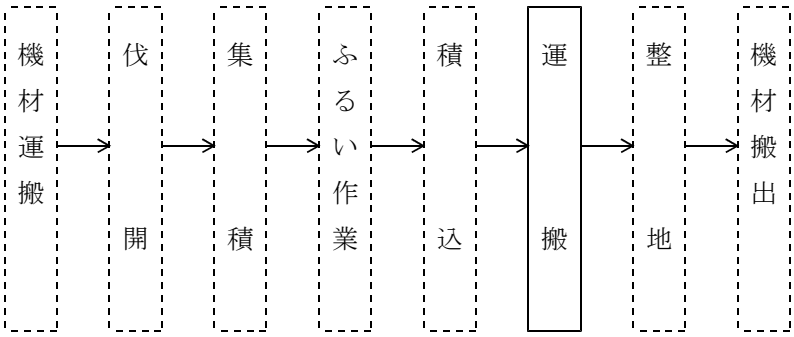

（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
破線部分は共通仮設費率に含まれる。

4．施工歩掛

（１） 107-020-01 立木切倒し・枝払い切揃え、立木集積

１）歩掛

施工単価コード	DX090600

表4.1 立木切倒し・枝払い切揃え、立木集積歩掛 （１００本当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　量
土木一般世話役		人	１．３×K
特殊作業員		〃	１．６×K
普通作業員		〃	０．６×K
バックホウ運転［掴み装置付］	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型（2011年規制） 山積０．５m3（平積０．４m3）	h	１４×K
諸雑費率		%	9
補助機械費率		〃	１１０

注）１．諸雑費はチェーンソーの運転経費及び切創防止用保護衣の費用等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
２．本歩掛は、立木の再利用等の有無にかかわらず適用出来る。
３．施工単位「本」とは、立木の本数である。
４．Kは補正係数であり、次項２）補正係数による。
５．補助機械費率は、高所作業車又はクレーン等の運転費であり、架空線や住宅、既存構造物等に近接して伐採を行う場合又は斜面での伐採の場合に計上するものとし、機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

２）補正係数

K＝K1×K2×K3（Kは小数３位四捨五入）とする。

１．樹径が２０ｃｍ以上の場合は、K1＝２．３とする。それ以外はK1＝１．０とする。
２．現場内の伐採数量合計が１００本未満の場合は、K2＝１１．６×(伐採数量合計)$^{-0.53}$（小数３位四捨五入）とする。それ以外はK2＝１．０とする。
３．架空線や住宅、既存構造物等に近接して伐採を行う場合又は斜面での伐採の場合は、K3＝２．１とする。それ以外はK3＝１．０とする。

３）留意事項

１．樹径は、胸高直径とする。なお、当初設計において樹径が不明である場合は、当初設計においては樹径２０ｃｍ未満として扱い、設計変更にて精算すること。また、樹径２０ｃｍ未満の木と、樹径２０ｃｍ以上の木で数量を分けることとする。
２．現場内とは、点在１現場をいう。伐採数量合計とは、現場内の樹径４ｃｍ以上の伐木の全数である。
３．「近接して伐採を行う場合」とは、架空線については樹木の枝葉に接する所がある場合とし、住宅や既設構造物については、樹木が倒れたり、すべり落ちた場合に当該構造物に影響を及ぼす恐れがある所がある場合とし、現場内全体で判断する。
４．「斜面での伐採の場合」とは、概ね１５度（約１：３．８）より急な箇所が、現場内の伐採箇所の概ね半分以上を占める場合とし、現場内全体で判断する。

（２） 107-020-02 立木積込

施工単価コード	DX090700

表4.2 立木積込歩掛 （１０ｔ当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　量
土木一般世話役		人	０．４５
バックホウ運転［掴み装置付］	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型（2011年規制） 山積０．５m3（平積０．４m3）	h	１．５３

（３） 107-020-03 立木、伐開物、抜根物等運搬

施工単価コード	DX090800

立木、伐開物、抜根物等の運搬の歩掛は、次表とする。

表4.3 ダンプトラック運搬歩掛 （１０ｔ当り）

運搬機種・規格	ダンプトラック　１０ｔ積級									
運搬距離（ｋｍ）	９．５ 以下	２０．０ 以下	３１．５ 以下	４４．０ 以下	５０．０ 以下	５７．５ 以下	７２．５ 以下	８９．０ 以下	１０７ 以下	１２０ 以下
運搬歩掛（ｈ）	４．５	６．５	８．７	１１．１	１２．２	１３．７	１６．５	１９．７	２３．１	２５．６

注）１．運転距離は片道であり、往路と復路が異なる場合は、平均値とする。
２．自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。
３．運搬距離が１２０ｋｍを越える場合は、別途積み上げとする。
４．土砂の付着した草・根を含む。
ただし、すき取り後、できる限り分別作業を行なったものとする。
５．運搬路の適用区分については、「102-410-04 すき取り土運搬」による。

５．単　価　表

表5.1 立木切倒し・枝払い切揃え、立木集積１００本当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　要
土木一般世話役		人		表4.1
特殊作業員		〃		〃
普通作業員		〃		〃
バックホウ運転［掴み装置付］	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型（2011年規制） 山積０．５m3（平積０．４m3）	h		〃
諸　雑　費		式	1	〃
補助機械費		〃	1	〃
計				

表5.2　立木積込１０ｔ当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　要
土木一般世話役		人		表4.2
バックホウ運転［掴み装置付］	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型（2011年規制） 山積０．５m3（平積０．４m3）	h		〃
計				

表5.3　立木、伐開物、抜根物等運搬１０ｔ当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　要
ダンプトラック運転	１０ｔ積級	h		表4.3
計				

６．機械運転単価表

バックホウ　施工単価コード　DX022400

ダンプトラック　施工単価コード　DX023000

名　　称	規　　格	摘要単価表	指　定　事　項
バックホウ［掴み装置付］	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型（2011年規制） 山積０．５m3(平積０．４m3)	「108機械工による」	機械損料1→バックホウ（標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（2011年規制）山積0.5m3（平積0.4m3）） 機械損料2→掴み装置（開口幅1,700～2,000mm 爪幅400～750mm） ※運転労務、燃料消費量算定に当たってはバックホウを使用
ダンプトラック	１０ｔ積級	「108機械工による」	

107-030　事業損失防止施設費

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。

107-040　安全費

107-040-01　土石流危険渓流（準ずる渓流を含む）において工事を施工する場合の安全費について

１．対象工事

砂防工事、河川工事、道路工事、橋梁下部工事等の全ての事業において土石流危険渓流及び準ずる渓流で施工する工事。

但し、標識の取替え、橋梁の欄干の塗装、伐開作業等の小規模な維持補修工事等で、数日程度で終了する一時的な作業は除く。

２．フロー図

表2.1　土 石 流 災 害 対 策 フ ロ ー 図

土 石 流 災 害 対 策 フ ロ ー 図

土石流危険渓流（準ずる渓流を含む）で施工する工事かどうか

ＹＥＳ　　注３）

火 山 地 域 及 び 土 石 流 危 険 渓 流 等 で 土 石 流 が 過 去 に 頻 発 し て い る か ど う か

ＮＯ　　ＹＥＳ

積 上 げ 安 全 費 ① を 計 上 す る　　積上げ安全費①＋②を計上する

１）設計書作成時に、施工条件明示を行う。

２）請負業者が決定後、工事現場の地域特性などの既存資料（渓床勾配、堆積厚、氾濫区域等）の情報提供を行う。

３）過去に頻発しているとは、過去５０年程度内に発生した履歴がある場合をいう。

３．安全費の計上について

表3.1　安全費の計上

安全費①	（1）雨量計の設置、撤去、使用料	安全費に積上げ計上（単価表(1)，(2)）
	（2）サイレン、スピーカー、回転灯等の警報装置 仮設階段、梯子等の簡易な避難用設備	共通仮設費の定率に含む
安全費②	（1）監視員の配置費用	安全費に積上げ計上（単価表(3)）
	（2）その他、別途必要な費用	

（注）１．気象庁（アメダス等）等の雨量情報で降雨量の把握と記録ができる場合は、雨量計の設置、撤去、使用料は計上しない。

２．監視員の配置は現場条件に応じて、必要日数を計上する。

３．「監視員」は、土石流の発生を早期に把握するため、作業現場より上流で土石流の発見ができる位置に配置し、すべての労働者へ避難等の情報伝達をする。

４．単価表

施工単価コード	DX090900

（1）雨量計の設置、撤去単価表　　（１台当り）

名　　称	規　　格	単位	数　量	備　　考
設置台足（角材）	６ｃｍ×６ｃｍ×１．８ｍ×４本	m3	０．０２６	
設置台板（板材）	１８ｃｍ×６ｃｍ×１．５ｍ×１本	m3	０．０１６	
雑　材　料		%	３	上記材料費の３％
普 通 作 業 員		人	１．５	
計				

施工単価コード	DX090910

（2）雨量計の使用料単価表

名　　称	規　　格	単位	数　量	備　　考
雨 量 計 損 料 （ヒーター付を含む）	自記式雨量計 ２芯シールドコード１０ｍ付属	日		
記　録　紙	１ケ月巻	月		

（注）工事の施工時期が、積雪期及び外気温がマイナスになる場合、特記仕様書に次のことを明示すること。

「積雪期及び外気温がマイナスになる場合の雨量計は、ヒーター付を使用すること。」

（3）監視員単価表

名　　称	規　　格	単位	数　量	備　　考
普 通 作 業 員		人		

５．積算における注意事項

（1） 気象庁（アメダス等）等の雨量情報で降雨量の把握と記録ができる場合は、雨量計の設置、撤去、使用料は計上しない。

（2） 監視員の配置に代わって、請負者から「土石流検知装置」の設置の申し出があった場合は、承認事項とし、設計変更の対象とはしない。但し、「土石流検知装置」を継続的に設置している個所は「土石流検知装置」を用 いた積算を行うことができる。

（3） 監視員配置必要日数の計上方法について

当初設計においては、「概数」として作業不能日数から算出する。

概数の確定は、請負業者が各地における大雨警報、注意報の基準等（別紙「北海道の大雨注警報基準」を参考）に基づいて定め、施工計画書に明記し、別紙「雨量測定集計表」により確定を行う。

（4） 工事の施工時期が、積雪期及び外気温がマイナスになる場合、特記仕様書に次のことを明示すること。

「積雪期及び外気温がマイナスになる場合の雨量計は、ヒーター付きを使用すること。」

６．作業不能日の算出

（１） 建設管理部別作業不能日

監視員の配置は、降雨等による作業不能日より算定し、必要日数を計上する。

（全工期を対象とする）

建管名	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月
札幌	３．６	２．７	２．１	１．８	１．７	２．１	２．３	３．７	４．０	３．２	３．０	３．２
小樽	２．１	１．５	１．３	２．１	２．１	２．２	３．２	３．９	４．６	５．１	４．６	３．０
函館	０．９	１．２	１．４	２．６	２．５	２．７	３．６	４．７	４．８	３．１	３．４	１．８
室蘭	０．７	０．７	１．３	３．２	３．７	３．８	４．２	４．０	４．４	３．１	２．９	１．３
旭川	１．１	０．８	１．０	１．５	１．８	２．６	３．１	４．６	４．４	３．９	４．０	２．０
留萌	２．８	１．５	１．３	１．４	１．９	２．５	３．３	４．３	４．９	５．２	４．６	３．９
稚内	２．０	１．３	１．１	１．７	２．５	２．２	３．０	３．２	４．３	４．４	４．２	２．９
網走	１．５	０．６	１．３	１．７	２．１	２．３	２．６	３．５	３．１	２．５	１．８	１．１
帯広	１．２	０．８	１．３	１．７	２．２	３．２	３．０	３．８	３．９	２．７	１．９	１．２
釧路	１．２	１．０	２．０	２．７	３．２	３．３	３．２	３．２	４．２	３．６	２．４	１．４

（２） 積 算 例

積算上の工期　５月１５日入札、５／１６～１０／９迄の工期（１４７日間）

工 事 箇 所　札幌建設管理部

	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	計
作業不能日	１．７	２．１	２．３	３．７	４．０	３．２	
暦日数	３１	３０	３１	３１	３０	３１	１８４
月内工期	１６	３０	３１	３１	３０	９	１４７
計	０．９	２．１	２．３	３．７	４．０	０．９	１３．９

種別	数量	単位	単価	金額	備考
普通作業員	１３．９	人			

（参考）

北海道の大雨注意報基準

国土交通省気象庁ホームページに掲載されている「警報・注意報発表基準一覧表」等で基準を確認した上で、施工計画書作成時の参考とすること。

（別紙）　　雨 量 測 定 集 計 表

工　事　名															
請　負　者															
日付	１日	２日	３日	４日	５日	６日	７日	８日	９日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
時間															
１時															
２時															
３時															
４時															
５時															
６時															
７時															
８時															
９時															
１０時															
１１時															
１２時															
１３時															
１４時															
１５時															
１６時															
１７時															
１８時															
１９時															
２０時															
２１時															
２２時															
２３時															
２４時															
日降雨量計															
平均時間雨量															
最大降雨時間															
最大時間降雨															
そ　の　他															

注：欠測日や降雨が観測されない日及び時間は、明確に区別できるように記入すること。

（　　月）

	測　定　者																印
	記　載　者																印
	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	備　考

107-050　役務費

役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。

107-050-01　借 地 料

土地の借り上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

（１）　宅地・宅地見込地及び農地　Ａ＝Ｂ×０．０６÷１２（円／m2／月）

（２）　林地及びその他の土地　　Ａ＝Ｂ×０．０５÷１２（　〃　）

Ａ：借地単価（円／m2／月）　　Ｂ：土地価格（円／m2）

※　上記の算定式は、北海道建設部の公共事業の施工に伴う、土地の使用に係る補償基準第２５条、同運用に係わる場合に適用する。

※　土地の使用に係る補償については、非課税の対象となる場合があるため、「用地処理実務必携」を参照すること。

107-060　技術管理費

技術管理費の積算は、現場における試験、計測等の必要性を十分に検討し、必要額を適正に積上げるものとする。

107-060-01　平板載荷試験費

積算については単価コード表「53　共通仮設費関係」による。

107-060-02　六価クロム溶出試験費

積算については、単価コード表「53　共通仮設費関係」による。

試験の実施にあたっては、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)」によること。

107-060-03　スクリューアンカー引張試験費

施工単価コード	DX091600

表1.1　スクリューアンカー引張試験歩掛　（アンカー１本当り）

名　　称	規　　格	単位	数　　量	摘　　要
土木一般世話役		人	０．４	
普通作業員		〃	０．６	
諸雑費率		%	１０	
試験器損料	１２ｔ用ラム・ポンプ引張用架台	式	1	

（注）１．諸雑費は、台付ワイヤ、シャックル、緊張機等の損料であり労務費の合計額に上表の率を乗じた値とする。

107-060-04　ケミカルアンカー引抜試験費

施工単価コード	DX091600

表1.2　ケミカルアンカー引抜試験歩掛　（アンカー１本当り）

名　　称	規　　格	単位	数　　量	摘　　要
土木一般世話役		人	０．２	
普通作業員		〃	０．４	
諸雑費率		%	１０	
試験器損料	１２ｔ～３６ｔ用ラム・ポンプ引抜用架台	式	1	

（注）１．諸雑費は、簡易足場等の損料であり労務費の合計額に上表の率を乗じた値とする。
２．試験用のアンカー材及び施工費は、別途計上する。

107-060-05　沈下板設置

１．適　用　範　囲

本資料は，パイプ製の沈下板設置及び測定作業に適用する。

２．施　工　概　要

施工フローは、下記を標準とする。

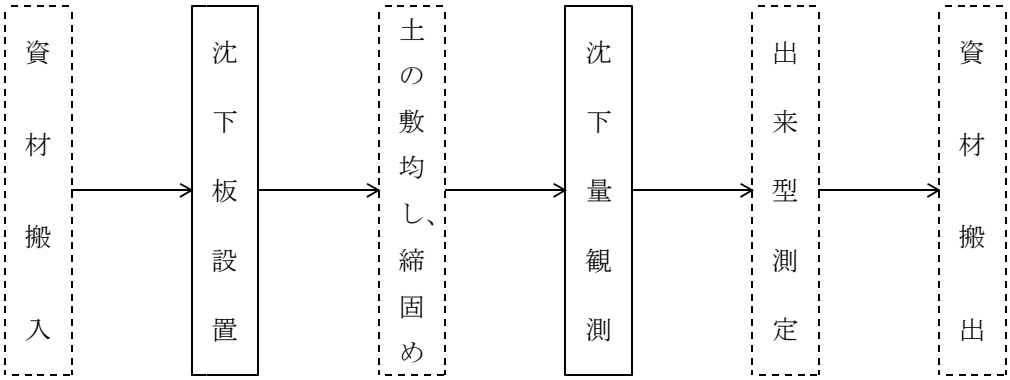

注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

３．機種の選定

使用する機械の機種・規格は、次表を標準とする。

表3.1　機種の選定

機　械　名	規　　格	摘　　要
トラック（クレーン装置付）	４ｔ級　２ｔ吊	

４．施　工　歩　掛

施工単価コード	DX091800

４－１　パイプ製沈下板設置歩掛

パイプ製沈下板設置の歩掛は、次表とする。

表4.1　パイプ製沈下板設置歩掛　　（１０基当り）

名　　称	規　　格	単位	数　量
土木一般世話役		人	０．８５
普通作業員		〃	２．２７
トラック（クレーン装置付）	４ｔ級　２ｔ吊	H	２．９
沈下板	８００×８００×１２	枚	１０
沈下板用蓋金物	φ９０×５０×４．２	個	１０
沈下板用ガス管	φ８０×４．２	m	式4.1
諸雑費率		%	３

（注）１．諸雑費は、変位杭及び設置に要する器具費等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

２．ソケットが必要な場合は別途計上すること。

３．ガス管使用量は次式による。

$$\text{使用量（m）} = \frac{\text{ガス管必要総延長（m）}}{\text{沈下板設置総数（箇所）}} \times １０\text{（基）} \cdots \text{式4.1}$$

４．沈下板にはガス管（ＳＧＰ８０Ａ）１．０ｍが付いているため、ガス管必要総延長は実総延長から、沈下板付きのガス管延長（１．０ｍ×設置個数）を差し引いた延長とする。

４－１－１　パイプ製沈下板布設参考図

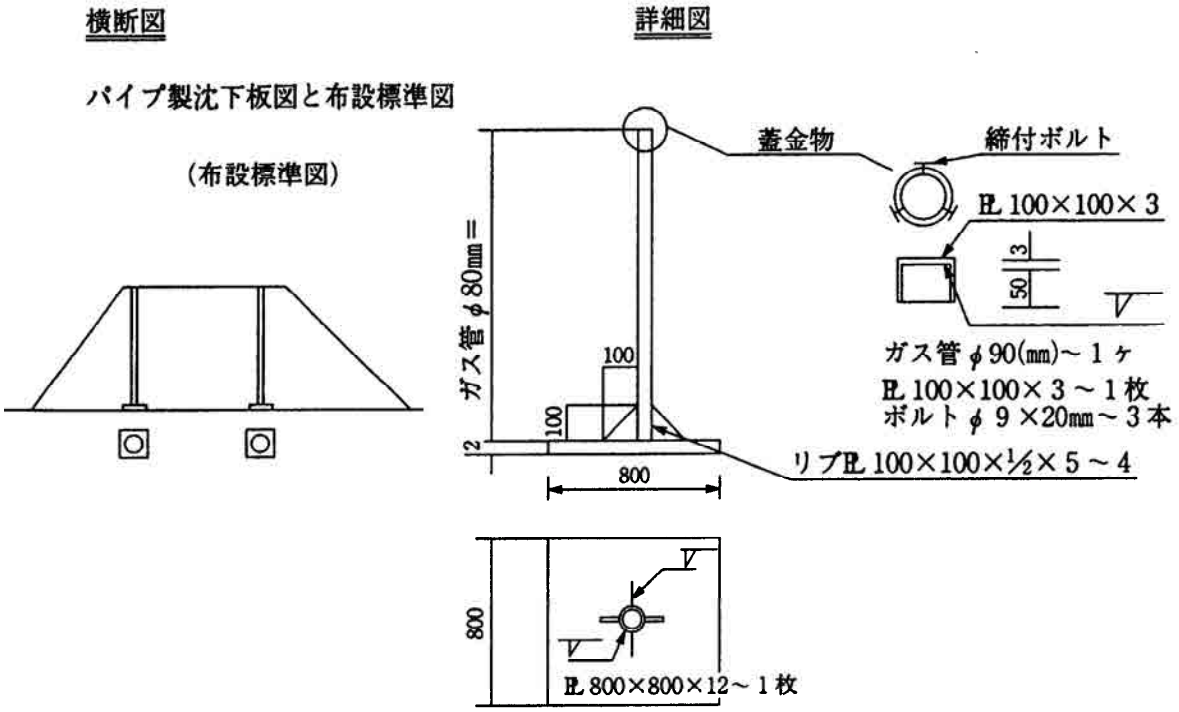

107-060-06　沈下板測定

施工単価コード	DX091900

４－２　パイプ製沈下板測定歩掛

パイプ製沈下板測定の歩掛は、次表とする。

表4.2　パイプ製沈下板測定歩掛　　（１０箇所当り）

名　　称	規　　格	単位	数　　量
土木一般世話役		人	４．５７
普通作業員		〃	４．７８
諸雑費率		%	２９

（注）１．出来形測定を含まない。

２．諸雑費は測定に要する器具費等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

３．測定回数に関わらず、１０箇所（１０測点）の歩掛である。

４．変位杭の測定を含む。

５．単　価　表

（１）　パイプ製沈下板設置１０基当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人		表4.1
普通作業員		〃		〃
トラック（クレーン装置付）	４ｔ級　２ｔ吊	h		〃
沈下板	８００×８００×１２	枚	１０	〃
沈下板用蓋金物	φ９０×５０×４．２	個	１０	〃
沈下板用ガス管	φ８０×４．２	m		〃
諸雑費		式	1	〃
計				

（２）　パイプ製沈下板測定１０箇所当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人		表4.2
普通作業員		〃		〃
諸雑費		式	1	〃
計				

（３）　機械運転単価表

施工単価コード	K0302012

名　　称	規　　格	摘要単価表	指定事項
トラック（クレーン装置付）	４ｔ級　２ｔ吊	「108機械工による」	

107-060-07　設計変更図書作成費

１．適 用 範 囲

本資料は道路工事及び河川工事における設計図及び数量計算書の新規作成・修正作業に適用する。

新規作成とは既存の設計図、数量計算書が存在しない場合に作成することを言い、既存の図面、数量計算書を元に作成し直す場合は修正作業を適用する。

※歩掛の基本的な考え方

イ）現設計書がある中での単純な作業が主体であるため、標準歩掛の内高度な作業に従事する人工（技師長、主任技師、技師Ａ）を除いたものを新規作成歩掛とし、修正については７０％とする。

ロ）歩掛補正係数は土木事業委託積算基準による。

ハ）構造物等の修正で応力計算を伴う場合は適用外とする。

２．道路詳細設計図書

施工単価コード	DX092100

１） 施工歩掛

道路詳細設計（予備設計有り）（平面図、縦断図、作工平面図、横断図、小構造物、道路付帯構造物、仮設構造物、用排水用等）図書の施工歩掛は、次表を標準とする。

表2.1 施工歩掛 （１ｋｍ当り）

図書区分	技師 B	技師 C	技術員
	人	人	人
設計図		１．５０	２．５０
数量計算	１．００	３．００	４．００

（注）１．平面、縦断、作工平面、横断図の延長が多いもので積算。

２．歩掛表の補正

（１） 地形により下表の割増をする。

地形区分	割増率
平地	０ %
丘陵地	１０ %
山地	１５ %
市街地	２０ %
急峻山地	３０ %

（２） 車線数により下表の割増をする。

幅員	割増率
１～２車線	－５ %
３～４車線	０ %
５車線	５ %
６～７車線	１０ %
８車線	１５ %

（３） 複断面の場合は、２０%割増する。

（４） 補正係数は次のとおりとする。

例）条件：山地、２車線、複断面の場合

１．０＋０．１５＋（－０．０５）＋０．２０＝１．３０

２） 道路詳細設計（予備設計有り）図書１ｋｍ当り単価表

名称	単位	数量	摘要
技師 B	人		表2.1
技師 C	人		〃
技術員	人		〃
計			

３．一般構造物図書

施工単価コード	DX092200

１）　施工歩掛

一般構造物図書（標準設計有り）（設計図、数量計算）の施工歩掛は、次表を標準とする。

表3.1　一般構造物図書設計（標準設計有り）施工歩掛　　（１箇所当り）

工種区分	図書区分	技師B	技師C	技術員
		人	人	人
函渠工等	設計図	1.50	2.50	2.00
	数量計算	－	1.00	0.50
逆T式擁壁等	設計図	0.50	2.50	3.00
	数量計算	－	1.00	1.50
重力式擁壁等	設計図	1.00	1.50	1.00
	数量計算	－	0.50	1.00
モタレ式擁壁等	設計図	1.00	1.50	1.50
	数量計算	－	0.50	1.00

（注）１．函渠工等は１連１層の場合であり、断面形状が多連多層の場合は右表の増減率により割増したものを標準歩掛とする。

断面形状	増減率
１連１層	±　０％
１連２層	＋　６０％
２連１層	＋　６０％
３連１層	＋１２０％

断面形状

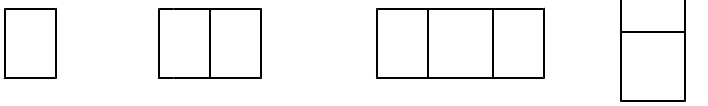

１連１層　　２連１層　　３連１層　　１連２層

２）　一般構造物図書（標準設計有り）１箇所当り単価表

名称	単位	数量	摘要
技師　B	人		表3.1
技師　C	人		〃
技術員	人		〃
計			

４．平面交差点図書

施工単価コード	DX092300

１） 施工歩掛

平面交差点（標準設計有り）（設計図、数量計算）の施工歩掛は、次表を標準とする。

表4.1 施工歩掛 （１箇所当り）

図書区分	技師 B	技師 C	技術員
	人	人	人
設計図	０．５０	０．５０	０．５０
数量計算	０．５０	１．００	１．００

２） 平面交差点図書１箇所当り単価表

名称	単位	数量	摘要
技師 B	人		表4.1
技師 C	人		〃
技術員	人		〃
計			

５．歩道図書

施工単価コード	DX092400

１） 施工歩掛

歩道（設計図、数量計算）の施工歩掛は、次表の標準とする。

表5.1 施工歩掛 （１ｋｍ当り）

図書区分	技師 B	技師 C	技術員
	人	人	人
設計図	０．５０	１．００	１．５０
数量計算	０．５０	０．５０	２．５０

２） 歩道図書１ｋｍ当り単価表

名称	単位	数量	摘要
技師 B	人		表5.1
技師 C	人		〃
技術員	人		〃
計			

６．取付道路図書

施工単価コード	DX092500

１） 施工歩掛

取付道路（設計図、数量計算）の施工歩掛は、次表を標準とする。

表6.1 施工歩掛 （新規図面、数量の１００ｍ当り）

図書区分	技師 B	技師 C	技術員
	人	人	人
取付道路（図面と数量）	１．００	１．００	１．００

（注）３ｍ＜Ｗ＜１２ｍ かつ ３０ｍ／箇所＜‹≦３２０ｍ／箇所

２） 取付道路図書１００ｍ当り単価表

名称	単位	数量	摘要
技師 B	人		表6.1
技師 C	人		〃
技術員	人		〃
計			

７．河川実施設計図書１ｋｍ当り又は１基当り歩掛表

施工単価コード	DX092600

施工単価コード	DX092700

種別／区分	単位	技師 B	技師 C	技術員	摘要
土積計算（形入と数量）	人	０．３６	０．２４	０．３６	１ｋｍ当り
樋門（管）、排水工の土工（図面と数量）	〃		０．５０	１．３０	１基当り

107-060-08　柔構造樋門動態観測

１．適 用 範 囲

本歩掛は、「柔構造樋門動態観測・施工管理の手引き（案）北海道運用案（平成１６年版　河川技術検討委員会)」を基に、柔構造樋門動態観測を行う場合に適用する。

２．施 工 概 要

施工フローは下記を標準とする。

１）　表面沈下計（ロッド式沈下板）設置及び計測

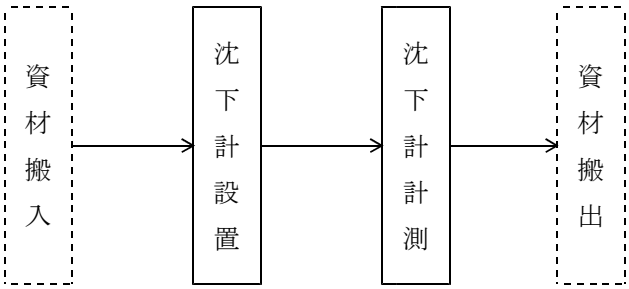

２）　沈下測定鋲設置及び計測

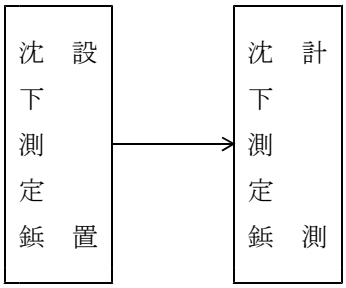

３）　継手変位鋲設置及び計測

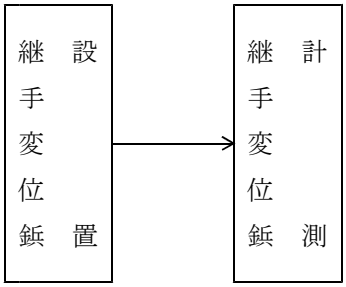

注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

３．施 工 歩 掛

施工単価コード	DX092710

３－１　地表面沈下計（ロッド式沈下板）設置歩掛

表面沈下計（ロッド式沈下板）設置の歩掛は、次表を標準とする。

表3.1　地表面沈下計（ロッド式沈下板）設置歩掛　（１箇所当り）

名　　称	規　　格	単位	数　　量	摘　　要
普 通 作 業 員		人	０．１１	
ロッド式沈下板	６×４００×４００　１m内管付き	個	１	
内 管 ロ ッ ド	丸鋼φ１６　Ｌ＝１０００	本	必要本数	
外　　管	ＶＰ４０　Ｌ＝１０００	本	必要本数	
外 管 ソ ケ ッ ト	ＶＰ４０用	個	必要個数	
砂		m3	０．０７	
諸　　雑　　費		%	３	

注）１．諸雑費は、設置に要する器具費等であり、人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
　　２．内管ロッド、外管および外管ソケットは必要数を計上のこと。

施工単価コード	DX092720

３－２　地表面沈下計（ロッド式沈下板）計測歩掛

表3.2　地表面沈下計（ロッド式沈下板）計測歩掛　（１００箇所・回当り）

名　　称	規　　格	単位	数　　量	摘　　要
測 量 技 師 補		人	０．５	
測　量　助　手		人	０．５	
諸　　雑　　費		%	０．５	

注）諸雑費は、計測に要する器具費等であり、人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

施工単価コード	DX092730

３－３　沈下測定鋲設置歩掛

沈下測定鋲の歩掛は、次表を標準とする。

表3.3　沈下測定鋲設置歩掛　（１００箇所当り）

名　　称	規　　格	単位	数　　量	摘　　要
普 通 作 業 員		人	０．５	
沈 下 測 定 鋲	φ１５×t４	個	１００	
諸　　雑　　費		%	０．５	

注）諸雑費は、設置に要する器具費等であり、人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

施工単価コード	DX092740

３－４　沈下測定鋲計測歩掛

表3.4　沈下測定鋲計測歩掛　（１００箇所・回当り）

名　　称	規　　格	単位	数　量	摘　要
測量技師補		人	０．５	
測量助手		人	０．５	
諸雑費		％	０．５	

注）諸雑費は、計測に要する器具費等であり、人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

施工単価コード	DX092750

３－５　継手変位鋲設置歩掛

継手変位鋲の歩掛は、次表を標準とする。

表3.5　継手変位鋲設置歩掛　（１００箇所当り）

名　　称	規　　格	単位	数　量	摘　要
普通作業員		人	１．０	
継手変位鋲	φ１５×ｔ４	対	１００	
諸雑費		％	０．５	

注）諸雑費は、設置に要する器具費等であり、人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

施工単価コード	DX092760

３－６　継手変位鋲計測歩掛

表3.6　継手変位鋲計測歩掛　（１００箇所・回当り）

名　　称	規　　格	単位	数　量	摘　要
測量技師補		人	０．２	

108 機　　械　　工

目　　次

108－000　一般事項

108－000－01　建設機械運転労務
108－000－02　原動機燃料消費量
108－000－03　機械運転単価表
108－000－04　一般事項

「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編　総則　第６章　建設機械運転労務等」を適用する。

108－010　建設機械等損料算定基準

108－010－01　建設機械等損料の積算方法

建設機械等損料の積算は、「建設機械等損料算定表」によるものとする。

108－010－02　北海道における損料補正

１　豪雪地域の補正

建設機械損料のうち、固定費に属する供用１日当り損料を、15%増額するものとする。

ただし、「建設機械等損料算定表」に示されている損料額のうち作業船、ダム用機械、除雪用機械は、関係通達より豪雪地域補正を適用しないため、算定に当たっては留意すること。

※関係通達

・請負工事機械経費積算要領（昭和49年3月15日建設省機発第44号）
・ダム施工機械等損料算定基準の取扱いについて（昭和45年3月6日建設省機発第214号）
・除雪等の作業に使用する建設機械の機械損料について（昭和49年10月1日建設省機発第531号）

２　岩石作業の補正

建設機械損料のうち、変動費に属する運転１時間当り損料を、次表により補正する。

表1.1　補 正 係 数

機　種　名	中 硬 岩 硬岩（Ⅰ）	摘　　要
ショベル系掘削機	＋0.25	
ブ ル ド ー ザ	＋0.25	リッパ装置付は除く。
トラクタショベル	＋0.25	
ダンプトラック	＋0.25	オフロード（建設専用）は除く。

（注）１．硬岩（Ⅱ）については、施工実態を考慮し、別途決定する。
２．軟岩掘削後の押土、積込み及び運搬用機械は補正しない。
３．岩石作業に使用するグラブ付自航運搬船については、運転時間当り損料に 125／100の割合を乗じて運転時間損料を補正する。
４．深礎工に使用する掘削機械（小型バックホウ）、排土機械（クラムシェル）の損料については中硬岩・硬岩（Ⅰ）がある場合は、岩石割増として運転１時間当り損料に対し一率＋0.10損料補正を行うものとする。

３　その他

「108－010」に記載のないものについては、「建設機械等損料表算定表」によるものとする。

108－020　建設機械等賃料算定基準

108－020－01　建設機械等賃料積算基準

（目的）

第１　この基準は、請負工事の工事費積算にあたって賃貸機械の利用に係る費用（以下「賃料」という。）の積算について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２　この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一　市場価格　　施工業者・建設機械賃貸業者間の取引市場において形成されている取引単位当たりの賃料価格をいう。

二　供用日数　　機械が工事現場に供用される日数（機械を工事現場に搬入し、又は工事現場から搬出するために必要な日数を含む。）をいう。

三　運転日数（または月数）

運転時間の多少にかかわらず、機械が運転される日（または月）を通算した日数（または月数）をいう。

（機械賃料の積算方法）

第３　建設機械等賃料の積算は、次式により行うものとする。

１　クレーン以外　賃料＝市場価格×供用日数

２　クレーン　　賃料＝市場価格×運転日数（または月数）

第４　第３の積算方法による積算が困難であり、または妥当ではないことが明らかである場合は、他の方法により積算を行うものとする。

（運搬費の積算）

第５　運搬費については別途積算するものとする。

（組立解体費）

第６　工事現場における組立解体に要する経費については別途積算するものとする。

108－020－02　建設機械等賃料積算基準の運用について

1　賃料の補正
長期の賃貸に係る割引が設定されている機種の賃料については、割引賃料が適用される時点（以下「割引時点」という）よりも短い時点における賃料計上に際しては、割引時点の賃料計上額を上限として計上すること。

108－020－03　建設機械等賃料積算基準の扱いについて

建設機械等賃料積算基準については、下記のとおり扱うものとする。

1　建設機械等賃料算定基準の対象とする機種は、次のものとする。
トラッククレーン、バックホウ、クラムシェル、ブルドーザ、ラフテレーンクレーン、ホイールローダ、フォークリフト、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、タンパ、高所作業車、クレーン付きトラック、大型ブレーカ、空気圧縮機、ファン、発動発電機、不整地運搬車、潜水ポンプ、ジェットヒータ

2　「建設機械等賃料積算基準の運用について」（以下「運用」という）１に定める長期の賃貸に係る割引が設定されている機種の賃料に係る賃料の補正については、次の方法により行うものとする。

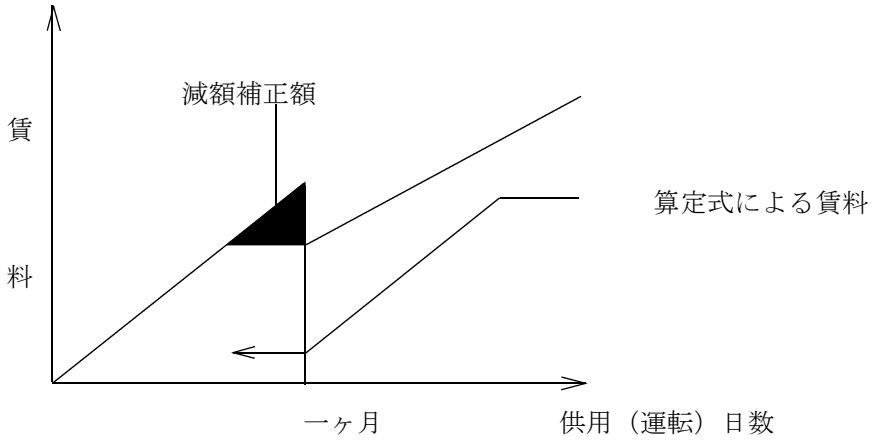

3　賃料の割引に係る「一ケ月以上」については、クレーン以外の建設機械については供用30日以上、クレーン（クローラクレーンを除く）の場合は運転23日以上を標準とする。

4　自走式クレーンを夜間作業（22時から翌朝５時まで）で使用する場合には、以下の算式により補正するものとする。
基準賃料＝「１日当り作業料金」×運転日数×（１＋α h／H）
ただし、　α：夜間割増係数（率）　0.3（30%）
h：夜間作業時間
H：総作業時間

5　建設機械等賃料算定基準の対象とする機種の内、フォークリフト、ファンについては、従来どおりの損料積算とする。

6　運搬工
回送費は、「107　共通仮設費」による。

7　組立解体に要する経費については、「107　共通仮設費」により積算し共通仮設費に計上するものとする。

運用資料

108－100　建設機械損料

108－100－01　不整地運搬車運転費

施工単価コード	DX030900

表1.1　不整地運搬車（クローラ型）運転費　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	クレーン付 3.5ｔ車	油圧ダンプ式			
			2ｔ車	4.0～5.0ｔ車 4.0ｔ車	6.3～7.0ｔ車	8.0～11.0ｔ車
軽　　油	ℓ	(4.2)	2.6	11	17	20
運転手（特殊）	人	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14
損　　料	h	1	1	1	1	1

（注）１．本機は主に現場内運搬に使用する。
　　２．（　）内は排出ガス未対策型機械

108－100－02　路面ヒーター（融雪用）運転費

施工単価コード	DX030910

表2.1　路面ヒーター（融雪用）運転費　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	路面ヒーター（融雪用）
軽　　油	ℓ	1.9
特 殊 作 業 員	人	0.21
灯　　油	ℓ	100
損　　料	h	1

参考資料

108－500　建設機械等損料

建設機械等損料の算定については、「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編　総則　第６章　建設機械運転労務等」によるが、参考として数量の内訳を一部掲載する。

108－500－01　ブルドーザー運転費

機械運転コード	K0101008～K0101082
施工単価コード	DX022000

表1.1　ブルドーザ運転費　（１ｈ当り）

名　称	単 位	ブルドーザ（級）					
		３ｔ	１１ｔ	１５ｔ	２１ｔ	３２ｔ	湿地１６ｔ
軽　　油	ℓ	4.2	11	14	22	30	15
運転手（特殊）	人	0.20	0.20	0.20	0.16	0.16	0.20
損　　料	h	1	1	1	1	1	1

（注）１．本機は主に土工一般等に使用する。
　　２．排出ガス対策型（第２次基準値）にも適用する。

108－500－02　バックホウ運転費

機械運転コード	K0202015～K0202103
施工単価コード	DX022400

表2.1　バックホウ運転費　（１ｈ当り）

名　称	単位	バ　ッ　ク　ホ　ウ								
		0.28 m3	0.45 m3	0.5 m3		0.8 m3	1.4 m3	クレーン付		
				排出ガス対策型（第１次、２次基準値）	排出ガス対策型（2011年規制）			0.28 m3	0.45 m3	0.8 m3
軽　　油	ℓ	5.9	8.6	9.2	11	15	24	5.9	8.6	15
運転手（特殊）	人	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17
損　　料	h	1	1	1	1	1	1	1	1	1

（注）１．本機は主に土工一般等に使用する。
　　２．バックホウ規格は山積・標準バケット容量である。
　　３．排出ガス対策型（第２次基準値）にも適用する。

108－500－03　ホイールローダ（トラクタショベル）運転費

機械運転コード	K0207018～K0207050
施工単価コード	DX022600

表3.1　ホイールローダ（トラクタショベル）運転費　（１ｈ当り）

名　称	単 位	トラクタショベル（ホイール式）					
		0.34 ~0.35m3	0.8m3	0.9 ~1.0m3	1.2m3	1.3 ~1.4m3	1.9 ~2.1m3
軽　油	ℓ	3	6	7.9	8.9	9.1	13
運転手（一般）	人	0.21	－	－	－	－	－
運転手（特殊）	〃	－	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21
損　料	h	1	1	1	1	1	1

（注）１．積込みの標準機種は、1.9~2.1m3級とする。ただし、現場作業条件を十分検討のうえ、適用すること。
２．1.9~2.1m3級以外の機種は、主に小運搬に適用する。

108－500－04　ダンプトラック運転費

機械運転コード	K0301001～K0301006
施工単価コード	DX023000

表4.1　ダンプトラック運転費　（１ｈ当り）

名　称	単 位	ダンプトラック		
		２ｔ積級	４ｔ積級	１０ｔ積級
軽　油	ℓ	3.5	5.4	9.8
運転手（一般）	人	0.17	0.17	0.17
損　料	h	1	1	1
損　耗　費	h	1	1	1

（注）１．本機は主に土砂類の運搬に使用する。

108－500－05　トラック運転費

機械運転コード	K0302001～K0302017
施工単価コード	DX023100

表5.1　トラック運転費　（１ｈ当り）

名　称	単 位	普通トラック						クレーン装置付トラック	
		1.5ｔ	2ｔ	3～3.5ｔ	4～4.5ｔ	7～8ｔ	10～11ｔ	2.0ｔ級 2ｔ吊	4～4.5ｔ級 2.9ｔ吊
軽　油	ℓ	2.5	3.9	4.2	5.5	7.4	10	3.9	5.3
運転手（一般）	人	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	－	－
運転手（特殊）	人	－	－	－	－	－	－	0.17	0.17
損　料	h	1	1	1	1	1	1	1	1

（注）１．本機は主に、現場等における一般資材の運搬及び、除草工等に使用する。

108－500－06　トレーラ運転費

機械運転コード	K0303001～K0303007
施工単価コード	－

表6.1　セミトレーラ運転費　（１ｈ当り）

名　称	単 位	セミトレーラ				
		15ｔ	20ｔ	25ｔ	28ｔ	32ｔ
軽　　油	ℓ	18	18	18	18	18
運転手（特殊）	人	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16
損　　料	h	1	1	1	1	1

108－500－07　クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）運転費

機械運転コード	K0401005～K0401010
施工単価コード	－

表7.1　クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）運転費　（１ｈ当り）

名　称	単 位	クローラクレーン（機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型）				
		35~40t吊	45~50t吊	80ｔ吊	100ｔ吊	150ｔ吊
軽　　油	ℓ	7.1	7.8	12	15	15
運転手（特殊）	人	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19
損　　料	h	1	1	1	1	1

108－500－08　クローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型）運転費

機械運転コード	K0401013～K0401053
施工単価コード	－

表8.1　クローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型）運転費　（１ｈ当り）

名　称	単 位	クローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型）						
		30~35t吊	40~45t吊	50~55t吊	60~65t吊	80ｔ吊	100ｔ吊	150ｔ吊
軽　　油	ℓ	8.5	8.7	10	12	14	14	18
運転手（特殊）	人	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17
損　　料	h	1	1	1	1	1	1	1

108－500－09　トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）運転費

機械運転コード	K0402008～K0402026
施工単価コード	DX023110

表9.1　トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）運転費　（１ｈ当り）

名　称	単 位	トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）
		16ｔ吊
軽　　油	ℓ	5.6
運転手（特殊）	人	0.16
損　　料	h	1

（注）１．本機は主に、護岸工の石積（張）工に使用する。

108－500－10　クローラ式サンドパイル打機運転費

機械運転コード	K0564006～K0564008
施工単価コード	－

表10.1　クローラ式サンドパイル打機運転費　（１ｈ当り）

名　称	単 位	袋詰式・サンドドレーン用	
		60kW 35～37ｔ吊　湿地型	60～90kW 40～60ｔ吊　湿地型
軽　　油	ℓ	7.1	8.9
運転手（特殊）	人	0.17	0.17
機　械　損　料	h	1	1

（注）１．本機は主に軟弱地盤処理工に使用する。

108－500－11　杭打機運転費

施工単価コード	WK250360

表11.1　クローラ式杭打機・直結三点支持式杭打機運転費　（１ｈ当り）

機　械　名	規　　格	名　　称	単位	数　　量	摘　要
ディーゼルハンマ及びアースオーガ併用直結三点支持式杭打機	ラム質量 1.3ｔ オーガ出力30kW	運転手（特殊）	人	0.17	１／Ｔ
		（電　　力）	kWh	0.5×Ｅo	指定事項
		軽　　油	ℓ	q_p＋0.5qh	
		機　械　損　料	h	1	
	ラム質量 1.3ｔ オーガ出力45kW	運転手（特殊）	人	0.17	１／Ｔ
		（電　　力）	kWh	0.5×Ｅo	指定事項
		軽　　油	ℓ	q_p＋0.5qh	
		機　械　損　料	h	1	

（注）１．qp　：杭打機の時間当り燃料消費量　（ℓ／ｈ）
　　qh　：ディーゼルハンマの時間当り燃料消費量（〃）
　　Ｅo　：アースオーガの時間当り電力消費量　（kWh/ｈ）
　　２．本機は主にH形鋼工（ディーゼルハンマ工法及びプレボーリング工法）に使用する。

108－500－12　クラムシェル運転費

機械運転コード	K0204006～K0204007
施工単価コード	－

表12.1　クラムシェル（油圧ロープ式・クローラ型平積0.8m3）　（１ｈ当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
軽　　油		ℓ	16	
運転手（特殊）		人	0.16	
クラムシェル損　料	油圧ロープ式・ クローラ型 平積0.8m3	h	1	

108－500－13　バックホウ装着式油圧バイブロハンマ運転費

機械運転コード	K0202027、MA00503029
施工単価コード	DX024810

表13.1　油圧バイブロハンマの運転１時間当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
運　転　手（特殊）		人	0.17	
燃　　料　　費		ℓ	5.9	
機　械　損　料　1 （油圧バイブロハンマ）	起振力58.8kN(6t)級	h	1	
機　械　損　料　2 （バックホウ）	山積み0.28m3 （平積み0.2m3） （第１次基準値）	h	1	

機械運転コード	K0202029、MA00503030
施工単価コード	DX024820

表13.2　油圧バイブロハンマの運転１時間当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
運　転　手（特殊）		人	0.17	
燃　　料　　費		ℓ	9.2	
機　械　損　料　1 （油圧バイブロハンマ）	起振力88.3kN(9t)級	h	1	
機　械　損　料　2 （バックホウ）	山積み0.50m3 （平積み0.4m3） （第１次基準値）	h	1	

機械運転コード	K0202032、MA00503031
施工単価コード	DX024830

表13.3　油圧バイブロハンマの運転１時間当り単価表

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
運　転　手（特殊）		人	0.17	
燃　　料　　費		ℓ	17	
機　械　損　料　1 （油圧バイブロハンマ）	起振力127.5kN(13t)級	h	1	
機　械　損　料　2 （バックホウ）	山積み1.00m3 （平積み0.7m3） （第1次基準値）	h	1	

108－500－14　大型ブレーカ運転費

機械運転コード	K0202028、K0202031 K0604005、K0604006
施工単価コード	DX025800、DX025810

表14.1　大型ブレーカ運転費　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	バックホウ山積0.8m3級（第１次基準値）		バックホウ山積0.45m3級（第１次基準値）
		ブレーカ油圧式 600~800kg 取壊し用	ブレーカ 1300kg 岩石工用	ブレーカ油圧式 600~800kg 取壊し・木杭打用
軽　　油	ℓ	15	15	8.6
運転手（特殊）	人	0.17	0.17	0.17
バックホウ損料	h	1	1	1
大型ブレーカ損料	日	0.17	0.17	0.17

（注）１．本機は主に、取壊し・岩掘削、木杭打用に使用する。
　　２．排出ガス対策型（第２次基準値）にも適用する。

108－500－15　アースオーガ中掘機運転費

機械運転コード	K0512300～K0512302
施工単価コード	－

表15.1　アースオーガ中掘機運転費　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	アースオーガ中掘機		備　　考
		90kW	55kW×2	
運転手（特殊）	人	0.17	0.17	
軽　　油	ℓ	12	13	
機械損料	h	1	1	

108－500－16　モーターグレーダ運転費

機械運転コード	K0701003～K0701011
施工単価コード	－

表16.1　モーターグレーダ運転費　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	モータグレーダ
		ブレード　3.1m　級
軽　　油	ℓ	9.5
運転手（特殊）	人	0.20
機械損料	h	1

（注）１．本機は主に路上路盤再生工に使用する。

表16.2　モーターグレーダ運転費　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	モータグレーダ
		ブレード　3.7m　級
軽　　油	ℓ	13
運転手（特殊）	人	0.20
機械損料	h	1

（注）１．本機は主に春先堆積土処理工に使用する。

108－500－17　マカダム・タイヤローラ運転費

機械運転コード	K0801003～K0801009
施工単価コード	DX026000

機械運転コード	K0802001～K0802008
施工単価コード	DX026100

表17.1　マカダム・タイヤローラ運転費　　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	マカダムローラ	タイヤローラ
		10～12ｔ	8～20ｔ
軽　　油	ℓ	7	7
運転手（特殊）	人	0.20	0.20
機械損料	h	1	1

（注）１．本機は主に路盤工、補強土壁工等に使用する。

108－500－18　振動ローラ運転費

機械運転コード	K0804001～K0804037
施工単価コード	DX026110

表18.1　振動ローラ運転費　　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	タンデム型			コンバインド型	ハンドガイド型
		2.4～2.8ｔ 搭乗式	6～7.5ｔ 搭乗式	8～10ｔ 搭乗式	3～4ｔ 搭乗式	0.8～1.1ｔ
軽　　油	ℓ	3.5	10	14	3.7	1.3
特殊作業員	人	0.23	－	－	－	0.20
運転手（特殊）	〃	－	0.23	0.23	0.25	－
機械損料	h	1	1	1	1	1

（注）１．本機は主に土工一般、路盤工の締固めに使用する。

108－500－19　コンクリートポンプ車運転費

機械運転コード	K0903001～K0903010
施工単価コード	－

表19.1　コンクリートポンプ車運転費　　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	ブーム式			配管式
		55～60 m3／h	65～85 m3／h	90～110 m3／h	55 m3／h
軽　　油	ℓ	8.4	11	13	8
運転手（特殊）	人	0.15	0.15	0.15	0.14
コンクリートポンプ車損料	h	1	1	1	1
圧送管損料	m･h	1×L	1×L	1×L	1×L

（注）１．本機は主にコンクリート打込みに使用する。
　　２．Ｌは、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。

108－500－20　アスファルトフイニッシャ運転費

機械運転コード	K1003018～K1003033
施工単価コード	DX028000

表20.1　アスファルトフイニッシャ運転費　　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	クローラ型		ホイール型		
		1.4～3m	3～12m	1.4～3.0m	2.0～4.5m	2.4～6.0m
軽　　油	ℓ	(4.1)	23	4	5.9	11
運転手（特殊）	人	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
機械損料	h	1	1	1	1	1

（注）１．本機は主に舗装工事に使用する。
　　２．（ ）内は排出ガス未対策型機械

108－500－21　コンクリートスプレッダ運転費

機械運転コード	K1008001
施工単価コード	－

表21.1　コンクリートスプレッダ運転費　　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	コンクリートスプレッダ ブレード式3～7.5m
軽　　油	ℓ	4.0
運転手（特殊）	人	0.17
機械損料	h	1

（注）１．本機は主にコンクリート舗装工に使用する。

108－500－22　コンクリートフィニッシャ運転費

機械運転コード	K1009002
施工単価コード	－

表22.1　コンクリートフィニッシャ運転費　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	コンクリートフィニッシャ 3～7.5m
軽　　油	ℓ	4.0
運転手（特殊）	人	0.16
機械損料	h	1

（注）１．本機は主にコンクリート舗装工に使用する。

108－500－23　コンクリートレベラ運転費

機械運転コード	K1010001
施工単価コード	－

表23.1　コンクリートレベラ運転費　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	コンクリートレベラ 3～7.5m
軽　　油	ℓ	2.2
運転手（特殊）	人	0.16
機　械　損　料	h	1

（注）１．本機は主にコンクリート舗装工に使用する。

108－500－24　高所作業車（リフト車）運転費

機械運転コード	K0433002～K0433012
施工単価コード	DX029000

表24.1　高所作業車（リフト車）運転費　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	高所作業車 (ﾄﾗｯｸ架装・ﾌﾞｰﾑﾊﾞｽｹｯﾄ型)	高所作業車 (トラック架装・垂直型)
		作業床高　12m	作業床高　13.2m
軽　　油	ℓ	3.6	3.5
運転手（特殊）	人	0.20	0.20
機　械　損　料	h	1	1

108－500－25　散水車運転費

機械運転コード	K1108006～K1108010
施工単価コード	－

表25.1　散水車運転費　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	散　水　車	
		タンク容量 3,800ℓ	タンク容量 5,500～6,500ℓ
軽　　油	ℓ	4.4	4.9
運転手（一般）	人	0.18	0.18
機　械　損　料	h	1	1

（注）１．本機は主に路盤工事に使用する。

108－500－26　路面ヒータ（路上再生機併用）運転費

機械運転コード	K1134002
施工単価コード	－

表26.1　路面ヒータ運転費　　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	路面ヒータ発熱量 502 ～ 586万kJ/h
軽　　油	ℓ	7.4
運転手（特殊）	人	0.19
機械損料	h	1

（注）１．本機は主に路上表層再生工に使用する。

108－500－27　種子吹付機運転費

機械運転コード	K2038003、K2038006
施工単価コード	－

表28.1　種子吹付機運転費　　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	車載式 2.5 m3
軽　　油	ℓ	4.2
損　　料	h	1

（注）１．本機は主に法面施肥工に使用する。

108－500－28　排水管清掃車（ジェット式）運転費

機械運転コード	K1106005
施工単価コード	－

表29.1　排水管清掃車（ジェット式）運転費　　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	ジェット式 5,300 ～ 5,800ℓ
軽　　油	ℓ	6.7
運転手（一般）	人	0.17
機械損料	h	1

（注）１．本機は主に排水管の清掃に使用する。

108－500－29　側溝清掃車（ロータリブロワ式）運転費

機械運転コード	K7500133
施工単価コード	－

表30.1　側溝清掃車（ロータリブロワ式）運転費　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	ロータリブロワ式 4.5 ～ 5.0m3級
軽　　油	ℓ	9.7
運転手（一般）	人	0.17
機　械　損　料	h	1

（注）１．本機は主に側溝の清掃に使用する。

108－500－30　ラフテレーンクレーン装着式アースオーガ運転費

機械運転コード	K0515013 K0515014
施工単価コード	－

表32.1　ラフテレーンクレーン装着式アースオーガ運転費　（１ｈ当り）

名　　称	単 位	ラフテレーンクレーン装着式アースオーガ	
		アースオーガ（油圧式）及びモンケン架装 オーガトルク２２ｋＮ・ｍ ベースマシン１６ｔ モンケン１．２ｔ リーダ長１６．４ｍ	アースオーガ（油圧式）及びモンケン架装 オーガトルク３５ｋＮ・ｍ ベースマシン２５ｔ モンケン２．０ｔ リーダ長１７．５ｍ
軽　　油	ℓ	14	20
運転手（特殊）	人	0.17	0.17
機　械　損　料	h	1	1